



業務運営評価制度：平成 16 年度年間事業評価書

平成 17 年 10 月

国際協力銀行

はじめに

～説明責任の徹底と成果重視の業務運営の推進に向けて～

2004 年度には、原油をはじめとする資源・エネルギー需給の逼迫・価格の高騰、周辺国に未曾有の被害をもたらしたスマトラ沖大地震・インド洋津波災害の発生、地球温暖化防止に向けた京都議定書の発効など様々な出来事がありました。資源・エネルギーの確保が我が国にとって一層重要な政策課題となり、他方で国際金融秩序の安定、開発途上国における貧困、紛争や、地球温暖化、水資源・感染症・人口問題等の地球規模問題は、依然として国際社会の安定と世界経済の持続的発展を脅かす国際社会共通の課題です。また、近年、自由貿易協定(FTA)・経済連携協定(EPA)の締結・戦略的活用に向けた各国の取り組みが積極化する中で、他先進諸国との同等な競争条件の確保や投資先国との調和的な関係構築にも一層留意したグローバルな経済活動支援が益々重要な意味合いを持ち始めています。

国際協力銀行は、我が国の対外経済政策を担う一元的な政策金融機関として、民間金融機関の活動を補完・奨励しつつ、「我が国の輸出入および海外経済活動の促進」、「開発途上地域の経済社会開発・経済安定化への支援」、および「我が国を取り巻く国際環境の安定化への貢献」という使命を果たすべく、2004 年度には上記のような内外の経済社会情勢に対応しつつ業務に取り組みました。例えば、アゼルバイジャンの油田開発案件、アジア債券市場育成イニシアティブに基づくタイバーツ建て社債等への保証案件、世界最大の貧困人口を抱えるインドの貧困対策案件、約 20 年に及ぶ内戦により開発が遅れたスリランカの北部・東部を対象地域として含む平和構築案件、インドネシア、スリランカ等での災害復興支援に向けた緊急ニーズ調査(本ニーズ調査を踏まえたスリランカへの災害復興支援を 2005 年 6 月に実施)、京都議定書における我が国の温室効果ガス削減目標達成への寄与が期待される温暖化ガス削減基金設立・運営への支援を行いました。

本評価書は、本行が 2004 年度に実施したこうした業務を 6 つの事業分野に基づき体系的に整理し、その取り組み状況を評価したものです。これは政策金融機関としての立場から、国民の皆様に対する説明責任(アカウンタビリティ)の徹底と成果重視の業務運営の推進を目的として、2002 年度に導入した業務運営評価制度の下で実施した 3 度目の年間事業評価にあたります。評価にあたっては、今後の業務の改善策等を提示するよう心がけ、例えば、開発途上国の経済社会開発支援での NGO 等との連携や、資源・エネルギーの安定確保に向けた取り組み強化などに今後一層努める必要があることを指摘しています。また、本評価書と合わせ、類似の評価制度・手法に関する知見や、国民あるいは本行出融資等の利用者の視点を有する第三者で構成される外部有識者委員会(第 1 部 5. 参照)による、本評価の評価手法・結果の妥当性や制度運用に関する意見書を公表します。

本評価書では、新たに事例紹介を加えるなど、内容面での工夫を試みており、今後とも試行錯誤を繰り返しながら、制度運用の改善に取り組み、評価の質の向上に努める所存です。また、評価結果を国民の皆様公表・発信することにより業務運営の透明性を高めると共に、評価結果から得られた教訓を今後の業務に反映し、自律的な改善に基づく効果的・効率的な業務運営に努めてまいります。

目次

第1部 業務運営評価制度の枠組みと平成16年度年間事業評価	…	1
1. 業務運営評価制度の目的と枠組み	…	2
2. 業務運営サイクルと平成16年度年間事業評価	…	6
3. 年間事業評価の手法	…	8
4. 評価の実施体制	…	11
5. 外部有識者委員会	…	12
6. 2004年度出融資保証承諾実績と評価結果一覧	…	13
第2部 平成16年度年間事業評価の結果	…	16
1. 課題の評価フォーム記載要領	…	17
2. 基本業務分野の評価	…	18
(1) 事業に関する課題	…	19
(2) 財務に関する課題	…	33
(3) 組織能力に関する課題	…	36
3. 事業分野の評価	…	46
(1) 国際金融秩序安定への貢献	…	47
(2) 開発途上国の経済社会開発支援	…	55
(3) 我が国の資源の安定確保	…	76
(4) 我が国の資本・技術集約型輸出の支援	…	84
(5) 我が国産業の国際的事業展開の支援	…	92
(6) 開発途上国の地球規模問題への対応支援	…	105
4. 平成14～16年度業務戦略評価について	…	118
外部有識者委員会意見書	…	124

第 1 部

業務運営評価制度の枠組みと平成 16 年度年間事業評価

< 概要 >

まず、本評価書が拠って立つ国際協力銀行の業務運営評価制度と、その中で
の平成 16 年度年間事業評価の位置付けについて、概説しています(1.2.)。

次に、年間事業評価の評価手法、評価実施にあたっての内部体制や外部有
識者委員会の役割を説明しています(3. ~ 5.)。

最後に、2004 年度の出融資保証承諾実績の参考データとともに、本平成 16 年
度年間事業評価の結果である、各課題の評定一覧を記しています(6.)。

国際協力銀行は、政策金融機関としての立場から、国民に対する説明責任(アカウンタビリティ)の徹底、国民的視点に立った成果重視の業務運営の推進、自律的な業務運営の確保、機動的・効率的な執行体制の確立、組織の潜在的価値の発揮を主な目的として、2002年度から業務運営評価制度を導入しています。

本評価制度の枠組みは、国際協力銀行法上の設置目的を換言した「使命」や、「使命」を適切に実施するために本行の業務運営上の方針として策定した「業務方針」、「業務方針」に沿った業務運営を行うこと等を目的として策定した中期的な「業務戦略」、および「業務戦略」を各年度の活動として具体化した「年間事業計画」からなり(5項図参照)、これらの具体的な内容は下記のとおりです。「業務戦略」および「年間事業計画」については、各々評価を行い、その結果を次の業務運営サイクルに反映させていきます(第1部2.参照)。

(1) 使命

「使命」は、国際協力銀行法上において規定された本行の設置目的を、本行として「何を行うのか」を明確に示すものとして換言したものであり、具体的内容は以下のとおりです。

使命

本行は、我が国の健全な発展を確保するとともに、我が国が、相互依存の進む国際経済社会の健全な発展のため、主体的な役割を積極的に担っていくことを目的として、民間金融機関の活動を補完・奨励しつつ、金融という手段を通じて、以下の使命を果たします。

- 我が国の輸出入および海外経済活動の促進
- 開発途上地域の経済社会開発・経済安定化への支援
- 我が国を取り巻く国際環境の安定化への貢献

(2) 業務方針

「業務方針」は、「使命」を適切に実施するため、我が国政府の対外経済政策の適切な実施を担う政策金融機関として、本行の業務運営上の方針として策定するものです。以下のとおり、業務に取り組む基本的姿勢を示した「基本運営方針」および具体的な業務の実施に関する「分野別業務方針」から構成されています。

基本運営方針

- 民業補完の徹底および民間資金との役割分担の明確化
- 公的資金の適切な利用
- 国民の理解の増進

分野別業務方針

- 国際金融秩序安定への貢献
- 開発途上国の経済社会開発支援
- 我が国の資源の安定確保
- 我が国経済のグローバル化への対応支援
- 地球規模問題の改善

(3) 業務戦略

「業務戦略」は、「業務方針」に沿った業務運営を行うとともに、各年度を通じて、業務運営における透明性の確保と内部における業務改善を図ることを目的として策定するものです。以下のとおり、全行的な事業・財務・組織能力に関する「基本業務戦略」(3つの基本業務分野)および事業分野毎の活動に関する「分野別業務戦略」(6つの事業分野)からなります。

業務戦略においては、業務方針に沿った業務運営を行うにあたり、本行として各年度を通じて取り組むべき「課題」を抽出します(2002～2004年度、2005年度以降の各々の「課題」一覧については、4、5頁図参照)。また、各課題に対する具体的「取り組み例」、およびその取り組み状況を評価・モニタリングするための「指標」を設定します。

基本業務戦略 (基本業務分野)

- 事業に関する課題
- 財務に関する課題
- 組織能力に関する課題

分野別業務戦略 (事業分野)

- 国際金融秩序安定への貢献
- 開発途上国の経済社会開発支援
- 我が国の資源の安定確保
- 我が国の資本・技術集約型輸出の支援(注)
- 我が国産業の国際的事業展開の支援(注)
- 開発途上国の地球規模問題への対応支援

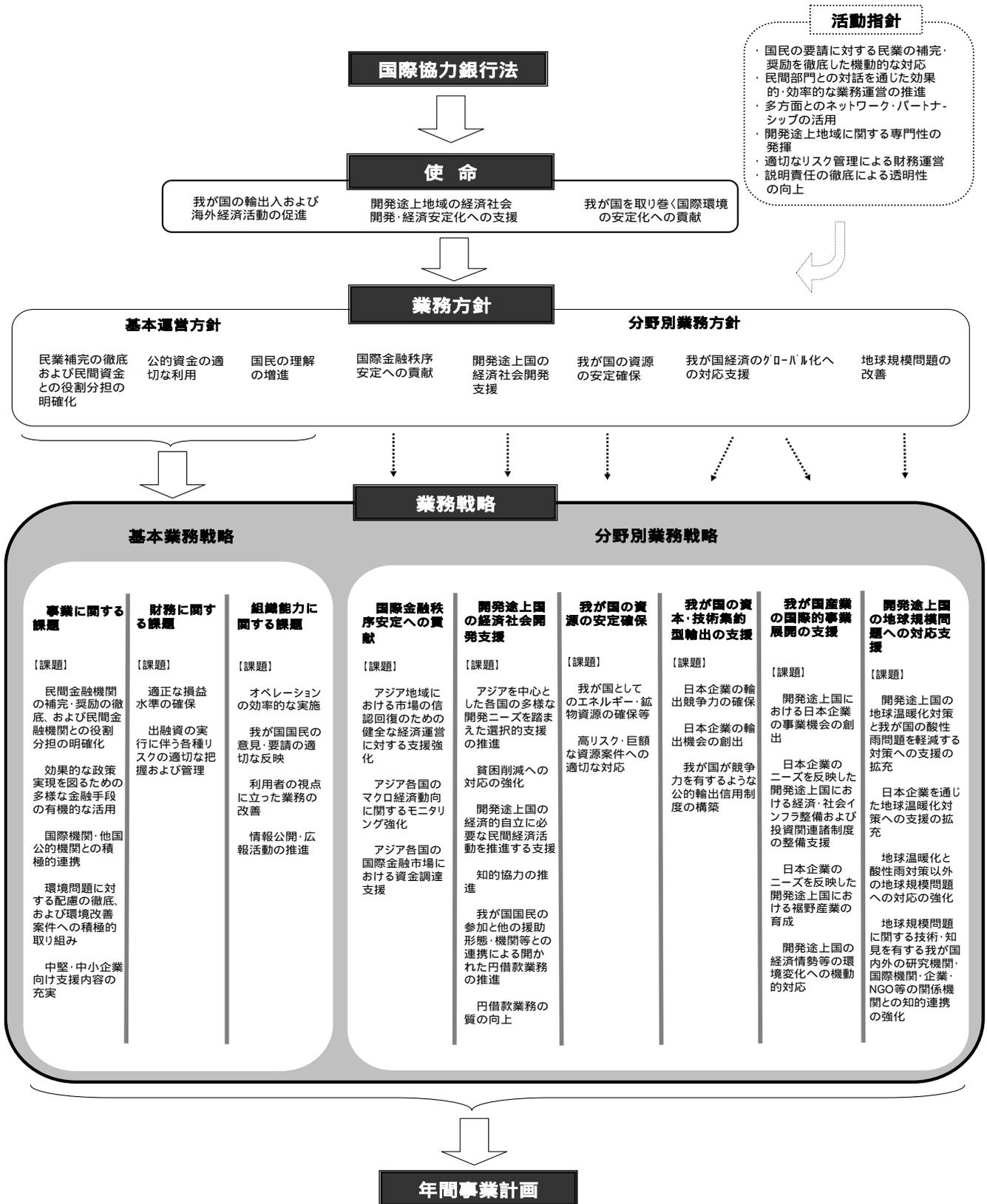
(注) 両事業分野は、業務方針の「我が国経済のグローバル化への対応支援」に対応。

(4) 年間事業計画

「年間事業計画」は、「業務戦略」を各年度における活動として具体化するため作成するものです。業務戦略において課題に対する取り組み状況を評価・モニタリングするために設定した「指標」について、年間事業計画において、可能な限り「計画値」を設定します。

(参考) 2002年3月に策定した当初の業務戦略の下で、2002年度以降の各年度の年間事業計画を策定・公表し、その実施状況の評価として、2002年度、2003年度の各年間事業評価を実施・公表しています。また、2005年度以降を対象として改定した業務戦略の下で「平成17年度年間事業計画」を策定しています。

(図) 業務運営評価制度の枠組み



↓

年間事業計画

(業務戦略については、2002年3月に策定した当初の内容としています。)

(参考) 2005 年度以降を対象とする業務戦略

本評価の対象である「平成 16 年度年間事業計画」は、当初の業務戦略(2002 年 3 月策定・公表)に基づくものですが、その後、2005 年 2 月に実施した、2002、2003 年度及び 2004 年度上期を対象とする業務戦略評価の結果等を踏まえ、2005 年度以降を対象として業務戦略を 2005 年 3 月に改定・公表しました。その骨子は以下のとおりです。

基本業務戦略

事業に関する課題	財務に関する課題	組織能力に関する課題
【課題】 民間金融機関の補完・奨励の徹底及び民間資金との役割分担の明確化 効果的な政策実現を図るための多様な金融手段の有機的な活用 国際機関・海外公的機関との積極的連携 環境問題への配慮の徹底および環境問題対応への積極的貢献 中堅・中小企業の海外事業運営支援	【課題】 適正な損益水準の確保および安定的な財務体質の維持 出融資の実行に伴う各種リスクの適切な把握及び管理	【課題】 オペレーションの機動的・効率的な実施 我が国国民・利用者の意見・要請の適切な反映 情報公開・広報活動の推進 <u>対外経済分野における政策金融機関としての現地機能の活用強化</u>

分野別業務戦略

国際金融秩序安定への貢献	開発途上国の経済社会開発支援	我が国にとっての資源の確保	我が国の資本・技術集約型輸出の支援	我が国産業の国際的事業展開の支援	開発途上国における地球規模問題・平和構築への対応支援
【課題】 <u>アジア地域における金融・資本市場の構造改善・市場育成支援</u> 新興・体制移行国等の国際金融危機未然防止への対応強化 国際金融危機発生時の機動的・効果的な危機収拾	【課題】 開発途上国の貧困削減への直接対応 <u>開発途上国の持続的な経済成長を推進する支援</u> 知的協力・技術支援の推進 開発パートナーシップの推進 国民の参加(開かれた円借款業務) 円借款業務の質の向上	【課題】 我が国として不可欠なエネルギー・鉱物資源の確実な供給確保 <u>エネルギー・鉱物資源の安定確保のための供給量確保と消費節減の推進</u> 我が国へのエネルギー・鉱物資源の供給維持・拡大に繋がる事業の推進	【課題】 日本企業の輸出競争力確保 日本企業の輸出機会創出 我が国輸出産業に配慮した公的輸出信用制度改善	【課題】 <u>開発途上国における日本企業の円滑かつ国際調和的な事業展開支援</u> 開発途上国における日本企業の事業運営に必要な基盤整備支援 開発途上国における日本企業の事業運営に必要な諸制度の整備・改善支援	【課題】 <u>地球温暖化問題への支援の拡充</u> 地球温暖化問題以外の地球規模問題(注)への対応の強化 <u>平和構築への貢献</u> <u>災害への対応</u> (注)水資源・感染症・人口問題・酸性雨問題

(下線部分は、業務戦略評価の結果等が反映された主な箇所を指します。)

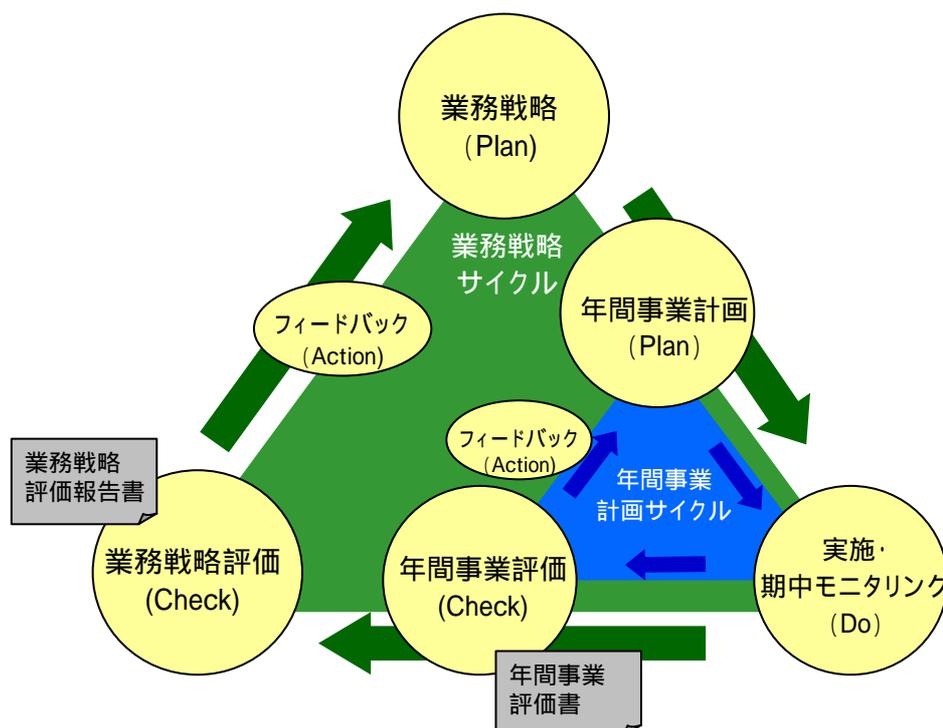
本行は業務運営評価制度を業務運営のマネジメント・サイクルに組み込んでいます。具体的には、本評価制度の下で、自ら目標設定(企画立案[Plan])し、目標達成に向け業務を行い(実施[Do])、その結果を評価し(評価[Check])、業務の改善及び目標の見直し等(フィードバック[Action])を行う「PDCA サイクル」を通じて、業務運営の自律的な改善を図っています。

「PDCA サイクル」は、中期的な業務戦略レベルのサイクルと、年度毎の年間事業計画レベルの2つのサイクルから成り、Plan の段階では「業務戦略」、「年間事業計画」を策定・公表し、Check の段階では「業務戦略評価報告書」、「年間事業評価書」を作成・公表しています(図 1、2)。

上記の仕組みのもと、「平成 16 年度年間事業評価書」は、年間事業計画サイクルの3度目の Check (評価)として、中期の「業務戦略」(2002年3月策定)に基づく業務のうち、「平成 16 年度年間事業計画」(2004年3月策定)における取り組み状況について、本行として取り纏めた評価結果です。

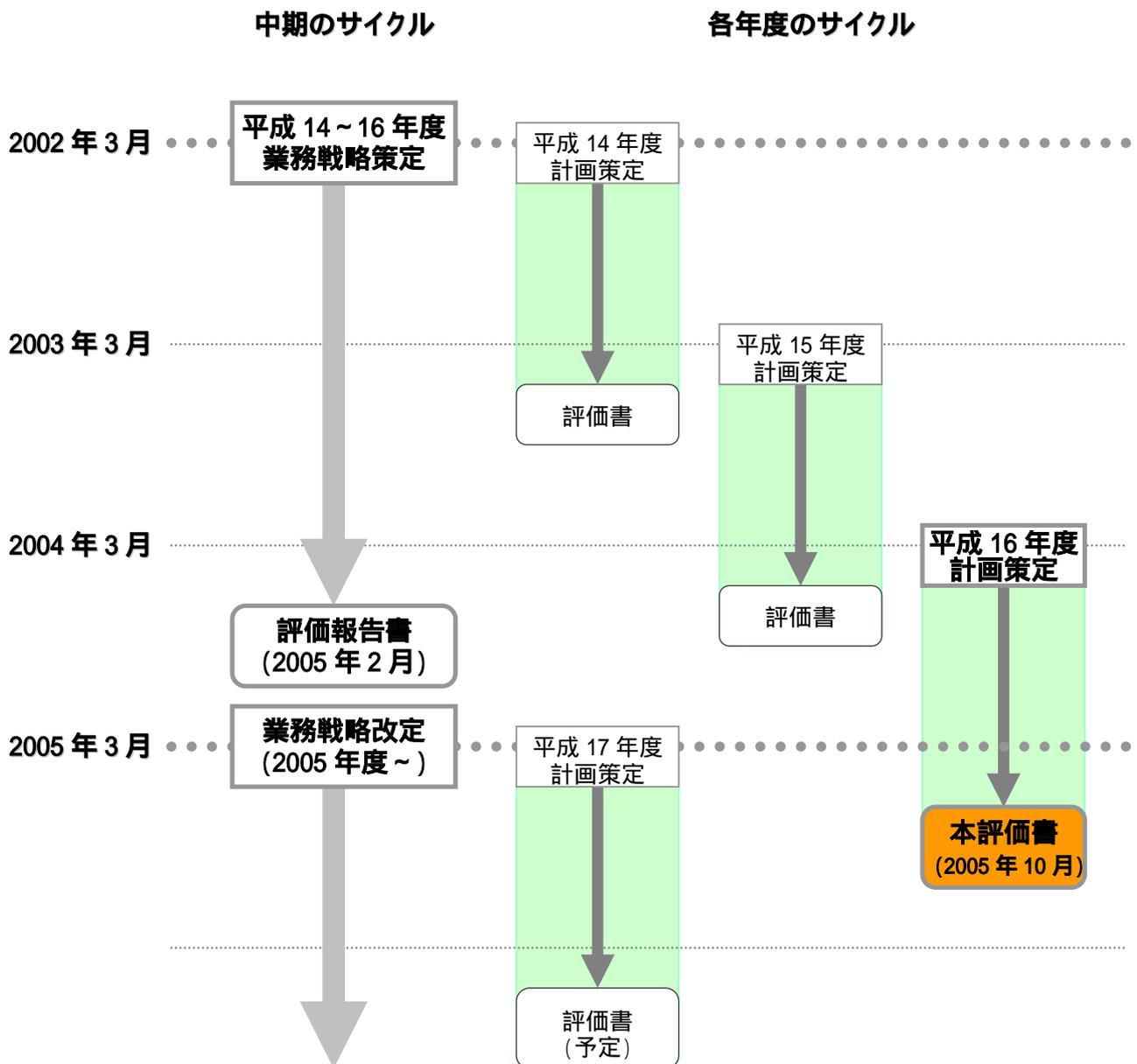
なお、中期の業務戦略サイクルについては、2005年2月に当初の業務戦略を評価し(Check)、その結果を反映して(Action)2005年3月に業務戦略を改定した(Plan)ことで一巡しており、2005年度以降は改定後の業務戦略に基づいて業務に取り組んでいます(Do)が、平成 16 年度年間事業評価には、2004年度を通じた取り組み状況をレビューすることで、(2004年度下期の業務を分析対象としていない)業務戦略評価の結果を事後的に検証し、また補完する意味合いも持たせています。

(図 1) PDCA サイクルのイメージ



(図2) PDCA サイクルに基づく制度の運用状況

業務戦略および年間事業計画については、各々評価を行い、その結果を次の業務運営サイクルに反映させています。



本評価では、年間事業計画の基本業務分野、6 事業分野の各「課題」への取り組み状況を、「課題」毎に評価します。具体的な評価の対象(何を評価するか)、評価の視点(どのように評価するか)、及び評価の総合化・段階評価の基準の考え方等は、次のとおりです。

(1) 評価の対象(何を評価するか)及び視点(どのように評価するか)

年間事業計画に掲げている「取り組み例」

・ 指標の達成度に関する評価 (次頁図、1.(1)/)

- 業務戦略及びその下での年間事業計画では、本行が取り組むべき「課題」、それに対する具体的な「取り組み例」、取り組み状況の評価・モニタリングするための「指標」を設定しており、まず指標の達成度が評価の対象となります。
- 指標の達成度に関し、要因分析をした上で、実績に関し、スキームの複雑さや手法の先進性といった質的側面を加味し、定量評価を行います。

・ 指標に掲げていない実績()に関する評価 (次頁図、1.(2)/)

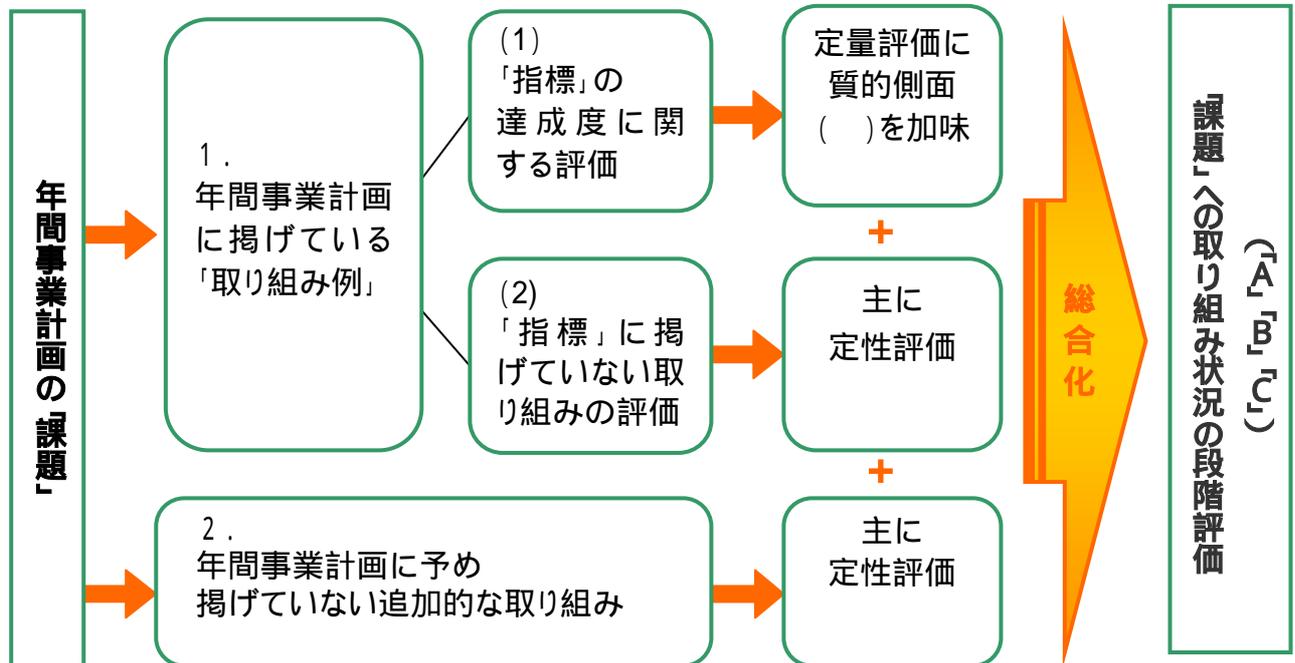
- 指標については、「取り組み例」への取り組み状況を測るため代表的なものを選定していますが、選定した指標が必ずしも取り組み状況の全てを示すわけではありません。逆に、選定した指標の対象とはならなくても、取り組み状況を適切に示す実績もあり得ます。また、そもそも定量的な指標を設定することが馴染まない取り組みもあります。このため、これらの実績・取り組みについても、評価しうるものがあればその対象とします。
- 主に定性評価を行います(9 頁注参照)。
() 指標の対象としていない実績、若しくは指標を設定していない取り組み例にかかる実績を指します。

年間事業計画に予め掲げていない追加的な取り組み (次頁図、2./)

- 年間事業計画にある「取り組み例」以外の取り組みについても、「課題」に照らして評価しうるものがあれば追加的な取り組みとして評価の対象とします。これは、課題に対応する様々な取り組みの全てを年間事業計画に挙げているわけではなく、また、年度の途中においても、事業環境、顧客ニーズ、政府の政策等の変化に応じて、機動的かつ柔軟に業務に取り組んでいく必要があるためです。
- 主に定性評価を行います(9 頁注参照)。

(参考) 上記の追加的な取り組みの中で継続的な対応を要するものについては、業務戦略改定や年間事業計画策定の際にこれらを反映するなど、自律的な業務運営を行う仕組みを構築しています。

(図) 評価の対象と視点



() 指標の個々の実績に関するスキームの複雑さや手法の先進性といった質的側面を加味します。

(注) 定性評価の観点

定性評価に用いた「評価の観点」は下表のとおりです。「行政機関が行う政策の評価に関する法律（政策評価法）」(2002年4月施行)等を踏まえ、また政策金融機関としての本行業務の独自性を勘案し、その課題の特性に応じた点を含めています。

定性評価の観点	
必要性	・取り組み例が「業務戦略」、「年間事業計画」の「課題」への取り組みとして必要か否か。
効率性	・取り組み例を実施する際、投入資源に見合う効果が効率的に得られるか否か。 ・必要な効果がより少ない資源で得られる取り組み例が他にないか。
有効性	・取り組み例の実施により、期待される効果が得られるか否か。 ・期待される効果に照らして、より大きな効果が得られる取り組み例が他にないか。
優先性	・必要性、効率性、有効性などの視点による評価を踏まえ、他の取り組み例より優先的に実施すべきか否か。
その他	・取り組み例を実施するに際し、本行として配慮すべき行動規範（業務運営評価制度における活動指針等）の遵守に努めているか否か。 ・取り組み例の実施により、課題の特性に応じた持続的な効果や間接的な波及効果等が得られるか否か。

(2) 評価の総合化と段階評価

上記の評価対象毎の評価(9 頁図の 、 、)を「課題」毎に総合化し、「課題」への取り組み状況に関し、「A」「B」「C」及び「外部環境の変化等により評価不能」による段階評価を行います。評価の総合化と段階評価の基準の考え方は、下表のとおりです。評価にあたっては、評価結果を単に記述するだけでなく、それを踏まえた業務の改善策等を提示するよう心がけています。

段階評価		段階評価の基準の考え方
A	適切な取り組みがなされたものと評価されます。	指標の達成度の評価()が良好な場合(注)、またはが良好ではないが、指標に掲げていない取り組みの評価()、年間事業計画に予め掲げていない追加的な取り組みの評価()が極めて良好であるもの。
B	概ね適切な取り組みがなされたものと評価されます。	が良好ではないが、 が良好であるもの。
C	取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要です。	、 、 が良好ではないもの。
-	外部環境の変化等により評価不能。	

(注) 制度運用の初期の段階では、指標だけでは必ずしも適切に反映されない「課題」もあるため、指標の達成度に関する評価が良好である場合も自動的に A とせず、指標と課題の関係に留意します。

なお、本行は 2005 年 2 月に実施した業務戦略評価において、今後の業務運営の方向性等を指摘し、2005 年度以降を対象とする業務戦略に反映しています。今回の年間事業評価は 2004 年度が終了したことを受け、年度全体を通じた取り組み状況を改めて評価したものであり、今後の対応に関する記述については、業務戦略評価で指摘した事項に照らし、追加・修正すべきものや改めて指摘すべきもの等があればこれを記載しています。

また、本評価書では、わかりやすさを確保するため、評価対象である 2004 年度だけでなく、2002 年度及び 2003 年度の段階評価を併記し、過去の評価結果が一覧できるようにしています。ただし、本評価制度導入後、外部有識者委員会の意見等も踏まえつつ、評価手法等制度運用の見直し・改善を図ってきており、各年度の段階評価を単純に比較することは必ずしも適切ではありません。

本評価は以下のような体制で実施しています。

担当各部

指標の達成状況の測定とその結果等を踏まえ、2004年度の業務実績に関する自己分析を行います。

金融業務部、開発業務部

国際金融等業務、海外経済協力業務を統括する両業務の統括部門として、担当各部の自己分析を受けて、自己評価を行います。

総務部業務運営評価課

上記の自己評価を受けて、より客観的な観点から評価を行い、評価書を取りまとめます。

評価に際しては、評価の客観性を高めるため、外部有識者委員会(12頁参照)において、内部評価に用いる評価手法及びこれに基づく評価結果の妥当性の検討を行います。

評価に際しては、評価の客観性を高めるため、外部有識者委員会を設置しています。その概要は以下のとおりです。

(1) 設置目的

内部評価の評価手法およびこれに基づく評価結果の妥当性を検討すること、また、これら検討結果に加えて、評価制度の運用改善に向けた意見を本行総裁に対し提出すること。

(2) 委員（敬称略、座長以外 50 音順）

(座長)	高木 勇三	日本公認会計士協会常務理事
	岩崎 慶市	株式会社産業経済新聞社論説副委員長
	大住 莊四郎	関東学院大学経済学部教授
	角田 博	社団法人日本経済団体連合会参与
	城山 英明	東京大学大学院法学政治学研究科助教授

(3) 平成 16 年度年間事業評価に関する委員会の開催実績

2005 年 7 月 1 日 議題：「業務運営評価制度の運用実績と評価手法について」

2005 年 10 月 4 日 議題：「平成 16 年度年間事業評価書について」

(参考) 業務運営評価制度導入以降の上記以外の委員会開催実績

平成 14 年度年間事業評価関連

2003 年 6 月 13 日 議題：「業務運営評価制度の運用と評価手法について」

2003 年 9 月 17 日 議題：「平成 14 年度年間事業評価書について」

平成 15 年度年間事業評価関連

2004 年 6 月 2 日 議題：「業務運営評価制度の運用と評価手法について」

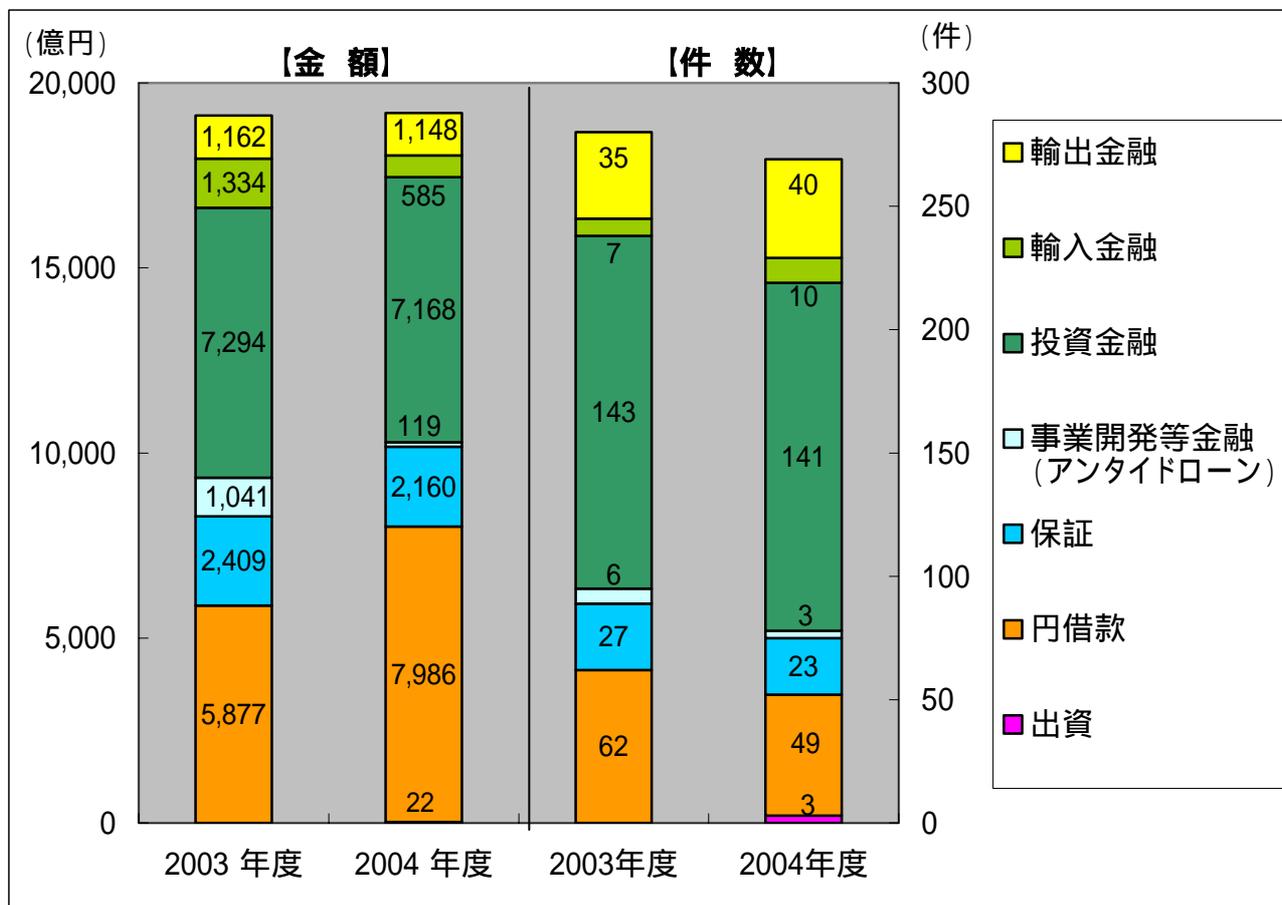
2004 年 9 月 24 日 議題：「平成 15 年度年間事業評価書について」

平成 14～16 年度業務戦略評価関連

2004 年 12 月 3 日 議題：「業務運営評価制度における業務戦略評価の位置付け、評価の手法等について」

2005 年 2 月 8 日 議題：「業務戦略評価報告書について」

(1) 出融資保証承諾実績



(参考) 各事業分野に関連する 2004 年度出融資保証承諾金額及び件数の比率

事業分野	金額(%)	件数(%)
国際金融秩序安定への貢献	1	2
開発途上国の経済社会開発支援	26	21
我が国の資源の安定確保	15	13
我が国の資本・技術集約型輸出の支援	4	11
我が国産業の国際的事業展開の支援	24	37
開発途上国の地球規模問題への対応支援	31	16
合計	100	100

(注1) 複数の事業分野の課題に対応する案件は、該当する全事業分野に計上しています。
 (注2) 単位未満四捨五入のため、各事業分野の割合を合計しても100%にならないことがあります。

(2) 評価結果一覧

分野		課題	評価結果		
			2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)
基本	事業に関する課題	民間金融機関の補完・奨励の徹底及び民間資金との役割分担の明確化	A	A	A
		効果的な政策実現を図るための多様な金融手段の有機的な活用	B	A	A
		国際機関・他国公的機関との積極的連携	A	A	A
		環境問題に対する配慮の徹底及び環境改善案件への積極的取り組み	A	A	A
		中堅・中小企業向け支援内容の充実	A	A	A
	財務に関する課題	適正な損益水準の確保	B	A	A
		出融資の実行に伴う各種リスクの適切な把握及び管理	B	B	B
	組織能力に関する課題	オペレーションの機動的・効率的な実施	B	A	A
		我が国国民の意見・要請の適切な反映	A	B	B
		利用者の視点に立った業務の改善	B	A	B
		情報公開・広報活動の推進	A	A	A
	国際金融秩序安定への貢献	アジア地域における市場の信認回復のための健全な経済運営に対する支援強化	A	A	A
アジア各国のマクロ経済動向に関するモニタリング強化		A	B	B	
アジア各国の国際金融市場における資金調達支援		B	A	A	
開発途上国の経済社会開発支援	アジアを中心とした各国の多様な開発ニーズを踏まえた選択的な支援の推進	A	A	A	
	貧困削減への対応の強化	A	A	A	
	開発途上国の経済的自立に必要な民間経済活動を推進する支援	A	A	A	
	知的協力の推進	A	A	B	
	我が国国民の参加と他の援助形態・機関等との連携による開かれた円借款業務の推進	A	B	B	
	円借款業務の質の向上	A	A	A	

分野	課題	評価結果		
		2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)
我が国の資源 の安定確保	我が国としてのエネルギー・鉱物資源の確保	A	A	A
	高リスク・巨額な資源案件への適切な対応	B	B	B
我が国の資本・技術集約 型輸出の支援	日本企業の輸出競争力の確保	B	A	B
	日本企業の輸出機会の創出	A	A	A
	我が国が競争力を有するような公的輸出信用制度の構築	A	A	A
我が国産業の 国際的事業展 開の支援	開発途上国における日本企業の事業機会の創出	A	A	A
	日本企業のニーズを反映した開発途上国政府による経済・社会インフラ整備および投資関連諸制度の整備支援	B	A	B
	日本企業のニーズを反映した開発途上国における裾野産業の育成	A	B	A
	開発途上国の経済情勢等の環境変化への機動的対応	A	B	B
開発途上国の 地球規模問題 への対応支援	開発途上国政府による地球温暖化対策と我が国の酸性雨問題を軽減する対策への支援の拡充	A	A	A
	日本企業を通じた地球温暖化対策への支援の拡充	B	A	A
	地球温暖化と酸性雨対策以外の地球規模問題への対応の強化	B	A	B
	地球規模問題に関する技術・知見を有する我が国内外の研究機関・国際機関・企業・NGO等の関係機関との知的連携の強化	A	A	A
計	A	22	26	22
	B	11	7	11

A・・・適切な取り組みがなされたものと評価されます。 B・・・概ね適切な取り組みがなされたものと評価されます。 C・・・取り組み状況を踏えた新たな対応策が必要です。 -・・・外部環境の変化等により評価不能。

(注) 上記の表では、わかりやすさを確保するため、評価対象である2004年度だけでなく、2002年度及び2003年度の段階評価を併記し、過去の評価結果が一覧できるようにしていますが、本評価制度導入後、外部有識者委員会の意見等も踏まえつつ、評価手法等制度運用の見直し・改善を図ってきており、各年度の段階評価を単純に比較することは必ずしも適切ではありません。

第 2 部

平成 16 年度年間事業評価の結果

< 概要 >

まず、評価手法に基づいて課題毎の評価内容をどのように記述するのかについて、評価フォーム記載要領として解説しています(1.)。

次に、「基本業務分野」、6 つの「事業分野」(注)の順に、課題毎の評定と具体的な評価内容を記しています。なお、「事業分野」については、各分野の冒頭に課題の解説と評価の要約を掲載しています(2.3.)。

(注)「基本業務分野」...3 つの課題群

事業に関する課題 / 財務に関する課題 / 組織能力に関する課題

「事業分野」...6 つの分野

国際金融秩序安定への貢献 / 開発途上国の経済社会開発支援 / 我が国の資源の安定確保 / 我が国の資本・技術集約型輸出の支援 / 我が国産業の国際的事業展開の支援 / 開発途上国の地球規模問題への対応支援

最後に、平成 16 年度年間事業評価の結果を踏まえて、平成 14～16 年度業務戦略評価(2005 年 2 月実施済)について総括的に事後的な検証を加えています(4.)。

年間事業評価の手法(第1部第3章参照)に基づいて各「課題」への取り組み状況を評価した結果については、以下の評価フォーム記載要領にて記載しています。

課題〇〇
□□□□□□

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
① △△△△△△△△	(指標1) ○○○○○○○○					
	(指標2) ○○○○○○○○					
② ○○○○○○○○	(指標3) モニタリング指標 ○○○○○○○○					
評価結果						

A: 適切な取り組みがなされている。B: 概ね適切な取り組みがなされている。C: 取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。
-: 外部環境の変化等により評価不能。

課題の番号、名称

指標の実績値と2004年度計画値

評価(A, B, C)

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

- ① △△△△△△△△
 - ・(指標1)については…
 - ・(指標2)については…
- <事例紹介>
- ・××××以外においても…
- ② ○○○○○○○○
 - ・(指標3)については…

「取り組み例」毎の取り組み状況の評価

各「指標」の達成度の定量分析(質的側面を加味)

取り組みの実績を分かりやすく示す実例

2. 追加的な取り組みに関する評価 (年間事業計画に予め掲げていないもの)

- ・□□□□すべく、…に取り組みました。

計画上の「取り組み例」以外で、「課題」への取り組みとして評価しうる実績の定性評価

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への
 - 適切な取り組みがなされたと評価されます。
 - 概ね適切な取り組みがなされたと評価されます。
 - 新たな対応策が必要と評価されます。
- ・ 本課題については、外部環境の変化等により評価不能と判断されます。
- ・ 今後、…必要があります。
- ・ なお、平成14～16年度業務戦略評価報告書では…

項目1.2.の評価を総合化した、段階評価の結果

評価結果を踏まえた業務改善策等

本課題の業務戦略評価、平成17年度以降の業務戦略での扱いに関する補足

基本業務分野

事業に関する課題

財務に関する課題

組織能力に関する課題

基本業務分野は以下のとおり、全行的な事業・財務・組織能力に関する3つの課題群からなります。

事業に関する課題

事業課題1

民間金融機関の補完・奨励の徹底及び民間資金との役割分担の明確化

事業課題2

効果的な政策実現を図るための多様な金融手段の有機的な活用

事業課題3

国際機関・他国公的機関との積極的連携

事業課題4

環境問題に対する配慮の徹底及び環境改善案件への積極的取り組み

事業課題5

中堅・中小企業向け支援内容の充実

財務に関する課題

財務課題1

適正な損益水準の確保

財務課題2

出融資の実行に伴う各種リスクの適切な把握及び管理

組織能力に関する課題

組織能力課題1

オペレーションの機動的・効率的な実施

組織能力課題2

我が国国民の意見・要請の適切な反映

組織能力課題3

利用者の視点に立った業務の改善

組織能力課題4

情報公開・広報活動の推進

事業課題 1

民間金融機関の補完・奨励の徹底及び民間資金との役割分担の明確化

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
民間金融機関のニーズの把握、民間金融機関との協調融資及び保証機能の活用を通じた民間資金の積極的動員	(指標1) モニタリング指標 総事業費のうち、総借入金に占める民間金融機関等の融資比率 (各案件の融資比率を単純平均) (注)	50%	48%	48%		49%
	(指標2) モニタリング指標 民間金融機関等に対する保証承諾額の総承諾額に占める比率	6.5%	23.9%	18.2%		19.3%
開発事業における民間資金との役割分担の明確化						
評価結果			A	A	A	

A: 適切な取り組みがなされている。 B: 概ね適切な取り組みがなされている。 C: 取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。
- : 外部環境の変化等により評価不能。

(注) 「総借入金 - 本行融資分 = 民間金融機関等融資分」と定義しています。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

民間金融機関のニーズの把握、民間金融機関との協調融資及び保証機能の活用を通じた民間資金の積極的動員

- ・ (指標1)の実績は、ほぼ例年並の水準となりましたが、個々の支援対象事業の性格を踏まえつつ民間金融機関との協調融資を行い、開発途上国等への民間資金流入促進に努めました。
- ・ (指標2)の実績は、過去3年間の平均を若干上回りました。保証機能の具体的な活用実績の例としては、ブラジルのサンパウロ地下鉄プロジェクトへの民間金融機関のシンジケートローンに対する保証供与や、メキシコの民活型発電プロジェクト向けに本行と協調融資を行った民間金融機関の融資部分に対する保証供与、日本企業による民間金融機関からの航空機輸入資金の長期借入に対する本行保証活用等が挙げられます。こうした取り組みにより、民間金融機関等に対する保証残高は、2001年度末の5,556億円から、2004年度末にはその63%増となる9,035億円へと増加しました。
- ・ 我が国民間金融機関のニーズ把握については、個別案件毎に民間金融機関のニーズを踏まえて、民間金融機関融資部分の優先償還(協調融資機関の融資部分に本行融資部分よりも短期の回収条件を付すこと)を行って民間資金の動員を促進したほか、本行の融資部門、業務企画部門や海外駐在員事務所等において意見交換や各種協議会を随時行い、民間金融機関のニーズ把握、業務への反映(例:協調融資における本行融資割合の引下げ等の運用改訂)に努めました。

<事例紹介> バジャドリッドIII発電事業への民間金融機関との協調融資及び民間融資部分への ポリティカルリスク保証供与（メキシコ）

本行は、民間金融機関と協調して、メキシコのユカタン州バジャドリッド市において日本企業が参画する民活方式の電力事業（具体的には、天然ガス焚複合火力発電所を建設・操業し、メキシコ連邦電力委員会（CFE）に対して売電するもの）のための長期資金を、プロジェクトファイナンス・ベースで融資しました。また、民間金融機関の融資を補完・促進すべく、民間金融機関の融資部分に対してポリティカルリスクをカバーする保証を供与しました。本件は、メキシコ政府及びCFE 向けの直接の融資実績を有し、我が国の公的ステータスを有する政策金融機関としての立場を活かしてカントリーリスク発現の抑止効果等を発揮し得る本行が、民間との適切なリスク分担による円滑な協調融資組成を行い、民間金融機関の国際業務を側面支援したケースです。

開発事業における民間資金との役割分担の明確化

- ・「東アジアのインフラ整備に向けた新たな枠組み」に関する世界銀行、アジア開発銀行との共同調査結果を発表し、今後アジアにおける高いインフラ整備資金需要に対応していくための官民パートナーシップの在り方を各国政策決定者や開発パートナーに提言し、対話を促進しました。
- ・アフリカの民間セクター支援におけるドナーの役割を具体化すべく、アフリカ開発銀行（AfDB）を始め、世界銀行、国際金融公社等の国際機関と積極的に意見交換を行いました。経済発展への鍵は投資環境整備、経済社会インフラ整備、貿易・投資の促進等を通じた民間部門の育成にあるとの認識のもと、こうした取り組みが、2005年7月の英国グレンイーグルズ・サミットで日本の対アフリカ開発支援策として発表された、AfDB との共同によるアフリカ民間セクター開発イニシアティブ（5年間、最大12億ドル）の下地となりました。

2. 追加的な取り組みに関する評価（年間事業計画に予め掲げていないもの）

- ・以下のとおり、民間金融機関の補完・奨励に資するような取り組みを行いました。
 - 2003年度に引き続き、要望のあった民間金融機関との間で「環境審査にかかる協定書」を締結し、本行の環境審査情報・ノウハウ提供を通じて、民間金融機関による環境配慮への一層の取り組みを支援しました（なお、同協定書の締結先数は、2003年度末時点の8行から2004年度末時点では18行へと増加しました）。
 - 我が国民間企業、金融機関の資金効率向上等のニーズに応え、これらの現地法人等を通じた転貸スキームを中国、インドネシアやブラジル等で活用しました。
 - 公的金融機関としての強みを活かしつつ民間金融機能を補完すべく、リスク補完策の一つとして、ポリティカルリスク・デファールル（注）を積極的に適用しました。
 - 事業計画策定段階からの支援が重要となる中堅・中小企業の海外進出等への適切な対応のため、我が国民間金融機関との早い段階からの連携に努め、その一環として、特に国際業務から撤退が進んだ地銀等との協力関係を強化すべく、セミナーへの講師派遣や海外投資環境に関する情報提供等を積極的に行いました。

（注）ポリティカルリスク・デファールル：借入人所在国政府による外貨交換・送金規制により借入人が債務を弁済できない場合、当該規制が解除されるまで（但し、最終期限を猶予期限とする）借入人に対して期限の利益の喪失および保証人に対し保証債務履行の請求を行わない措置。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への適切な取り組みがなされたものと評価されます。
- ・ なお、「平成 14～16 年度業務戦略評価報告書」では、民間金融機関の補完・奨励の徹底及び民間資金との役割分担の明確化は本行業務の前提として不断の自己改革を求められる課題であり、民間金融機関の適切な資金フロー伸張、民間金融機関の活動領域把握及びその意見の本行業務への新たな方法による反映や、環境審査・調査ノウハウ等本行が優位性を有する情報の民間金融機関への提供といった取り組みの充実に努める必要がある、と指摘しており、これは 2005 年度からの業務戦略に反映されています。

(参考)2005 年度からの業務戦略

- 課題 「民間金融機関の補完・奨励の徹底及び民間資金との役割分担の明確化」
取り組み例 「民間金融機関との協調融資及び保証機能の活用」
「民間金融機関の状況を踏まえた運用の見直し・新たなアプローチの導入」
「民間金融機関の環境審査への協力」
「開発事業における民間資金との役割分担の明確化」

事業課題 2

効果的な政策実現を図るための多様な金融手段の有機的な活用

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
相互に関連する日本企業と開発途上国政府・企業による各種事業(例:民活発電事業と開発途上国政府による送配電事業)に対する総合的支援の強化	(指標1) 関連する複数の事業に対し、包括的支援を行った出融資保証承諾案件数	1	3	8	6	7
評価結果			B	A	A	

A: 適切な取り組みがなされている。 B: 概ね適切な取り組みがなされている。 C: 取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。
- : 外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

相互に関連する日本企業と開発途上国政府・企業による各種事業(例:民活発電事業と開発途上国政府による送配電事業)に対する総合的支援の強化

- ・ (指標1)の実績は、当初計画で想定したものの、案件消滅・進捗遅延や、相手国側予算の制約に伴う要請見送り等の理由で実現していないものがある一方で、新たに実現したものもあり、計画値に達しています。具体的な実績としては、以下及び次頁の事例紹介の通りです。
 - インドネシアのジャワ地域の投資環境改善のための港湾・道路インフラへの包括的支援
(同国最大の貿易港の港湾リハビリ事業と、同港 - 首都ジャカルタ間を結ぶアクセス道路建設事業)
 - 京都メカニズム活用推進のための温暖化ガス排出権の創出・取引への包括的支援
(排出権購入事業と、その対象となり得る CDM(注)適用候補事業(中国の炭鉱メタンガス回収・発電等事業))
 - 電力不足が懸念されるインドネシアのジャワ・バリ系統への電力安定供給確保のための、多様な日本のプラント設備輸出への包括的支援
(ジャワ島西部の発電プラント、ジャカルタ市内用送変電設備及び老朽化設備改修用の発電設備の各輸出)
 - 日本への豪州 LNG サプライチェーンの上流から下流に至る総合的支援
(豪州天然ガス田の開発及び液化天然ガス(LNG)製造・販売事業と、当該 LNG の対日輸送事業)
 - メキシコにおける電力需要増に対応した、ガス発電分野及び燃料供給源多角化への包括的支援
(天然ガス焚き発電事業と、輸入LNGを再ガス化して同発電所等へ供給するLNGターミナル運営事業、及びガス田開発事業)

(注)CDM(クリーン開発メカニズム): 温室効果ガス排出量削減の数値目標が設定されている先進国が、数値目標が設定されていない開発途上国内において排出削減(又は吸収増大)のプロジェクトを実施し、その結果生じた排出削減量(又は吸収増大量)に基づいて得たクレジットを自国の排出量削減に用いる制度。

<事例紹介> 原油引取案件向け輸入金融とガス田・ガス輸送パイプライン建設の総合開発支援（インドネシア）

インドネシア最大のガス消費地であるジャワ島西部では、従来ガス供給を依存していた西ジャワ沖ガス田の生産量が減少し、将来の供給不足が見込まれていたことから、対応策として、スマトラ島南部に点在する中小ガス田を新たに開発して生産した天然ガスを集積し、供給余力のあるスマトラ島とジャワ島西部とをパイプラインで繋いで輸送することで、未利用ガスの有効活用を図りつつ資源の効率的利用を促進することとしていました。

こうした中、本行は輸入金融にて融資を行い、日本への原油安定供給確保を目的としてインドネシアの国営石油会社であるプルタミナから我が国への原油引取を支援しました。プルタミナはかかる資金をもとに上述のガス田を開発しています。また、二島を繋ぐガス輸送パイプライン建設事業には円借款を供与しており、ガス田で生産されたガスは同パイプラインを使って輸送されることになります。このように、本行は上記のようなガス供給確保へ向けたインドネシア側の取り組みを総合的に支援しました。なお、本件により、現地に展開している日系企業へのガス供給安定化も見込まれています。

2. 追加的な取り組みに関する評価（年間事業計画に予め掲げていないもの）

- ・ 個別プロジェクトに主眼を置いた上記取り組み例の他にも、より広義の政策目的を効果的に実現するための総合的な取り組みとして、日本との国際的生産分業関係が深まる ASEAN 諸国等で、投資環境改善に資する経済社会基盤整備及び日本企業の当該国向け事業展開へのバランスの取れた支援に努めました。例えば、有望投資先として注目されているベトナムでは、投資環境改善による競争力強化を掲げた日越共同イニシアティブの実施を在ベトナム日本大使館、JICA 等と連携して促進しつつ、経済性・緊急性の高い経済社会活動の基盤整備（幹線道路整備、都市部向け発電所建設等）には円借款を通じた支援を、地場裾野産業育成への寄与が期待される日本企業の現地製造・販売事業（電子部品、二輪車用部品）には投資金融を通じた支援を、それぞれ提供しました。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への適切な取り組みがなされたものと評価されます。
- ・ なお、「平成 14～16 年度業務戦略評価報告書」では、本行が統合機関としての相乗効果を最大限に発揮する上で、引き続き、開発途上国や我が国企業のニーズを踏まえつつ、多様な金融手段を複合的に組み合わせ、効果的・効率的な政策実現を図っていく必要がある、と指摘しており、これは 2005 年度からの業務戦略に反映されています。

（参考）2005 年度からの業務戦略

- 課題 「効果的な政策実現を図るための多様な金融手段の有機的な活用」
取り組み例 「日本企業・開発途上国政府・企業による事業に対する総合的支援の強化」

事業課題 3

国際機関・他国公的機関との積極的連携

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
開発途上国向け支援に関する効果向上や日本企業の事業活動に資する国際機関・他国公的機関との連携の推進	(指標1) 開発支援に係る国際的な枠組み (PRSP・CDF(注1))、又は国際機関・他国公的機関との間で開発政策に関する調整を行った件数(注2)	23	60	149	100	158
	(指標2) モニタリング指標 国際機関・他国公的機関との協調 融資案件数	5	7	17		12
評価結果			A	A	A	

A: 適切な取り組みがなされている。 B: 概ね適切な取り組みがなされている。 C: 取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。
- : 外部環境の変化等により評価不能。

(注1) PRSP: 貧困削減戦略ペーパー (Poverty Reduction Strategy Paper)。参加型プロセスを通じて途上国自身が作成する、貧困削減を具体的に実現させるための包括的・長期的な戦略・政策です。

CDF: 包括的な開発のフレームワーク (Comprehensive Development Framework)

(注2) 2003年度より、本行主催会議での政策の調整に加えて、国際機関や他国公的機関主催会議における政策調整等を含め、より多様な対応を促すこととしています。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

開発途上国向け支援に関する効果向上や日本企業の事業活動に資する国際機関・他国公的機関との連携の推進

- ・ (指標1)については、世界銀行や米州開発銀行 (IDB)、フランス開発庁 (AFD)、ドイツ復興金融公庫 (KfW) と協議会を開催し、連携強化に向けた包括的な協議・調整を行ったほか、以下の取り組み等を行い、計画値を上回りました。この中には、インフラの役割等国际的な援助潮流に関する議論において主導的な役割を担ったものも含まれています。
 - 世銀等と共にベトナムへの貧困削減支援プログラムに関する協議・提言を実施
 - AFD、KfW と「借款の有効性」セミナーを共催し、ミレニアム開発目標 (MDGs) (注3) 達成の観点等から開発金融の支援アプローチのあり方について議論
 - 世銀、ADB と連携し、ベトナム、インドネシア、フィリピン等において「援助手続き調和化」の取り組みを推進
 - DAC パリハイレベルフォーラムにおける公共財政管理、調達に関するセッションでベトナム等東アジアにおける調和化(注4)を紹介
 - DAC 貧困削減ネットワークのインフラ・ワークショップにおける、経済社会インフラ整備による経済成長を通じた貧困削減及び MDGs への貢献に関する議論のリード、取りまとめ
 - 本行、世銀、ADB の3機関共同調査「東アジアのインフラ整備に向けた新たな枠組み」を実施し、3機関共催のシンポジウムを東京で開催

- 本行、IDB、ADB の 3 機関共催で「開発援助と地域公共財に関する東京フォーラム」を開催し、国境を越えた「地域公共財」の供給に関し、戦略、優先順位、資金調達、計画実施後の検証や評価といった諸問題について活発な意見交換を実施
- 世銀、ADB とフィリピン電力セクター改革に関する協議を実施
- 日米水協力への取り組みとして、米国国際開発庁 (USAID) とフィリピン等パイロット 4 カ国について水資源分野での連携に向けた協議を実施 (本件は、2002 年の持続可能な開発に関する世界首脳会議 (ヨハネスブルグ・サミット; WSSD) において発表された「日米水協力イニシアティブ」に基づく、米国との連携です。)
- スマトラ沖大地震・インド洋津波被害への対応として、世銀、ADB 等とインドネシア、スリランカ、モルデブにおいて被災国のニーズ調査や復興支援に関する協議を実施

(注3) ミレニアム開発目標(MDGs): 国連ミレニアム宣言と 1990 年代に開催された主要な国際会議やサミットで採択された国際開発目標を統合し、一つの共通の枠組みとしてまとめられたもの。2015 年という達成期限と具体的な数値目標を定めています。

(注4) 援助協調(調和化)は、援助の開発効果と効率性の向上を目的として、ドナーや被援助国が援助手続を合わせて被援助国にとっての負担を軽減するとともに、ドナーが被援助国の政策・計画、制度・システムに整合させていく(アライメント)といった取り組みです。

- ・ (指標 2) については、国際機関・他国公的機関との協調融資による大型資源開発案件等があったことから高水準となった 2003 年度に比べ減少しましたが、過去 3 年間の平均を上回る水準となりました。具体的な取り組みとしては、世銀との協調融資によるインドネシアでの開発政策借款、国際協調によるベトナムでの貧困削減支援借款、KfW との協調融資によるアラブ首長国連邦における天然ガス焼き複合火力発電・淡水化事業等への支援があります。

< 事例紹介 > 第 3 次貧困削減支援借款(ベトナム)

ベトナム政府は、持続的な成長と貧困削減に向けて、2002 年 5 月に「包括的貧困削減成長戦略」を策定し、貿易、国営企業、金融セクター、民間セクター、インフラ整備、教育、保健等に関する政策・制度改革に取り組んでいます。本行は同国政府の改革を支援するため、2004 年 12 月、世銀、ADB、EU、イギリス、カナダ等との国際協調のもと、20 億円の円借款を供与しました(他ドナーからの支援額を合わせた計画総額は約 1 億 9,740 万ドル)。なお、この改革の中には、2003 年 12 月に日本政府と同国政府との間で合意した「競争力強化のための投資環境改善に関する日越共同イニシアティブ」(日越共同イニシアティブ)の行動計画の一部を盛り込んでおり、この改革の実施により、ビジネス環境の改善、外国投資の増加、ひいては同国の経済成長の促進が期待されています。

- ・ 上記の指標の対象としていませんが、以下のとおり、国際機関・他国公的機関との連携・関係強化を推進しました。

- 新規案件に関する情報交換等関係強化に向けて、下記国際機関・他国公的機関との間で業務協力協定を締結しました (なお、カッコ内は業務協力協定の主目的を示しています)。
 - アゼルバイジャン国際銀行、トルクメニスタン国立対外経済関係銀行
(日本との貿易拡大、日本からの投資促進)
 - 世銀
(開発途上国の地球温暖化対策事業及び同事業を通じた貧困削減の支援)
 - 中米経済統合銀行、メキシコ等開発途上国の政府機関
(京都メカニズム関連事業の実施促進)
 - アフリカ開発銀行 (AfDB)
(アフリカ地域の経済開発への効果的な取り組みの推進。なお、本取り組みは日本政府が国連、世界銀行などと共同して主導しているアフリカ開発会議 (TICAD) にて採択された、将来の南南協力 (アジア

の経験をアフリカへ)の推進に沿ったものであり、日本が今後、最貧国を含むアフリカ諸国に対して行っていくべき新たな支援の切り口の一つとなるものです)

- ユネスコ世界遺産センター
(世界遺産の保護を通じた観光産業の振興などによる貧困削減)
- アジア ECA(輸出信用機関)会合への参加を通じて、アジア地域の公的機関との連携を強化しました。
- 国連環境計画(UNEP)の「金融団体による環境及び持続可能な開発に関する国際環境計画宣言」に署名し、国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP-FI)に参加、アジアを中心とする開発途上国の環境改善の取り組みに関する経験とノウハウの世界の参加金融機関との共有を図っています。
- 「日本・ASEAN 行動計画」に基づくメコン地域への海外投資促進のため、国連貿易開発会議(UNCTAD)と共に、カンボジアとラオスに対し、海外直接投資環境整備・改善に係る政策提言書(通称:Blue Book)を作成、手交しました。

2. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への適切な取り組みがなされたものと評価されます。
- ・ なお、「平成 14～16 年度業務戦略評価報告書」では、本行が効率的かつ効果的な業務遂行と同時に国際的な知的貢献をも図っていく上で、引き続き、国際機関・海外公的機関との様々なレベルでの連携を推進していくことが必要である、と指摘しており、これらは 2005 年度からの業務戦略に反映されています。

(参考)2005 年度からの業務戦略

- 課題 「国際機関・海外公的機関との積極的連携」
取り組み例 「開発途上国向け支援に関する効果向上や日本企業の事業活動に資する国際機関・海外公的機関との連携推進」

事業課題 4

環境問題に対する配慮の徹底及び環境改善案件への積極的取り組み

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
環境問題に懸念がある案件(注1)における、NGO や地域住民等からの意見聴取の確認の徹底	(指標1) 環境問題について懸念のある出融資保証承諾案件のうち、プロジェクト実施主体者が地域住民等のステークホルダーと協議を行っていることを確認した案件数の割合	63%	96%	100%	100%	100%
開発途上国の環境改善に貢献する案件への支援の積極化	(指標2) 環境改善効果が期待される出融資保証承諾案件数の割合	8%	12%	12%	13%	19%
評価結果			A	A	A	

A: 適切な取り組みがなされている。 B: 概ね適切な取り組みがなされている。 C: 取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。
- : 外部環境の変化等により評価不能。

(注1) 環境問題に懸念がある案件: 新環境ガイドライン上、環境への重大で望ましくない影響のある可能性を持つようなプロジェクト、または、影響が複雑であったり、先例がなく影響の見積りが困難であるようなプロジェクト

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

環境問題に懸念がある案件における、NGO や地域住民等からの意見聴取の確認の徹底

- ・ (指標1) に関し、環境問題について懸念のある承諾案件全てにおいて、プロジェクト実施主体者が地域住民等のステークホルダーと協議を行っていること(但し今後ステークホルダーが特定されたときに協議を行う予定である案件1件を含む)を確認しました。

開発途上国の環境改善に貢献する案件への支援の積極化

- ・ (指標2) については計画を上回りました。具体的な取り組みとしては、中国の炭鉱メタンガス回収・発電事業、石炭ガス化・環境改善事業、大気汚染改善事業、インドの植林事業、ルーマニアの火力発電所の環境対策事業、メキシコ等におけるクリーンエネルギーを利用し熱効率も高い天然ガス焼き複合火力発電所建設事業等に対する支援を行うと共に、京都議定書における日本の温室効果ガス削減目標の達成に貢献する、アジアで初の温暖化ガス削減基金(「日本温暖化ガス削減基金」)や、ESCO(注2)・再生可能エネルギー事業向けファンドを設立・出資参加しました。

(注2) ESCOとは、Energy Service Companyの略です。「ESCO事業」とは、顧客(工場・ビル・ホテル等)に対し設備改善によるエネルギー効率化サービスを提供、効率化を保証し、顧客の光熱費削減分から収益を受け取る事業です。

< 事例紹介 >

中国安徽省石炭ガス化・環境改善事業

事業開発等金融により支援した本事業は、中国の安徽省^{あんき}淮南市^{わいなん}にあるアンモニア製造工場の生産ラインの改善を行うものであり、クリーン・コール・テクノロジー^(注)を利用することにより、アンモニア製造に必要な原料であるコークスガスを石炭ガスに切り替え、アンモニア製造過程で発生する水質汚染物質及び大気汚染物質を削減する環境改善に貢献するプロジェクトです。本融資は、事業開発等金融による民間金融機関 4 機関との協調融資であり、民間金融機関の融資部分に対しては本行が保証を行っています。

なお、日本は石炭輸入量のうち 2 割近くを中国からの輸入に依存していますが、中国を中心としたアジア各国における石炭需要はその経済成長に伴い大幅に増加してきており、今後アジア域内の石炭エネルギーの需給逼迫が見込まれています。本事業により、石炭の燃焼効率が高い設備を導入することは、中国における石炭関連資源の利用効率の向上を図ることを通じて、中国国内ひいてはアジア域内資源の有効活用・需給緩和による日本のエネルギー安定供給確保にもつながるものです。

(注) 石炭の燃焼効率を上げると同時に、窒素酸化物や二酸化硫黄等の環境汚染物質の排出削減等を可能にする石炭利用技術。

ルーマニア トゥルチェニ火力発電所環境対策事業

ルーマニアは 2007 年の EU への加盟実現に向け環境規制を強化しており、その一環として大気汚染軽減のために、2011 年末までの既存火力発電所における二酸化硫黄排出基準値達成を義務付けています。達成できない場合には発電所の操業を中止することとしていますが、二酸化硫黄の排出対策は進んでおらず、同国全体の発電設備容量の約 11%を占め、安定的な電力供給に欠かせない同国最大規模のトゥルチェニ火力発電所も排出基準値を大幅に越えている状況です。円借款により支援した本事業は、EU 基準に準拠した環境基準を達成するため、同発電所に排煙脱硫装置を設置するものであり、同国の環境問題への対応と共に、電力供給確保の観点からも緊急性・必要性が高いプロジェクトです。

2. 追加的な取り組みに関する評価 (年間事業計画に予め掲げていないもの)

- ・ 環境問題に対する配慮の徹底への取り組みの一環として、新環境ガイドラインに基づき、2003 年 10 月、異議申立手続要綱等を施行し、環境ガイドライン担当審査役(2 名)を設置していますが、その活動報告として、「環境ガイドライン担当審査役年次活動報告書 2003」を発行しました。
- ・ 民間金融機関の環境配慮への一層の取り組みを支援するため、民間金融機関との間で「環境審査にかかる協定書」を締結し(2003 年度分をあわせ合計 18 機関)、本行の環境審査に関する情報・ノウハウを提供しています。
- ・ 開発途上国の地球温暖化対策事業及び同事業を通じた貧困削減を支援することを目的に、世銀と業務協力協定を締結しました。また、温室効果ガス削減事業の実施促進に向け、メキシコ、ブルガリア等の政府・政府機関、中米経済統合銀行と京都メカニズムに関する業務協力協定を締結しました。
- ・ ベトナム、インド、ルーマニア、ブラジル等の環境対策・公害対策に携わっている政府・政府機関の職員を対象に「環境改善・公害対策融資セミナー」を開催しました。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への適切な取り組みがなされたものと評価されます。
- ・ なお、「平成 14～16 年度業務戦略評価報告書」では、今後、「環境社会配慮のための国際協力銀行ガイドライン」に基づき、一層環境問題に対する配慮を徹底する一方で、環境問題対応について、我が国にもより積極的な対応が求められている現状に鑑み、本行としては、環境改善に資する案件や外部への働きかけに重点的に取り組むことが必要である、と指摘しており、これらは 2005 年度からの業務戦略に反映されています。

(参考)2005 年度からの業務戦略

- 課題 「環境問題への配慮の徹底および環境問題対応への積極的貢献」
取り組み例 「開発途上国における環境保全・改善プロジェクトの促進」
「出融資保証案件における環境配慮の徹底および環境保全・改善を目的とした外部への働きかけ」

事業課題 5

中堅・中小企業向け支援内容の充実

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
中堅・中小企業向け情報提供の充実	(指標1) 本行が実施した中堅・中小企業を主な対象とした投融資相談会・講演等の件数	67	82	84	81	101
中堅・中小企業向け支援の充実	(指標2) モニタリング指標 中堅・中小企業向け出融資保証承諾案件数	26	23	31		32
評価結果			A	A	A	

A: 適切な取り組みがなされている。 B: 概ね適切な取り組みがなされている。 C: 取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。
-: 外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

中堅・中小企業向け情報提供の充実

- ・ (指標1)の実績は計画値を上回っており、具体的には、全国各地で投融資相談会(地方自治体や商工会議所と連携し、本行職員が外部で行う定期相談会および移動相談室)を計52回開催し、貿易・海外投資手続や長期資金調達方法等に関する我が国の中堅・中小企業の個別相談へのきめ細かな対応に努めました。また、外部講演会やセミナーへの講師派遣を計49回開催し、海外進出を行う中堅・中小企業に近年関心が高いと思われる内容について本行から積極的に情報提供を行ったところ、計1,500名を超える参加がありました。

【外部講演会・セミナー講師派遣実績の例】

- 「中国・ベトナム投資事情～成功・失敗事例からの教訓～」(北海道千歳市、約20名参加)
- 「金融機関の目で見えた海外投資計画のポイント」(群馬県前橋市、約100名参加)
- 「これからの中国投資に備えて～失敗事例から何を学ぶか」(三重県津市、約60名参加)
- 「インド経済の現状と展望 有望産業を中心に」(大阪府大阪市、約40名参加)
- 「中国ビジネスのリスク管理と人民元の動向」(山口県岩国市、約60名参加)

- ・ 投融資相談会・講演等を通じた情報提供以外にも、我が国の中堅・中小企業の進出が増えている中国やベトナム等について、現地調査に基づく最新動向を盛り込んで投資環境資料(中国は主要地方毎)を改訂し、希望企業に配付し好評を得たほか、メールマガジンを通じ海外投資関連情報の定期配信を行う等、企業ニーズを踏まえた付加価値の高い情報提供に努めました。

中堅・中小企業向け支援の充実

- ・ (指標2)の実績は過去3年間の平均値を上回っており、具体的な実績の例としては、中国での自動車用アルミダイカスト部品の製造・販売事業(中部地方より進出)、ベトナムでの二輪車用切削加工部品の製造・販売事業(東海地方より進出)、チェコでのプラスチック製品の製造・販売事業(関西地方より進出)等が挙げられます。こうした我が国の中堅・中小企業の海外事業への支援にあたっては、事業計画策定段階から

の支援を含むきめ細やかな顧客ニーズ対応に加え、民業補完の観点に十分配慮し、地域金融機関等との緊密な連携に努めています。

- ・ 上記のような中堅・中小企業の海外事業に対する個別融資のほかにも、民間金融機関との協調のもと、ブラジル、タイ、中国等において、日本の中堅・中小企業が現地事業に利用できるツーステップローンを計7件、供与しました。

2. 追加的な取り組みに関する評価（年間事業計画に予め掲げていないもの）

- ・ 我が国の地方の中堅・中小企業支援にあたり、関係機関（地銀、地方自治体、商工会議所等）との連携が重要であることに鑑み、その一環として、「太田-国際銀ものづくり支援懇談会」設立への協力のほか、「全国商工会議所中国ビジネス研究会」のアドバイザーグループへの参加等を行いました。

< 事例紹介 >

「太田-国際銀ものづくり支援懇談会」による太田市商工会議所との連携（群馬県）

自動車・電機関連産業が集積する群馬県太田市では、多くの中堅・中小企業が東南アジア等海外へ進出しています。本行は、同地域企業の海外事業をこれまでも支援してきましたが、2004年4月から太田市商工会議所の協力を得て移動相談室の定期開催を始め、これが10月に同会議所を事務局とする「太田-国際銀ものづくり支援懇談会」設立に繋がりました。本行が商工会議所の組織的な枠組みに協力して企業の海外展開を支援するのは、今回が初めてです。

懇談会は、製造業を中心に同会議所会員企業約50社の参加を得ており、海外進出済若しくは今後進出予定の企業を対象に、投融資全般の相談、情報提供などを通じて、円滑な海外事業展開を支援することを目的としています。本行としては、意欲ある中堅・中小企業の海外事業展開を支援すべく、こうした商工会議所など地域に根ざす機関と連携を深めつつ、海外取引全般の相談、講演会・セミナーへの講師派遣や企業の海外視察へのサポート等を通じた、非金融面の支援の充実に努めています。

- ・ 本行の取引先中堅・中小企業に対する効果的な情報提供に加え、海外進出企業同士の交流や事業の情報交換などを図る企業間ネットワークづくりの一助とすべく、「中堅・中小企業懇談会」を計3回開催しました（2004年5月、2005年2月に東京本店、2005年3月に大阪支店にて開催）。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への適切な取り組みがなされたものと評価されます。
- ・ なお、「平成14～16年度業務戦略評価報告書」では、大企業と比べ情報、資金、人材等の面で制約が大きい中堅・中小企業の海外進出には、事業資金調達に加え、特に投資環境情報等への円滑なアクセスが重要となっており、地域金融機関からもこうした側面での取引先企業への支援を本行に求めるケースも生じている中、企業ニーズへの対応や民間金融機関の融資機能の補完の観点から、本行の海外ネットワークや情報収集力、海外事業支援経験に基づくノウハウを活かし、投資環境情報の提供を含む質的支援を充実させる必要がある、と指摘しており、これは2005年度からの業務戦略に反映されています。

(参考)2005年度からの業務戦略

- 課題 「中堅・中小企業の海外事業運営支援」
取り組み例 「中堅・中小企業向け情報提供の充実」
「地域金融機関の国際業務補完を通じた支援」

財務課題 1

適正な損益水準の確保

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
調達コスト・期待損失勘案後の適正な損益水準の確保	(指標1) モニタリング指標 行政コスト計算書の業務費用 (注1)	1,212 億円 1,406 億円	882 億円 5,833 億円 (注2)	465 億円 1,615 億円		163 億円 1,141 億円
評価結果			B	A	A	

A: 適切な取り組みがなされている。 B: 概ね適切な取り組みがなされている。 C: 取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。
- : 外部環境の変化等により評価不能。

() 財務に関する課題については、勘定別に指標を設定。上段は国際金融等勘定、下段は海外経済協力勘定。

(注1) 行政コスト計算書の業務費用

本行は、従来より作成している法定財務諸表(国際協力銀行関連法規及び特殊法人等会計処理基準等に基づき作成、国会提出)に加え、2001年3月期より民間会計基準に準拠した財務諸表を作成、公表しています。行政コスト計算書の業務費用は、この民間会計準拠の損益計算書(原則として当期利益金)に基づいて作成されています。なお、指標1については、がないものは本行の当期純利益、は当期純損失を表します。

(注2) 2002年度においては、2002年12月の政府「債務救済方式の見直しについて」のとおり、債務救済の手法が従来の政府による債務救済無償の供与に代えて、本行の対象円借款債権の放棄を実施する方式に変更されたため、特に海外経済協力勘定で大幅な特別損失を計上しました。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

調達コスト・期待損失勘案後の適正な損益水準の確保

- ・ 2003年度の損益については、国際金融等勘定：163億円、海外経済協力勘定：1,141億円と利益が確保されました(指標1)。2003年度との比較という観点では、国際金融等勘定は302億円、海外経済協力勘定は474億円の減益となっていますが、いずれも信用コスト増が主因です。

2. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 両勘定について、信用コストを吸収した後において一定の利益水準となっており、適正な損益水準が確保されているものと評価されます。なお、法定決算では、国際金融等勘定で658億円、海外経済協力勘定で258億円の利益金を計上しました。
- ・ なお、「平成14～16年度業務戦略評価報告書」では、民間金融機関による対応が困難な各種の金融ニーズに応えるという本行の政策金融機関としての使命を果たしつつ、引き続き適正な損益水準の確保の達成に努めるとともに、安定的な財務体質を維持していくことが必要であると指摘しており、これらは2005年度からの業務戦略に反映されています。

(参考) 2005年度からの業務戦略

- 課題 「適正な損益水準の確保及び安定的な財務体質の維持」
取り組み例 「調達コスト・期待損失勘案後の適正な損益水準の確保」
「財務的安定性の維持」

財務課題 2

出融資の実行に伴う各種リスクの適切な把握及び管理

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
政策金融機関として構造的に抱える長期・固定の貸付による金利リスクの適切な把握及び管理	(指標1) モニタリング指標 金利感応度(金利変動による資産・負債の時価評価変動額(ベースポイントバリュー))	13億円 81億円	13億円 85億円	11億円 83億円		10億円 83億円
	(指標2) モニタリング指標 民間準拠会計基準に基づく貸倒引当金	1,923億円 2,967億円	1,272億円 1,810億円	1,339億円 1,296億円		1,712億円 1,825億円
	(指標3) モニタリング指標 貸付金償却額(部分直接償却額を含む)	5億円	392億円 8,164億円	1億円		0.1億円
	(指標4) モニタリング指標 金融再生法開示債権比率	4.48% 4.16%	5.96% 1.34%	6.48% 7.85%		6.29% 7.83%
財務の健全性に影響を及ぼし得る信用リスクの適切な把握及び管理	(指標5) モニタリング指標 金融再生法開示債権の保全率	76.3% 80.3%	68.1% 53.4%	60.6% 13.4%		70.1% 18.3%
	評価結果		B	B	B	

A: 適切な取り組みがなされている。 B: 概ね適切な取り組みがなされている。 C: 取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。
-: 外部環境の変化等により評価不能。

()財務に関する課題については、勘定別に指標を設定。上段は国際金融等勘定、下段は海外経済協力勘定。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

政策金融機関として構造的に抱える長期・固定の貸付による金利リスクの適切な把握及び管理

- 金利感応度(指標1)については、両勘定とも前年度比ほぼ横ばいであり、金利リスクの状況は2003年度並みの状況です。

財務の健全性に影響を及ぼし得る信用リスクの適切な把握及び管理

- 貸倒引当金(指標2)については、国際金融等勘定、海外経済協力勘定ともに増加しましたが、主として開発途上国政府等向け債権について、一部債務者の状況悪化に対応した個別貸倒引当金積み増し増によるものです。貸付金償却額(指標3)については、0.1億円であり、2003年度と同様少額に止まっています。
- 開示債権の比率(指標4)については、2003年度に比べ微減となりました。開示債権の保全率(指標5)については、国際金融等勘定、海外経済協力勘定とも2003年度を上回りました。なお、(指標4)については、2003年度から、民間金融機関との比較を容易にするという観点から、パリクラブ債権(注)のうち本行が行う債務者区分で要注意先となった国向けの債権については、その形式に照らし、従来の非開示から開示対象にしています。

(注) 本行は開発途上国政府等向けの公的債権と位置づけられる与信を行っていますが、この公的債権については、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国間の国際的合意(パリクラブ合意)に基づき債務繰延べを行うことがあります。この一時的な流動性支援の中で、債務国はIMF国際通貨基金)との間で合意した経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済力を確保していくこととなります。

2. 追加的な取り組みに関する評価（年間事業計画に予め掲げていないもの）

- ・引き続き各種リスクに関する現状把握、管理態勢整備に注力するとともに、リスク管理に関する役職員の意識向上のための研修等を実施しました。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・政策目的や民間金融機関との業務内容の差異等を勘案すれば、概ね適切な取り組みがなされているものと評価されます。
- ・なお、「平成 14～16 年度業務戦略評価報告書」では、政策金融機関としての使命を果たしていく上で直面する開発途上国の政治リスクを含む信用リスクや金利リスク等、各種リスクの適切な把握・管理に引き続き努める必要があると指摘しており、これらは 2005 年度からの業務戦略に反映されています。

(参考)2005 年度からの業務戦略

- 課題「出融資の実行に伴う各種リスクの適切な把握及び管理」
取り組み例「政策金融機関として構造的に抱える長期・固定の貸付による金利リスクの適切な把握及び管理」
「財務の健全性に影響を及ぼし得る信用リスクの適切な把握及び管理」

組織能力課題 1

オペレーションの機動的・効率的な実施

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
事業環境、顧客ニーズ、政府政策等の変化があった場合の機動的対応						
コストの適切な管理	(指標1) モニタリング指標 事務経費率(注1)	0.14%	0.14%	0.14%		0.14%
案件管理の効率的実施	(指標2) モニタリング指標 円借款における貸付実行の進捗率 (期首パイプライン執行率(注2))	14%	14%	15%		15%
評価結果			B	A	A	

A: 適切な取り組みがなされている。 B: 概ね適切な取り組みがなされている。 C: 取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。
- : 外部環境の変化等により評価不能。

(注1) 事務経費率 = (事務費 + 支払手数料) / (貸付金平均残高 + 出資金平均残高 + 支払承諾見返平均残高)

(注2) 円借款期首パイプライン執行率: (当期中の貸付実行額 - 当期中承諾案件の貸付実行額) / 当期中の未貸出額として算出しています。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

事業環境、顧客ニーズ、政府政策等の変化があった場合の機動的対応

- 世界的なエネルギー・鉱物資源の需給逼迫・原油価格高騰への対応
中国等の開発途上国の目覚ましい経済発展に伴う世界的なエネルギー・鉱物資源の需給逼迫や資源価格高騰に対応すべく、エネルギー・鉱物資源の安定確保や供給源多角化に資する事業への支援を強化するとともに、原料資源供給者との関係強化を図るため、世界最大の鉄鉱石供給会社であるブラジルのリオドセ社等と業務協力協定を締結しました。
- 日本企業の関心の高まりを踏まえた輸出・事業機会創出への対応
日本との貿易拡大、日本からの投資促進を目的として、資源開発関連等の事業・輸出機会への日本企業の関心が高まっているアゼルバイジャン、カザフスタン、トルクメニスタンの政府系金融機関、国営石油・ガス会社と業務協力協定を締結しました。また、近年日本企業にとって大きなビジネス・チャンスとなっているイラン等の中東諸国への取り組みも強化しました。
- 「日本・ASEAN 行動計画」に基づくメコン地域への投資環境整備への支援
2003年12月に策定された「日本・ASEAN 行動計画」に基づき、メコン地域への海外投資促進のため、国連貿易開発会議(UNCTAD)と共に、カンボジア政府及びラオス政府に対し、投資環境整備・改善に係る提言を行ったほか、カンボジア、ラオスにおいて港湾等の経済インフラ整備への支援を行いました。
- 京都議定書の発効を見据えた対応
本行は2005年2月の京都議定書の発効前から、その可能性を見据えて準備を重ね、以下のとおり時宜にかなった取り組みを行いました。

- ・ 温室効果ガス削減事業の実施促進、日本企業の排出権獲得への支援を目的に、2004年4月のメキシコを皮切りにチリ、ブルガリア、モロッコ、ベトナム、ルーマニアの政府・政府機関、及び中米経済統合銀行と京都メカニズムに関する業務協力協定を締結しました。
- ・ 2004年12月、京都議定書における日本の温室効果ガス削減目標の達成のために、民間企業等と共同で、開発途上国や体制移行国で行われる温暖化ガス削減プロジェクトからの排出クレジット購入を目的としたアジア初の温暖化ガス削減ファンドである「日本温暖化ガス削減基金(JGRF)」に出資しました。
- ODA大綱の重点課題に新たに加えられた「平和構築」への対応
スリランカにおいて約20年に及ぶ内戦により開発が遅れた地域を対象とする円借款案件を3件承諾しました。これらには日本政府が新たに導入した「平和の構築支援のための優遇金利」が初めて適用されました。また、UNDPとの共同によりイラク電力セクターに関する調査を実施すると共に、イラク復興に向けた円借款の案件形成に取り組みました。
- スマトラ沖地震・インド洋津波災害への対応
インドネシア、スリランカ、モルディブにおいて、災害直後から世銀、ADB等と共に被害状況把握と支援ニーズ分析のための緊急ニーズ調査を実施するなど、迅速かつ機動的に対応しました(参考：本ニーズ調査の結果も踏まえ、2005年6月、円借款による「スリランカ津波被災地域復興事業」を承諾)。また、2005年1月に神戸で開催された国連防災世界会議において、国際協力に関するシンポジウムを開催し、我が国の地方公共団体の防災に係る知見の開発途上国への普及に努めました。
- 環境審査に関する民間金融機関への情報提供
民間金融機関においても出融資案件の環境配慮に対する関心が高まっていることを受け、本行と協調融資を行う民間金融機関との間で「環境審査にかかる協定書」を10件新たに締結し、本行の環境審査に関するノウハウの共有を図っています。協定書の締結先は2003年度分をあわせ合計18民間金融機関となりました。

コストの適切な管理

- ・ 事務経費率は、過去3年間と同水準で推移しました(指標1)。

案件管理の効率的実施

- ・ 円借款における貸付実行の進捗率は2003年度と同水準で推移しました(指標2)。
- ・ 円借款の調達・コンサルタント雇用ガイドラインを解説した「調達ハンドブック」を改訂し、透明性の高い制度の運用、調達関連業務の円滑化、借入人・実施機関の能力強化に貢献しました。

2. 追加的な取り組みに関する評価 (年間事業計画に予め掲げていないもの)

- ・ 経費関連の新システム導入等IT化を進めるなどにより、業務の効率化に取り組みました。
- ・ 現地 ODA タスクフォースへの参加等による現地機能の活用強化、JICA との連携促進により、案件実施・監理段階のみならず、案件形成・準備、完成後のフォローアップ等の段階においても、円借款業務の効率化に取り組みました。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への適切な取り組みがなされたものと評価されます。
- ・ なお、「平成 14～16 年度業務戦略評価報告書」では、オペレーションの効率的な実施に引き続き努めるとともに、政府の政策や利用者のニーズ変化に即応した機動的な業務運営を行うことが必要である、と指摘しており、これらは 2005 年度からの業務戦略に反映されています。

(参考)2005 年度からの業務戦略

- 課題 「オペレーションの機動的・効率的な実施」
取り組み例 「事業環境、顧客ニーズ、政府政策等の変化があった場合の機動的対応」
「適切なコスト管理」
「案件管理の効率的実施」

組織能力課題 2

我が国国民の意見・要請の適切な反映

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
我が国国民、非政府団体(NGO)、地方公共団体、大学関係者の意見・参加を求める機会の拡大	(指標1) モニタリング指標 ODA 民間モニター制度や NGO-JBIC 協議会(注1)等を通じ、本行業務方針や出融資対象案件に対する意見を聴取した個人・団体数	203	240	122		119
	(指標2) NGO や地方公共団体、大学関係者の協力を得て実施された案件に対する出融資保証承諾案件数(注2)	4	18	11	25	16
評価結果			A	B	B	

A: 適切な取り組みがなされている。 B: 概ね適切な取り組みがなされている。 C: 取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。
- : 外部環境の変化等により評価不能。

(注1) NGO-JBIC 協議会: 情報交換・相互対話により NGO と本行の相互理解を深め、更に、NGO の方々の地域に根差した活動と連携することで円借款業務の質の向上を図ることを目的として開催するものです。

(注2) 2002 年度実績より、協力先に大学関係者を含めより多様な対応を促すこととしています。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

我が国国民、非政府団体(NGO)、地方公共団体、大学関係者の意見・参加を求める機会の拡大

- ・(指標1)については、ODA 民間モニター制度及び NGO-JBIC 協議会の参加者数を計上していますが、2004 年度は2003 年度とほぼ同数となりました。ODA 民間モニターについては、中国、カンボジア、インドネシア、フィリピン、インドにおいて実施されました。また、NGO-JBIC 協議会については3 回開催し、円借款事業における男女共同参画、マイクロファイナンス事業における NGO の参加、HIV/エイズ対策等に関する議論を行いました。

(注)2001 年度及び2002 年度の参加者は、2001 年度は新環境ガイドライン制定に関して、2002 年度は同ガイドラインに基づく異議申立手続きに関して協議が増加したという特殊事情により増加しました。

- ・(指標2)については、計画していた案件が相手国から要請に至らなかったこと等の理由により、計画を下回りましたが、過去の実績に比べ増加しており、NGO、地方公共団体等との協力関係が進展しています。具体的な取り組みとしては、中国における人材育成、上下水道整備、環境対策、インドの仏跡観光整備や下水道整備の分野の事業において、福岡市、四日市市、札幌市、大阪市、奈良県、岡山県等の専門家の協力を得て、案件形成を行いました。
- ・(指標1)及び(指標2)の対象としていませんが、我が国国民、NGO、地方公共団体、大学関係者等の意見・参加を求める機会拡大の一環として、以下の取り組みを行いました。

- 国民の経験や知見を円借款業務に反映するため、「国民参加型援助促進セミナー」をベトナムで開催

- 様々なパートナーとの連携を具体化するため、国際協力 NGO を含む民間非営利組織、大学及び関係機関、地方自治体及び関係機関、民間企業、マスコミから、公募により集った約 50 名を対象に「円借款連携セミナー」を開催
- ベトナム等において、現地 ODA タスクフォースを活用し、現地で活動する我が国 NGO と将来の連携等に関する意見交換を実施
- 日本の大学 6 校と協力協定を締結。定期協議等により円借款業務への知見やアイデア等意見交換を実施。また、インターンシップ制度導入により、大学院生 6 名を受け入れ
- 日本国内の団体等からの提案に基づき調査を実施する「提案型調査・発掘型案件形成調査」(59 頁参照)を 15 件実施
- SAF(59 頁参照)の実施にあたり、NGO、地方公共団体、大学関係者等の参加を促進。2004 年度に実施した SAF に日本の NGO(4 件)、地方公共団体(5 件)、大学(9 件)が参加。
- 2005 年 1 月の神戸での国連防災世界会議において、日本の地方公共団体の防災に関する知見を活用した国際協力に関するシンポジウムを開催
- 融資検討中のサハリン フェーズ 2 プロジェクトに関し、ステークホルダーの方々からの環境関連の意見を幅広く聴取するために「サハリン フェーズ 2 プロジェクトに係る環境関連フォーラム」を東京、札幌において、2004 年度中 6 回開催し(参加者は延べ 429 名)、その内容を本行ホームページに公表
- 学長クラスが出席する国立大学協会セミナーや、全国 5 ヶ所で開催した国公立大学を対象とする国際協力参画促進のための文部科学省(国際開発協力サポートセンター)主催国際開発協力セミナーへの参加
- 2005 年度以降を対象とする業務戦略を 2005 年 3 月に公表していますが、その改定にあたり、パブリックコメントの募集を通じて国民の要請や本行利用者・受益者のニーズの変化を反映。また、2005 年度以降を対象とする海外経済協力業務実施方針(注)を 2005 年 4 月に公表していますが、その策定にあたり、パブリックコメントを募集し、その結果を反映

(注)国際協力銀行法第 26 条に基づき、円借款業務を効果的かつ効率的に実施するため、ODA 大綱や ODA 中期政策を踏まえ円借款の重点事項等を定める円借款業務の基本方針

2. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への概ね適切な取り組みがなされたものと評価されます。今後、地方公共団体や NGO、大学関係者等の知見の活用、意見聴取を図り、業務に一層反映させていく必要がありますが、これら機関からの協力の取り付け・連携については、本行だけの取り組みでなく、相手側のニーズや事情も踏まえた対応が必要であり、今後、より効果的な協力・連携関係の構築に向けた戦略的な取り組みが必要と考えられます。
- ・ なお、「平成 14～16 年度業務戦略評価報告書」では、利用者のニーズが時々刻々と変化するものであることを念頭に置き、利用者の要望や意見を聴取する機会を国内外で積極的に設定して、その結果を迅速に業務に反映するとともに、我が国国民の本行業務に対する意見・要請を踏まえつつ、業務運営を行うことが必要である、と指摘しており、これらは 2005 年度からの業務戦略に反映されています。

(参考)2005 年度からの業務戦略

- 課題「我が国国民・利用者の意見・要請の適切な反映」
 取り組み例「我が国国民、利用者及び非政府団体(NGO)等の意見を聴取する機会の拡大」
 「出融資利用手続きの軽減等による利便性向上」

組織能力課題 3

利用者の視点に立った業務の改善

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
出融資利用手続きの軽減等による利便性の向上	(指標 1) アンケート調査に基づく利用者満足度 (注:2002年度に調査実施)					
	(指標 2) アンケート調査結果等を踏まえた利用者の利便性の向上					
開発途上国におけるニーズの適切な把握	(指標 3) 海外駐在員事務所と開発途上国政府との間での政策協議の開催件数	148	246	190	200	246
	(指標 4) 海外駐在員事務所が各種ニーズを聴取した現地日系企業数	527	604	690	610	605
評価結果			B	A	B	

A: 適切な取り組みがなされている。 B: 概ね適切な取り組みがなされている。 C: 取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。
- : 外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

出融資利用手続きの軽減等による利便性の向上

- ・ 2002年度から2003年度にかけて実施した「利用者アンケート調査」の結果を受け、具体的な対応策等を検討・実施し、その結果を2003年11月から2004年4月まで3回にわたり本行ホームページに掲載しました(注)。

(注) 具体的には、輸出金融・投資金融の申し込み手続き・提出書類の一覧表作成及びホームページへの掲載、金利情報の充実化、融資関心表明(Letter of Interest-L/I)発出の迅速化、有償資金協力促進調査(SAF)の活用強化等による案件形成支援、供与条件を含む円借款制度の見直し等の措置を講じました。なお、次の利用者アンケート調査については、2005年度から2006年度にかけて実施する予定です。

開発途上国におけるニーズの適切な把握

- ・ (指標 3)については、計画を上回りました。具体的な取り組みとしては、タイ、インドネシア、フィリピン、スリランカ、パキスタン、エジプト等においてポートフォリオ・レビュー会合(相手国政府・政府機関との実施中案件、セクター等に関する包括的な協議)を実施したほか、スリランカでの津波災害・復興支援、ベトナムでの貧困削減支援借款に係る政策・制度改革、タイでの廃棄物分野、メキシコでのインフラ整備、ブラジルでの環境分野(CDM、再生可能エネルギー)などに関する協議を行いました。
- ・ (指標 4)については、中国、ベトナム、アルジェリア、メキシコ、ブラジル等の投資環境等に関し、現地日系企業からニーズ聴取を行い、実績は計画とほぼ同水準となりました。

2. 追加的な取り組みに関する評価（年間事業計画に予め掲げていないもの）

- ・業務の改善への取り組みの一環として、提案団体のニーズに応え、「提案型調査・発掘型案件形成調査」の公示回数を年1回から2回に増やすと共に、国毎に具体的なテーマを設定し、円借款事業との関連性をより明確化するなど、調査スキームの改善を行いました。また、提案型調査については、大学、地方公共団体、NGO等からの提案を強く推奨し、評価にあたっては、この点を考慮するなど、より効果的な制度とするための改善を行いました。
- ・円借款案件の事後評価の結果をわかりやすく、かつ客観的なものとし、開発途上国政府等の利便性を向上するため、新たにレーティング(ABCDからなる4段階評価)を導入する改善を行いました。
- ・開発効果を一層高めるため、円借款による資金協力と並行して、有償資金協力促進調査(SAF(59ページ参照))等調査業務を活用し、政策・制度改善、組織強化等に関する知的協力を実施していますが、提言の実現性を確保するため、調査の中で提言の実行を支援したほか、参加型ワークショップの開催を通じ調査結果に関するフィードバックを充実させるなど、開発途上国側の視点に立った知的支援を行いました。
- ・開発途上国政府、コンサルタント等利用者の利便性の向上に向けて、円借款案件の調達手続きを解説した「調達ハンドブック」を改訂しました。
- ・建設、商社、コンサルタント企業団体との定期的な意見交換会を通じて、円借款での調達に関する入札書類、契約条件等所要の改訂を行いました。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・上記に照らし、課題への概ね適切な取り組みがなされたものと評価されます。2005年度からの業務戦略期間中においても、利用者アンケート調査等を通じ、出融資利用手続きの軽減等による利便性向上に努めることが重要と考えられます。
- ・なお、「平成14～16年度業務戦略評価報告書」においても、組織能力課題2(39頁)で述べた我が国国民・利用者の意見・要請を業務に適切に反映する必要があることに加えて、本行の現地ネットワークの活用強化を通じ、業務の遂行に必要な政策対話・情報収集、開発途上国政府・現地日系企業等のニーズ把握を行うことが必要である、と指摘しており、これらは下記(参考)のとおり、2005年度からの業務戦略の2つの課題に反映されています。

(参考)2005年度からの業務戦略

- 課題「我が国国民・利用者の意見・要請の適切な反映」
取り組み例「我が国国民、利用者、非政府団体(NGO)等の意見を聴取する機会の拡大」
「出融資利用手続きの軽減等による利便性の向上」
- 課題「対外経済分野における政策金融機関としての現地機能の活用強化」
取り組み例「現地における動向把握・政策対話とそれに基づく迅速柔軟な対応」
「開発途上国における適切なニーズ把握」

組織能力課題 4

情報公開・広報活動の推進

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
積極的な情報公開の推進	(指標1) モニタリング指標 HP(ホームページ)へのアクセス件数	506,676	1,400,948	1,495,764		1,377,713
開発途上国における本行業務に関する広報活動の積極化	(指標2) 海外駐在員事務所からの現地マスコミに対する本行出融資対象案件の現場視察機会提供件数	12	15	16	27	20
開発教育を通じた国民の本行活動への理解の増進及び国際協力分野での人材の養成	(指標3) モニタリング指標 開発教育を実施した件数					45
評価結果			A	A	A	

A: 適切な取り組みがなされている。 B: 概ね適切な取り組みがなされている。 C: 取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。
- : 外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

積極的な情報公開の推進

- ・ (指標1)は、本行ホームページの「トップページへのアクセス数」を計上していますが、過去2年度の水準を下回りました。一方で、ホームページ全体へのアクセス数は過去2年度に比べ大きく増加しています(2002年度2,111,342件、2003年度2,158,123件、2004年度2,380,339件)。これはユーザーのニーズに対応したコンテンツの充実化を図ったことにより、全体としてアクセス数が増加したほか、トップページを経由しない「お気に入り登録」、検索、他頁からのリンク等からの直接アクセスが増加したことによるものと推測されます。
- ・ 以下のとおり、広報媒体の内容の充実に取り組みました。
 - 広報誌「JBIC TODAY」を隔月で発行し、本行の業務実績や最近の取り組み等を紹介
 - 本行の業務を紹介するパンフレット「国際協力銀行の機能と役割」や円借款について解説した「円借款とわたしたち～平和で豊かな地球社会をめざして」を改訂・発行
 - 環境への取り組みへの理解促進のため「環境報告書2004」を発行
- ・ 本行広報センターにおいて、情報開示請求の窓口業務、年次報告書・業務紹介パンフ等の資料配布、情報提供を行っています。
- ・ 融資検討中のサハリン フェーズ2 プロジェクトに関する環境関連フォーラムの内容を本行ホームページに公表しています。
- ・ NGO-JBIC 協議会(39頁参照)のホームページを NGO と共同運営し、会議の議題、配布資料、議事録等を

公表しています。

- ・ 円借款案件の事後評価にレーティング(4段階評価)を導入すると共に、新たに作成したパンフレットと併せ、広報活動の拡充に努めました。

開発途上国における本行業務に関する広報活動の積極化

- ・ (指標 2)については、タイ、フィリピン、インド、バングラデシュ、ブラジル、ペルー等において現地マスコミに対する本行出融資案件への現場視察(プレスツアー)を実施しました。実績は 2003 年度を上回る水準となっておりますが、津波災害により実施を見合わせたことや相手国政府との調整により実施時期を遅らせたこと等の理由により、計画を下回りました。

開発教育を通じた国民の本行活動への理解の増進及び国際協力分野での人材の養成

- ・ (指標 3)は、2004 年度から新たに設定した指標ですが、具体的な取り組みとしては、中国、タイ、ベトナム、スリランカ等において本行の海外駐在員事務所が日本人学校の生徒を対象に円借款事業の視察、国際協力への理解増進のための開発教育プログラム等を実施しました。
- ・ 国際協力分野での人材養成への取り組みの一環として、インターンシップ制度を導入し、協力協定を結んでいる日本の大学から大学院生 6 名を受け入れました。
- ・ 日本の中学・高校生の開発教育の機会を提供するため、11 校の修学旅行生を受け入れたほか、学校教員の社会研修の一環として、経済広報センターが実施する教員研修にも協力し、教員が国際協力に対する理解を深める機会を提供しました。

2. 追加的な取り組みに関する評価 (年間事業計画に予め掲げていないもの)

- ・ 外務省が実施する「ODA 民間モニター制度」への協力を通じ、国民への円借款案件に対する国民の理解促進を図りました。
- ・ 環境教育への取り組みとして、2004 年 8 月 タイ国天然資源環境省との共催でタイ環境教育ワークショップ(「持続可能な開発のための環境教育～地域・行政・学校のパートナーシップ:特にゴミ問題を例として」)をバンコクで開催し、タイ側のみならず日本側からも我が国政府、地方公共団体、NGO 等が参加しました。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への適切な取り組みがなされたものと評価されます。
- ・ なお、「平成 14～16 年度業務戦略評価報告書」では、積極的な情報公開の推進、開発途上国における情報発信等を通じた本行業務に関する理解の促進、開発教育の実施等国民や利用者の情報ニーズに迅速かつ的確に対応するよう努めていくことが重要である、と指摘しており、これらは 2005 年度からの業務戦略に反映されています。

(参考)2005年度からの業務戦略

- 課題 「情報公開・広報活動の推進」
取り組み例 「積極的な情報公開の推進」
「開発途上国における本行業務に関する理解の促進」
「開発教育を通じた国民の国際協力への理解の増進及び国際協力分野での人材の養成」



事業分野

国際金融秩序安定への貢献

課題 1-1
アジア地域における市場の信認回復のための健全な経済運営に対する支援強化

課題 1-2
アジア各国のマクロ経済動向に関するモニタリング強化

課題 1-3
アジア各国の国際金融市場における資金調達支援

本事業分野における課題

中期の業務戦略(2002年3月策定)では、(1) アジア経済は国によって程度の差はあるものの、危機の影響から完全に立ち直ってはならず、経済発展を回復・維持し危機の再発を予防するためには、アジア各国における安定的かつ強靱な金融システムの構築並びにアジア地域の経済に対する市場の信認回復を支援することが必要であり、(2)万一、国際金融危機が再発した場合、あるいは危機に繋がる事象が発生した場合における機動的対応を可能とすべく平時におけるモニタリングも重要である、等の認識のもと、国際金融秩序の安定への貢献に向けた以下8つの課題を設定しています。

- アジア地域における市場の信認回復のための健全な経済運営に対する支援強化(課題1-1)
- アジア各国のマクロ経済動向に関するモニタリング強化(課題1-2)
- アジア各国の国際金融市場における資金調達支援(課題1-3)

以下の課題は、国際金融危機が発生した場合、あるいは危機に繋がる事象が発生した場合のものとして念頭に置くものです。

- 効果的・効率的な危機收拾支援のための国際機関等との連携強化(課題1-4)
- 早期危機收拾のための積極的貢献(課題1-5)
- 社会的弱者への配慮の強化(課題1-6)
- 危機收拾のための民間資金の活用(課題1-7)
- 危機收拾支援の迅速な実施(課題1-8)

上記課題に取り組むにあたり、平成16年度年間事業計画(2004年3月策定)では、業務戦略の基本認識の補足として、開発途上国経済は危機後、総じて急速な回復を遂げ、足元も堅調に推移しているものの、金融システムの脆弱性は完全には解消していないことを指摘しています。また、我が国政府がASEAN+3(日中韓)財務大臣プロセスで提唱した地域債券市場構想であるアジア債券市場育成イニシアティブ(2002年12月)等に対し、本行としても、各種機能の活用による適切な貢献が求められていることを重視しています。

平成 16 年度評価のサマリー

本事業分野の課題への取り組み状況については、3つの課題のうち、2つが「適切(A)」、1つが「概ね適切(B)」との評価結果になりました。各課題の評価で特筆すべき事項等は以下のとおりです。

アジア地域における市場の信認回復のための健全な経済運営に対する支援強化（課題 1-1）

評価 A

中国、タイ、マレーシア、ベトナム、インド等の政府・政府機関とアジア債券市場育成イニシアティブ(ABMI)や財政政策等に関する協議を行うと共に、IMF、世銀、ADB とアジアの開発途上国のマクロ経済政策、財政政策等に関する協議を実施し、アジア地域の市場の信認回復へ向けた経済運営支援強化に取り組みました。

アジア各国のマクロ経済動向に関するモニタリング強化（課題 1-2）

評価 B

中国、ベトナム、インド、フィリピン等のマクロ経済動向に関するモニタリングを行いましたが、実績は計画を下回りました。業務戦略評価でも指摘のとおり、今後、アジア各国を含めた開発途上国経済における危機の兆候発見等のためのマクロ経済動向のモニタリング強化に努める必要があります。

アジア各国の国際金融市場における資金調達支援（課題 1-3）

評価 A

アジア各国の国際金融市場における資金調達支援については、本行支援による我が国からの中長期民間資本流入は過去の実績を下回る水準でした。一方、アジア地域における金融・資本市場の構造改善・市場育成に向けて、我が国政府が主導するアジア債券市場育成イニシアティブ(ABMI)に対して積極的に取り組み、ABMIに基づく本行支援の第1号案件として、タイの現地日系企業のパーツ建て社債保証、第2号案件として、韓国の債券担保証券保証を行いました。これらはABMIの推進に貢献する先駆的な取り組みと評価されます。

課題 1-1

アジア地域における市場の信認回復のための健全な経済運営に対する支援強化

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
アジア地域における市場の信認回復の観点からのマクロ経済運営改善に資する知的協力の推進	(指標1) アジア地域における市場の信認回復の観点から、マクロ経済政策について当該国政府・国際機関等と協議を行った回数	23	35	38	37	40
評価結果			A	A	A	

A: 適切な取り組みがなされている。 B: 概ね適切な取り組みがなされている。 C: 取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。
-: 外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

アジア地域における市場の信認回復の観点からのマクロ経済運営改善に資する知的協力の推進

- ・ (指標1)については、計画を上回りました。具体的な取り組みとしては、中国、タイ、マレーシア等の政府・政府機関とのアジア債券市場育成イニシアティブ(ABMI)(52頁の囲み参照)に関する協議、インド、ベトナム等の政府・政府機関との財政政策等に関する協議、IMF、世銀、ADB とのアジアの開発途上国のマクロ経済政策、財政政策等に関する協議を実施しました。
- ・ マクロ経済運営改善等に資する知的協力の推進の一環として、インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナム等の政府及び中央銀行、金融機関等の中堅幹部職員対象に、相互理解を促進すると共に、我が国の社会、経済、産業等について知識を深め、各国の開発政策の基盤となる制度や政策づくりを支援するため、「JBIC セミナー」を開催しました。

2. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への適切な取り組みがなされたものと評価されます。
- ・ なお、「平成 14～16 年度業務戦略評価報告書」では、近年のアジア地域の金融システムの相対的な安定化を踏まえ、グローバル化の進んだ世界経済全体の安定を確固たるものにすべく、アジア地域を中心としつつも新興・体制移行国全般を対象に、これらの国の健全な経済運営に対する支援や経済動向の定期的なチェックを行っていくことが必要である、と指摘しており、これらは、2005 年度からの業務戦略に反映されています。

(参考)2005 年度からの業務戦略 (取り組み例については、本課題の評価結果に関連するもののみをあげています)

- 課題 「新興・体制移行国発の国際金融危機未然防止への対応強化」
取り組み例 「市場からの信認維持に不可欠な健全な経済運営に対する知的協力」

課題 1-2

アジア各国のマクロ経済動向に関するモニタリング強化

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
マクロ経済動向を定期的にモニタリングするアジア地域の国数の拡充	(指標1) マクロ経済動向につき個別に審査を行ったアジアの国数	11	15	11	14	12
評価結果			A	B	B	

A: 適切な取り組みがなされている。 B: 概ね適切な取り組みがなされている。 C: 取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。
 -: 外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

マクロ経済動向を定期的にモニタリングするアジア地域の国数の拡充

- ・ (指標1)については、中国、ベトナム、インド、フィリピン等に関し、個別に審査を行いました。計画策定後の政治・経済情勢の変化等に鑑み優先的に審査を行う国をアジア以外の国に変更したケースがあったことや、政治情勢の混乱により審査の実施を見合わせた国があったこと等から、計画を下回りました。

2. 追加的な取り組みに関する評価 (年間事業計画に予め掲げていないもの)

- ・ モニタリング対象国の一部については、セミナー・ワークショップの実施、主要国の輸出信用機関(ECA)との意見交換等を通じ、審査上有用な情報の入手、ネットワーク形成及び知識の高度化・共有を実施しています。
- ・ また、OECDのカントリーリスク専門家会合に参加し、他国ECAとも連携し、リスク評価・格付け方針等に関する議論を行いました。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への概ね適切な取り組みがなされたものと評価されます。今後とも、アジア各国を含めた開発途上国経済における危機の兆候発見等のためのマクロ経済動向のモニタリング強化に努める必要があると考えられます。
- ・ なお、「平成14～16年度業務戦略評価報告書」においても、課題1-1(49頁)で述べたとおり、アジア地域を中心としつつも新興・体制移行国全般を対象に、経済動向の定期的なチェックを行っていくことが必要であると指摘しており、これらは2005年度からの業務戦略に反映されています。

(参考)2005年度からの業務戦略 (取り組み例については、本課題の評価結果に関連するもののみをあげています)

- 課題 「新興・体制移行国発の国際金融危機未然防止への対応強化」
 取り組み例 「国際金融危機再発に備えたマクロ経済動向の定期モニタリングの徹底」

課題 1-3

アジア各国の国際金融市場における資金調達支援

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
アジア地域向け民間資本フローの拡充につながる案件に対する支援	(指標1) モニタリング指標 アジア地域向け民間資本フローの拡充に資する案件による中長期民間資本流入額(注)	402 億円	578 億円	275 億円		234 億円
評価結果			B	A	A	

A: 適切な取り組みがなされている。 B: 概ね適切な取り組みがなされている。 C: 取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。
- : 外部環境の変化等により評価不能。

(注) 民間金融機関のアジア地域向け融資への本行保証、公債取得を対象としています。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

アジア地域向け民間資本フローの拡充につながる案件に対する支援

- ・ (指標 1) については、フィリピン向け民間金融機関の海外シンジケートローンに対する保証、中国の環境改善案件に対する本行と民間金融機関との協調融資における民間金融機関の融資部分に対する保証等を行いました。過去の実績の平均を下回りました。なお、国数、件数ベースでは、2004 年度は中国、韓国、タイ、フィリピンの 4 ヶ国向け合計 5 件であり、2002 年度の 1 ヶ国 1 件、2003 年度の 3 ヶ国 3 件から増加しました。

2. 追加的な取り組みに関する評価 (年間事業計画に予め掲げていないもの)

- ・ アジア債券市場育成イニシアティブ (ABMI) に対して積極的に取り組み、ABMI に基づく本行支援の第 1 号案件として、現地日系企業が発行するタイ・バークス社債に対する保証、第 2 号案件として、韓国の債券担保証券に対する保証を行いました。これらは、本行の保証機能の活用によるアジア域内における債券発行の促進、債務担保証券市場の創造等の観点から、ABMI の推進に貢献する先駆的な取り組みと評価されます。
- ・ また、法制度等各国の個別事情を踏まえつつ、早期の案件実現に向けて、中国、マレーシア政府・政府機関等と ABMI に関する協議を実施しました。

< 事例紹介 > 日系現地企業のパーツ建て債券への保証供与（タイ）

- ・ 2002年12月に日本政府はアジア債券市場育成イニシアティブ(ABMI)を提唱し、現在、ASEANと日・中・韓の政府当局間で協議が進められています。ABMIは、アジア通貨危機の再発防止策として、高い貯蓄率を有するアジア域内の資金を域内の投資に振り向けるために、アジア各国の債券市場の育成・活性化を図ることを目的としていますが、本行は、ABMI推進の一環として、現地日系企業が発行する現地通貨建て社債に対する保証制度を新たに創設し、その適用第一号案件として、現地日系企業がタイで発行するパーツ建て社債への保証を行いました。なお、本件は当該現地日系企業がタイの資本市場において初めて発行した社債でした。
- ・ アジア各国に進出している現地日系企業は、為替リスク回避の観点から事業資金を現地通貨建てで調達する必要がありますが、こうした国々の多くでは、債券市場が未発達であるためにこれまで債券発行が困難な状況であり、資金調達手段が限られています。債券市場が比較的発達しているタイにおいても、信用力の高い日本企業であっても現地債券市場における知名度は必ずしも高くないため、円滑な債券発行のためには、日本の政策金融機関である本行の補完が求められています。本案件はこうした日本企業のニーズを踏まえ、本行の保証機能を活用して、日系企業の現地市場での円滑な債券発行を支援したものです。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への適切な取り組みがなされたものと評価されます。
- ・ なお、「平成 14～16 年度業務戦略評価報告書」では、アジア金融システム安定化の焦点がアジア地域の経済への市場の信認回復から、金融・資本市場の構造的な改善へと移ってきていることを受け、アジア地域への中長期民間資本フローの拡充に引き続き努めるとともに、ABMI への取り組みを更に強化することによって、アジア地域における債券市場育成や同地域の金融・資本市場の構造改善を図っていくことが必要である、と指摘しており、これらは、2005 年度からの業務戦略に反映されています。

(参考)2005 年度からの業務戦略 (取り組み例については、本課題の評価結果に関連するもののみをあげています)

- 課題 「アジア地域における金融・資本市場の構造改善・市場育成支援」
 取り組み例 「アジア地域における債券市場の育成支援」
 「アジア地域向け中長期民間資本フローの拡充支援」

(参考)

以下の課題は、国際金融危機が発生した場合、あるいは危機に繋がる事象が発生した場合のものとして念頭に置くものです。

課題 1-4

効果的・効率的な危機收拾支援のための国際機関等との連携強化

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
危機收拾のための国際機関等との協調融資の活用						

課題 1-5

早期危機收拾のための積極的貢献

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
早期危機收拾のための財政・金融政策等に関する開発途上国政府、我が国政府、国際機関等に対する提言発信						

課題 1-6

社会的弱者への配慮の強化

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
社会的弱者の救済を目的とする融資の提供						

課題 1-7

危機收拾のための民間資金の活用

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
開発途上国向け民間資本フローに対する保証の提供						

課題 1-8

危機收拾支援の迅速な実施

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
危機発生後、融資実行までの期間の短縮						

事業分野

開発途上国の
経済社会開発支援

課題 2-1
アジアを中心とした各国の多様な開発ニーズを踏まえた選択的な支援の推進

課題 2-2
貧困削減への対応の強化

課題 2-3
開発途上国の経済的自立に必要な民間経済活動を推進する支援

課題 2-4
知的協力の推進

課題 2-5
我が国国民の参加と他の援助形態・機関等との連携による開かれた業務の推進

課題 2-6
円借款業務の質の向上

本事業分野における課題

中期の業務戦略(2002年3月策定)では、(1) 開発途上国の開発においては、貧困問題とグローバル化に伴う所得格差の拡大が重要な課題であり、各国の状況に応じて対応することが必要である一方、(2) 我が国国内においては、厳しい経済・財政事情や開発途上国の債務問題を背景として、一層効率的かつ効果的に開発途上国の経済社会開発を実施すべきとの議論があり、また、(3) 開発途上国の経済社会開発への関心の高まりから、広く国民等にかかれた業務への期待や、相手国に我が国による支援であることをより理解されるようにとの要請が高まっており、これらの要請や期待に応えることが必要である、等の認識のもと、以下 6 つの課題を設定しています。

- アジアを中心とした各国の多様な開発ニーズを踏まえた選択的な支援の推進 (課題 2-1)
- 貧困削減への対応の強化 (課題 2-2)
- 開発途上国の経済的自立に必要な民間経済活動を推進する支援 (課題 2-3)
- 知的協力の推進 (課題 2-4)
- 我が国国民の参加と他の援助形態・機関等との連携による開かれた円借款業務の推進 (課題 2-5)
- 円借款業務の質の向上 (課題 2-6)

上記課題に取り組むにあたり、平成 16 年度年間事業計画 (2004 年 3 月策定)では、業務戦略の基本認識の補足として、本行としても、ODA の大きな柱である円借款業務について、我が国 ODA 政策の根幹を成し、我が国 ODA の目的、重点課題を明記した「政府開発援助大綱」(新 ODA 大綱、2003 年 8 月閣議決定)に沿って業務を実施していくことを重視しています。

平成 16 年度評価のサマリー

本事業分野の課題への取り組み状況については、6 つの課題のうち、4 つが「適切(A)」、2 つが「概ね適切(B)」との評価結果になりました。各課題の評価で特筆すべき事項等は以下のとおりです。

アジアを中心とした各国の多様な開発ニーズを踏まえた選択的な支援の推進 (課題 2-1)

評価 A

2004 年度には、トルコ、ウクライナ等アジア地域以外の国への支援が増加しましたが、引き続き、我が国と密接な相互依存関係にあるアジアを中心(円借款承諾額全体の 78%)に貧困削減、経済社会インフラ整備等各国の多様なニーズを踏まえた選択的な支援を推進しました。開発ニーズの把握にあたっては、現地 ODA タスクフォースへの参加(2004 年度 41 カ国)を通じた現地での取り組みを強化しましたが、一方、地域住民や NGO との直接対話によるニーズ把握については、計画を下回りました。円借款業務の実施にあたっては、相手国の開発ニーズを適切に把握し、受益者の参加を促進し、ひいては円借款に対する相手国国民の理解を得ることが重要であり、今後、相手国の地域住民・地域住民を代弁する NGO との直接対話など、相手国内の関係者との連携・協調を一層推進する必要があります。

貧困削減への対応の強化 (課題 2-2)

評価 A

インドネシア、インド、スリランカ等の灌漑、都市衛生環境改善、小規模インフラ等の貧困対策案件を支援し、2004 年度の円借款の承諾案件数における貧困対策案件数の割合は 27% (計画 23%)。2002 年度、2003 年度の実績は 15%、19%) となり、貧困対策案件への取り組みが強化されたと言えます。特に、世界最大の貧困人口を抱えるインドにおいて、6 件の貧困対策案件を承諾しました。一方、貧困対策案件における貧困層の案件形成への参加については、計画を下回っており、業務戦略評価でも指摘のとおり、課題への取り組みの成果をより高めるため、今後一層の促進が必要です。また、貧困削減には、貧困層への直接的な支援に加えて、経済活動上重要となる経済社会インフラの整備を通じて、持続的な経済成長を促進することが重要であり、本行はインドネシア、ベトナム等において道路、港湾等経済社会インフラ整備への支援を積極的に行いました。昨今、経済社会インフラが貧困削減に果たす役割への国際的な再評価が高まっていますが、上記の取り組みは、こうした潮流に沿ったものと言えます。

開発途上国の経済的自立に必要な民間経済活動を推進する支援 (課題 2-3)

評価 A

本行の多様な金融ツールを用いて、電力、運輸等経済社会インフラ整備(インドネシア、インド等)や中小企業・裾野産業育成(インドネシア等の地場金融機関や中米経済統合銀行を通じたツー・ステップ・ローン)、IT化の促進(中国、ベトナム等)等民間経済活動を推進する支援を行いました。また、投資環境の未整備が海外直接投資受入れの阻害要因になっていることを踏まえ、カンボジア、ラオスにおいて、ハード(港湾、電力、通信のインフラ整備)、ソフト(両国政府への海外直接投資環境整備・改善に係る政策提言書の作成、手交)両面からの支援を行いました。これらは「日本・ASEAN 行動計画」を踏まえたメコン地域への直接投資促進のための協力と位置付けられるものです。

知的協力の推進（課題 2-4）

評価 B

開発効果を一層高めるため、資金協力と並行して、タイ、ベトナム等において、上下水道、運輸、電力等の分野の政策・制度改善、組織強化、事業の運営維持管理の改善等に関する知的協力を行いました。調査等を通じた提言については、件数ベースでは実績が計画を下回りましたが、調査の中で提言の実行を支援する工夫や、「インドの電力市場に関する制度設計」等のシンポジウム・セミナーを開催し、調査結果に関するフィードバックを充実させる取り組みが行われており、知的協力の有効性を高めるためにも、今後ともこれらを推進することが重要です。このほか、評価から得られた教訓や提言を開発途上国政府、受益住民等と幅広く共有するため、フィリピン、インド等で個別案件の事後評価やテーマ別評価に関するフィードバックセミナーを開催しました。

我が国国民の参加と他の援助形態・機関等との連携による開かれた円借款業務の推進（課題 2-5）

評価 B

我が国の知見・ノウハウの活用、国民参加推進の観点から、地方公共団体・NGO・大学等との連携に取り組みました。地方公共団体との連携については、人材育成、環境対策、地方開発等の案件形成段階において、地方公共団体の関係者の協力を得て、日本の経験、知見を提供（仏跡観光や「道の駅」、公衆衛生の取り組み等）するなど、取り組みを強化しました。また、大学との連携については、新たに、山口大学、早稲田大学等計 6 大学との間で協力協定を締結したほか、インターンシップ制度を導入し、協定締結先の大学から学生を受け入れました。一方、NGO 等の市民社会及び地域社会との協力・連携については、計画を下回っており、今後一層の推進が必要です。NGO、地方公共団体等との連携については、本行だけの取り組みでなく、相手側のニーズや事情も踏まえた対応が必要であり、業務戦略評価でも指摘のとおり、今後、より効果的な連携関係の構築に向けた戦略的な取り組みが必要と考えられます。

円借款業務の質の向上（課題 2-6）

評価 A

円借款業務の質を向上するため、本行は事前から事後までの一貫した評価体制の下、評価の充実に取り組んでいますが、2004 年度においても、事後評価の実施割合は 100%を達成し、また、全ての評価結果について第三者意見を取得・公表しました。このほか、「中間レビュー」（円借款の貸付契約締結後 5 年目に事業の有効性・妥当性等を検証）、「事後モニタリング」（事業完成後 7 年目に有効性・インパクト・持続性等を検証）を試行的に導入すると共に、評価結果をより分かりやすく、かつ客観的にするため、個別案件の事後評価に新たに 4 段階評価（レーティング）を導入するなど、評価体制の更なる充実に取り組みました。

課題 2-1

アジアを中心とした各国の多様な開発ニーズを踏まえた選択的な支援の推進

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
アジア地域を中心とした支援	(指標1) モニタリング指標 円借款承諾案件のうち、アジア地域に対する本行支援案件の承諾額の割合	90%	96%	90%		78%
	(指標2) 開発途上国政府との政策対話、マクロ経済調査、セクター調査を行った件数	79	108	172	93	97
各国の多様なニーズの適切な把握	(指標3) モニタリング指標 現地タスクフォースが組成され、本行が参加している国数					41
多様な開発ニーズを踏まえた優先分野への重点的・選択的な支援	(指標4) 主要支援対象国の国毎の優先分野(注1)に対する円借款承諾額の割合	92%	100%	100%	100%	99%
地域住民のニーズの適切な把握	(指標5) 円借款承諾案件のうち、案件形成・実施段階において開発途上国の地域住民・住民組織(CBO(注2))又は地域住民を代弁するNGOと直接対話する機会を有した承諾案件数の割合	14%	22%	8%	36%	20%
評価結果			A	A	A	

A: 適切な取り組みがなされている。 B: 概ね適切な取り組みがなされている。 C: 取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。
-: 外部環境の変化等により評価不能。

(注1) 優先分野: 本行海外経済協力業務実施方針における国別実施方針中の重点分野を指します。2005年4月に新たな海外経済協力業務実施方針を制定・公表していますが、指標4は2002年4月に公表した海外経済協力業務実施方針における国別実施方針中の重点分野を対象としています。

(注2) CBO: Community Based Organization。NGOと比較し、さらに小規模地域社会に根ざした活動を行う団体。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

アジア地域を中心とした支援

- ・2004年度には、円借款によるアジア地域向け支援額は2003年度比約18%増加し、引き続きアジアを中心とした支援を行いました。アジアの構成比については、トルコ、ルーマニア、ウクライナ等アジア地域以外の国への支援が増加したことから、過去の推移に比べ低下しましたが、78%と高水準を維持しました(指標1)。

各国の多様なニーズの適切な把握

- ・(指標 2)については、計画を上回りました。具体的な取り組みとしては、各国の多様なニーズを把握するため、インドネシア、フィリピン、ベトナム、インド等において、開発政策に関する意見交換、優先案件に関する協議等の政策対話、国際収支・財政状況の把握、マクロ経済調査・セクター調査等を実施しました。
- ・(指標 2)の対象としていませんが、各国の多様なニーズの適切な把握への取り組みの一環として、現地事情に精通する NGO や様々な専門家を活用し、タイのバンコクにおける水質改善、スリランカの北東部農村復興等に関し、提案型調査、発掘型案件形成調査(注 3)を実施しました。

(注 3)「提案型・発掘型案件形成調査」：有償資金協力促進調査(SAF)(注 4)業務の 1 つ。提案型は、地方自治体、大学、NGO 等の国内の団体より円借款事業に役立つ知見や情報の蓄積を得ることを目的に、発掘型は高度な専門性と知見を持つ国内の多様な専門家集団から案件形成につながる提案を得ることを目的に、2001 年度より導入。

- ・現地での取り組みを強化し、ODA の効果的・効率的な実施を図るため、アジア主要国を始め、本行の駐在員事務所のある国を中心に 41 ヶ国の現地 ODA タスクフォースに参加し(指標 3)、プロジェクトの策定や準備段階からの協議を行うなど、各国の多様な開発ニーズの適切な把握に努めました。

多様な開発ニーズを踏まえた優先分野への重点的・選択的な支援

- ・(指標 4)については、有償資金協力促進調査(SAF)(注 4)等も活用し、優先分野における具体的な案件形成に迅速かつ効果的に取り組みましたが、相手国のニーズに機動的に対応した結果、優先分野以外の案件(注 5)への承諾も含まれたことから、計画をやや下回りました。

(注 4) 有償資金協力促進調査(Special Assistance Facility: SAF)とは、海外経済協力業務において、開発途上国による案件形成の支援、本行が資金協力の対象とした案件の円滑な実施、援助効果の促進もしくは調達公平性・透明性の確保、及び円借款事業への知見・情報の蓄積を図ることを目的として、本行がコンサルタント等を雇用して実施する調査業務です。

(注 5) インドネシアの「国立イスラム大学保健・医学部事業」は、国立イスラム大学の保健・医学部をハード面、ソフト面の双方から整備することで、地方部・貧困層の医療高等教育への機会拡大や地方部への医師、看護師等の供給を図り、地方部の基礎的保健・医療サービスの提供を通じた貧困削減に寄与する案件です。本事業は同国への国別実施方針中の重点分野(持続的成長に必要な経済インフラ整備)には該当しませんが、教育を通じた人材育成は持続的成長を図る上での根幹を成すものであり、支援の必要性が高いものです。

地域住民のニーズの適切な把握

- ・(指標 5)については、ベトナム、インド等における道路ネットワーク整備事業、上下水道整備事業等の実績がありますが、当初計画されていた案件が承諾に至らなかった等の理由により計画を下回りました。注目すべき取組としてインドの「バンガロール上下水道整備事業(- 1)」では、貧困住民が上下水道管理委員会に参加し、NGO の支援を受けつつ維持・管理等を行うこととなっており、その際にメンバーとして女性の参加を確保しています。

2. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・上記に照らし、課題への適切な取り組みがなされたものと評価されます。円借款業務の実施にあたっては、相手国の開発ニーズを適切に把握し、受益者の参加を促進し、ひいては円借款に対する相手国国民の理解を得ることが重要であり、今後、相手国の地域住民・地域住民を代弁する NGO との直接対話など、相手国内の関係者との連携・協調を一層推進する必要があると考えられます。

- ・ なお、上記の地域住民の点については、「平成 14～16 年度業務戦略評価報告書」においても指摘しており、下記(参考)のとおり 2005 年度からの業務戦略の 2 つの課題に反映されています。

(参考)2005 年度からの業務戦略 (取り組み例については、本課題の評価結果に関連するもののみをあげています)

- 課題 「知的協力・技術支援の推進」
取り組み例 「各国の多様な開発ニーズの適切な把握」
- 課題 「開発パートナーシップの推進」
取り組み例 「現場における経験や知見を有する内外の NGO や CBO 等の市民社会及び地域社会と協力・連携した支援の推進」

課題 2-2

貧困削減への対応の強化

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
貧困層への支援を直接の目的とする案件(「貧困対策案件」(注1))への支援	(指標1) 円借款承諾案件のうち、「貧困対策案件」に対する承諾案件数の割合	12%	15%	19%	23%	27%
貧困層による開発プロセスへの参加促進への支援	(指標2) 「貧困対策案件」のうち、貧困層が案件形成段階において参加した承諾案件数の割合	29%	71%	42%	100%	62%
評価結果			A	A	A	

A: 適切な取り組みがなされている。 B: 概ね適切な取り組みがなされている。 C: 取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。
- : 外部環境の変化等により評価不能。

(注1)「貧困対策案件」は、主たる受益者が貧困層であること、貧困の原因の是正に資すること、貧困削減のための特別な措置を含んでいることの観点より選んでいます。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

貧困層への支援を直接の目的とする案件(「貧困対策案件」)への支援

- ・ (指標1)については、計画を上回りました。具体的な取り組みとしては、インドネシア、ベトナム、バングラデシュ、インド、スリランカ等において、灌漑、農村インフラ整備、都市衛生環境改善、森林資源管理、小規模インフラ整備等における貧困対策案件への支援を行いました。特に、世界の貧困人口の約1/3を抱えるインドにおいて、貧困対策案件への対応を強化し、6案件を承諾しました。

貧困層による開発プロセスへの参加促進への支援

- ・ (指標2)については、計画を下回りましたが、これは貧困層の参加を前提として準備していた貧困対策案件が年度中に承諾に至らなかった等の理由によるものです。
- ・ なお、小規模インフラ等のサブプロジェクトから構成される案件に関し、実施段階においてサブプロジェクトを特定するため、案件形成段階ではなく事業実施段階において貧困層の参加が行われるものがあります。これらについては、例えば、バングラデシュの農村インフラ整備事業では、案件形成段階における貧困層の参加はありませんが、事業の実施段階において現地 NGO との連携を行うことにしています(下記事例紹介参照)。

< 事例紹介 > 東部バングラデシュ農村インフラ整備事業（バングラデシュ）

バングラデシュは全人口の約半数が貧困層であり、また、全人口の 8 割弱が農村に居住していますが、洪水が頻発し、特に雨季における農村部での移動は著しく制限されています。本事業はバングラデシュ東部の農村において、地方主要道路等の整備や市場の改良を行い、同地域の貧困層の経済機会及び教育・医療などの社会サービスへのアクセス改善を通じて都市・農村間の経済及び社会格差を是正することを目的としており、地域住民の意向を十分反映するため、現地 NGO とも連携し、貧困女性を訓練・雇用することにより、就業機会の拡大を図ります。

2. 追加的な取り組みに関する評価（年間事業計画に予め掲げていないもの）

- ・ 貧困を削減するには、貧困層への直接的な支援に加えて、経済活動上重要となる経済社会インフラの整備を通じて、持続的な経済成長を促進することが重要です。本行は貧困削減を直接の目的とする「貧困対策案件」だけでなく、多様な金融ツールを用いてインドネシア、カンボジア、ラオス、ベトナム、インド等において、道路、港湾、通信等経済成長の基盤となる経済社会インフラ整備を積極的に支援しました。
- ・ また、昨今、インフラが貧困削減に重要な役割を担うことについて、国際的な再評価がなされていますが、本行としても、この点に関する国際的な理解増進に向けて、例えば、以下の取り組みを行いました。
 - 世銀・ADB と共同調査（「東アジアのインフラ整備に向けた新たな枠組み」）を実施し、東京でのシンポジウムにおいて報告書を発表
 - DAC(注 2) 貧困削減ネットワーク(注 3)のインフラ・タスクチームのチームリーダーとして中心的な役割を担い、貧困削減に対するインフラの役割に関する議論のリード、指針の取りまとめを実施

(注 2) DAC： 開発途上国の生活水準向上のために、開発援助の拡充とその効果の増大を目的とし、開発援助に関連するあらゆる問題について討議、検討を行う組織。経済協力開発機構(OECD)の下部組織。

(注 3) 貧困削減ネットワーク(Network on Poverty Reduction: POVNET)： 1998 年 6 月に発足した DAC の下部機構。2002 年の DAC の下部機構改革により、POVNET は経済成長と貧困削減に関する議論を行う場として再出発しています。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への適切な取り組みがなされたものと評価されます。引き続き、貧困削減に取り組んでいくことが重要ですが、その際、課題への取り組みの成果をより高めるため、今後、貧困対策案件における貧困層の案件形成への参加を一層推進する必要があると考えられます。
- ・ なお、「平成 14～16 年度業務戦略評価報告書」においても、貧困削減は国際社会が共有する重要な開発目標であり、国際社会は貧困削減、教育・保健等の MDGs(25 頁参照)の達成に向け取り組んでいること、ODA 大綱の重点課題に貧困削減が掲げられていることから、今後も継続して貧困削減に取り組む必要がある旨指摘すると共に、貧困削減、MDGs の達成にも貢献する経済社会インフラ整備により焦点をあてて業務運営を行っていく必要がある旨言及しており、これらは下記(参考)のとおり、2005 年度からの業務戦略の 2 つの課題に反映されています。

(参考)2005 年度からの業務戦略（取り組み例については、本課題の評価結果に関連するもののみをあげています）

- 課題 「開発途上国の貧困削減への直接対応」
 取り組み例 「貧困層への支援を直接の目的とする案件（「貧困対策案件」）への支援」
 「貧困層による開発プロセスへの参加促進への支援」

- 課題 「開発途上国の持続的な経済成長を推進する支援」
取り組み例 「開発途上国の貧困削減に貢献する経済社会インフラ整備の推進」

課題 2-3

開発途上国の経済的自立に必要な民間経済活動を推進する支援

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
開発途上国の民間活動の拡充に対する支援	(指標1) 開発途上国の中小企業・裾野産業を支援する承諾案件数	7	17	8	8	12
民間経済活動に必要な人材育成の拡充に対する支援	(指標2) 円借款承諾案件のうち、人材育成案件の承諾案件数の割合	12%	13%	21%	9%	4%
開発途上国のIT化の促進に対する支援	(指標3) 開発途上国のIT化を支援する出融資保証承諾案件数の割合	6%	9%	12%	10%	10%
地方への産業の分散化を進めるための地方開発促進に対する支援	(指標4) モニタリング指標 円借款承諾案件のうち、地方都市におけるインフラ整備に対する承諾案件数の割合	40%	70%	26%		37%
評価結果			A	A	A	

A: 適切な取り組みがなされている。 B: 概ね適切な取り組みがなされている。 C: 取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。
- : 外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

開発途上国の民間活動の拡充に対する支援

- ・(指標1)については、インドネシア、タイ、ベトナム等の地場金融機関や中米の地域開発金融機関である中米経済統合銀行を通じたツアー・ステップ・ローン等による中小企業・裾野産業支援を行い、計画を上回りました。

民間経済活動に必要な人材育成の拡充に対する支援

- ・(指標2)については、中国内陸部やインドネシアの地方部・貧困層への教育機会拡大を図る人材育成案件を支援しましたが、年度中に承諾に至らなかった案件があったこと等の理由により、計画を下回りました。
- ・(指標2)の人材育成案件の対象とはなりませんが、日本における研修プログラムを中国の環境改善案件(6件)に含めるなど、円借款案件の一部に人材育成コンポーネントを組み込む形での支援を行いました。

開発途上国のIT化の促進に対する支援

- ・(指標3)については、中国、カンボジア、ベトナム等において、情報通信案件等IT化促進への支援を行い、計画を達成しました。

地方への産業の分散化を進めるための地方開発促進に対する支援

- ・(指標 4)については、中国、インドネシア、ラオス、ベトナム、インド、エジプト等において、上下水道、電力ネットワーク整備、空港等地方都市におけるインフラ整備への支援を行い、2003 年度の実績を上回りましたが、地方都市だけでなく、首都圏でのインフラ整備案件も多かったこともあり、過去 3 年間の平均を下回りました。

2. 追加的な取り組みに関する評価（年間事業計画に予め掲げていないもの）

- ・開発途上国における円滑な民間経済活動の促進に不可欠な経済社会インフラ整備へのニーズは高く、インフラが担う役割の重要性に関する国際的な再評価の潮流も踏まえ、多様な金融ツールを用いて電力、道路、港湾、空港、鉄道、通信、上下水道等経済社会インフラ整備への支援を積極的に行いました。
- ・貿易・投資等の民間経済協力を通じて開発途上国の経済発展を促進すべく、日本企業の輸出案件や投資案件等を多様な金融ツールを用いて支援しました。
- ・開発途上国では、概して外国投資に関する法制度等の未整備が海外直接投資受入れの阻害要因になっていることを踏まえ、民間部門の事業環境整備に向けて、電力、運輸セクターや製造業一般の投資環境・制度改善にかかる政策提言等を行いました。

< 事例紹介 > カンボジア、ラオスにおける民間経済活動の推進に向けたハード・ソフト両面からの投資環境整備支援

ラオス及びカンボジアは、メコン地域(注1)の一部を構成し、近年は政治的安定と経済成長を実現しているものの、所得や生活水準において、原 ASEAN 加盟国(タイ、マレーシア等)との経済格差が大きく、地域一体としての「メコン地域開発」を進めることが課題となっています。両国が将来にわたり安定した経済成長を持続させるためには、投資環境整備を通じて、海外からの民間投資を促し、外貨獲得手段を得て、経済成長の達成を図ることが必要であり、本行は以下のとおり、ハード・ソフト両面における支援を行いました。これらは、2003 年 12 月に開催された「日・ASEAN 特別首脳会議」において表明された「日本 ASEAN 行動計画」を踏まえたメコン地域への直接投資促進のための協力と位置付けられるものです。

- ・カンボジアに対しては、通信基幹設備を整備する「メコン地域通信基幹ネットワーク整備事業(カンボジア成長回廊)」、同国唯一の外洋国際港湾である「シハヌークヴィル港緊急拡張事業」、また、ラオスに対しては、送電設備を増強する「メコン地域電力ネットワーク整備事業(ラオス)」に融資を行い、両国の経済インフラ整備を支援しました。
- ・国連貿易開発会議(UNCTAD)と共に、カンボジアとラオスに対し、海外直接投資を促進する上で必要な関係法令の整備、情報提供機能の強化、機構・組織の改善等に関する提言書(海外直接投資環境整備・改善に係る政策提言書(通称 Blue Book))を作成・手交しました。同提言をもとに、両国政府による投資環境の整備・改善が早急かつ確実に進められることが期待されており、特に、両国が他国に対して比較優位を有する労働集約的な軽工業等への直接投資を促進させ、その輸出競争力を強化することも期待されています。

(注1)メコン地域(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム、タイ、中国雲南省から構成)とは、インドシナ半島を縦走するメコン川流域を指し、面積約230万km²(日本の約6倍)、人口約2.5億人(同約2倍)を有しています。同地域諸国は、中国、タイを除く各国は東南アジア諸国連合(ASEAN)に1990年代後半に新たに加盟しました(タイは1967年の原加盟国)。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への適切な取り組みがなされたものと評価されます。
- ・ なお、平成 14～16 年度業務戦略評価報告書では、経済成長を支え、貧困削減を持続可能なものとするためには、経済社会インフラ整備により焦点をあてると共に、総体として開発途上国の発展を促進するよう、ODA と ODA 以外の資金との流れの連携強化、民間の活力や資金を十分活用することが肝要であり、また、持続的成長の基礎となる人材の育成、IT 化への支援も行っていくことが必要である旨指摘しており、これらは 2005 年度からの業務戦略に反映されています。

(参考)2005 年度からの業務戦略

- 課題 「開発途上国の持続的な経済成長を推進する支援」
取り組み例 「開発途上国の貧困削減に貢献する経済社会インフラ整備の推進」
「開発途上国の民間経済活動の拡充に対する支援」
「開発途上国の人材育成に対する支援」
「開発途上国の IT 化の促進に対する支援」
「地域格差の是正に対する支援」

課題 2-4

知的協力の推進

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
開発政策の立案、案件形成から完成後の運営・維持管理に至る、あらゆる段階における知的協力の推進	(指標1) 調査業務(SAF・SADEP)及び委託調査、セクター調査、その他の機会を通じた提言件数(注1)	90	90	172	210	152
問題解決、優良案件形成における経験・教訓の途上国との共有の強化	(指標2) 開発途上国に対するフィードバックセミナー(注2)の開催件数	10	5	7	8	10
日本の知見・ノウハウ・技術を活用した支援の強化	(指標3) モニタリング指標 円借款承諾案件のうち、「本邦技術活用条件」(STEP)制度を活用した承諾案件数の割合	14%	4%	13%		8%
評価結果			A	A	B	

A: 適切な取り組みがなされている。 B: 概ね適切な取り組みがなされている。 C: 取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。
- : 外部環境の変化等により評価不能。

(注1) 2004年度より、駐在員事務所の活用をはかるため、本店を通じた提言実施に加え、駐在員事務所による提言を加えています。
(注2) 本指標に関するフィードバックセミナーは、事後評価に限ります。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

開発政策の立案、案件形成から完成後の運営・維持管理に至る、あらゆる段階における知的協力の推進

- ・ (指標1)については、案件形成準備の遅延等により調査の実施を見送ったものがあつたこと、計画値の水準をやや高めに設定したことなどから、計画を下回りました。実績としては、開発効果を一層高めるため、資金協力と並行して、SAF等調査業務を活用し、タイ、インドネシア、ベトナム、インド等において、上下水道、運輸、廃棄物、電力等の各セクターにおける政策・制度改善、組織強化、事業の運営維持管理の改善等に関する知的協力を実施しました。その際、提言の実現性を確保するため、タイ、中国、ベトナム、スリランカ等では、提言に止まらず調査の中でその実行を支援する工夫を行うと共に、例えば、アジア6カ国を対象とした「アジアにおける灌漑農業における貧困削減戦略」、「開発援助と地域公共財」、「カラチ(注:パキスタン最大の商業都市)再生シナリオ」等のシンポジウム/セミナーを開催するなど、調査結果に関するフィードバックを充実しました。

< 事例紹介 > 電力市場に関する制度設計：インドを事例としたセミナーの開催

インドのニューデリーで開催した本セミナーは、近年、インドで議論されている電力セクターの政府の改革方針を踏まえ、地域間の電力融通のあり方について、本行が実施した調査の結果をフィードバックすると共にインド電力省、規制委員会、政府系発電事業者、送電公社、電力取引公社などインド側の電力関係者と議論することを目的としたものです。インドでは、従来から電力セクターの不採算性および非効率性が指摘されており、州際の電力取引を活発化させることによって既存の電源設備の有効活用を図ろうという議論がありますが、本調査では先進国の事例・経験からインドの電力取引活性化に役立つ制度的教訓を抽出し、中長期的な電力セクター改革の一方向性を提示しました。

問題解決、優良案件形成における経験・教訓の途上国との共有の強化

- ・ 事後評価から得た教訓や提言を開発途上国政府、政府機関、受益住民等と幅広く共有するため、タイ、インドネシア、インド等において、個別案件の事後評価結果に関するフィードバックセミナーを、また、フィリピン等において、「公害防止と持続的な環境モニタリングへの支援」、「農民参加による貧困削減の有効性」等のテーマ別評価に関するフィードバックセミナーを開催し、(指標 2)の実績は計画を上回りました。

日本の知見・ノウハウ・技術を活用した支援の強化

- ・ 本邦技術活用条件(STEP)適用案件については、インドネシアの道路、ベトナムの港湾等の実績がありました。承諾件数の割合は過去3年間の平均を下回りました(指標 3)。なお、承諾額の割合では2003年度の6%から10%に上昇したほか、ウズベキスタンに初のSTEP適用案件を供与しました。
- ・ (指標 3)の対象ではありませんが、中国、インド等において、人材育成、上下水道整備、環境対策、仏跡観光整備等の分野の案件形成段階において、SAF 等も活用し、日本の大学、地方公共団体との連携を通じ、日本の知見・ノウハウを活かした支援を行いました。

2. 追加的な取り組みに関する評価 (年間事業計画に予め掲げていないもの)

- ・ 開発途上国への知的協力の推進の一環として、人材育成・組織能力強化の分野では、円借款に関する具体的なノウハウの修得、効果的な実施につなげるため、JICA と連携し、開発途上国政府・政府機関等の中堅幹部職員やプロジェクト担当者を対象に「公的資金協力」、「公的債務管理能力」、「灌漑・水管理」等多岐にわたる実務的なテーマによるセミナーを6件開催しました。
- ・ 開発途上国の開発プロジェクトに関する評価能力向上を支援するため、開発途上国政府との合同評価を実施したほか、開発途上国の円借款事業担当者を対象にした ODA プロジェクト評価セミナーを開催すると共に、タイでの「ODA 評価ワークショップ」に参加しました。
- ・ 開発途上国の調達監理能力向上を支援するため、開発途上国政府・実施機関等向けの調達セミナーを8カ国、9回にわたり実施しました。
- ・ 投資環境整備に向けた知的支援の一環として、国連貿易開発会議(UNCTAD)と共に、カンボジアとラオスに対し、海外直接投資促進のための環境整備・改善に関する政策提言書(通称:Blue Book)を作成・手交しました。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への概ね適切な取り組みがなされたものと評価されます。調査等を通じた提言については、件数ベースでは実績が計画を下回ったものの、調査の中で提言の実行を支援する工夫や開発途上国への調査結果のフィードバックを充実する取り組みが行われており、知的協力の有効性を高めるためにも、今後ともこれらを推進することが重要と考えられます。
- ・ なお、「平成14～16年度業務戦略評価報告書」においても、開発効果を高めるため、引き続き、我が国が有する優れた知見・ノウハウを活用し、資金協力と一体として政策・制度改善、実施能力強化、事業の運営・維持管理の改善等に向けた知的協力を行っていく必要がある旨指摘しており、これらは2005年度からの業務戦略に反映されています。

(参考)2005年度からの業務戦略 (取り組み例については、本課題の評価結果に関連するもののみをあげています)

- 課題 「知的協力・技術支援の推進」
取り組み例 「開発途上国の政策立案、案件形成から完成後の運営・維持管理に至る、あらゆる段階における知的協力・技術支援の推進」
「問題解決、優良案件形成における経験・教訓の開発途上国との共有の強化」

課題 2-5

我が国国民の参加と他の援助形態・機関等との連携による開かれた円借款業務の推進

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
業務の企画立案、案件形成における国民参加の業務運営の推進	(指標1) 「提案型案件形成調査」(注1)等を活用し国民の知見・アイデアを取り入れた案件形成の件数		6	9	8	8
現場における経験や知見を有する内外のNGOやCBOなどの市民社会及び地域社会と協力・連携した支援の推進	(指標2) NGO・CBO等の市民社会・現地の地域社会が参加した円借款承諾案件数の割合	12%	26%	6%	39%	14%
都市基盤整備、公害対策、地方行政サービス等の経験知見を有する我が国地方公共団体と協力・連携した支援の推進	(指標3) 地方公共団体の協力を組み入れた円借款承諾案件数		5	7	4	10
我が国の他の援助形態(技術協力・無償資金協力)と一体となった支援の推進	(指標4) 技術協力、無償資金協力と連携した円借款承諾案件数の割合	31%	22%	24%	41%	35%
他の援助機関や国際機関が参加する国際的枠組みにおける知的協力の推進	(指標5) 開発支援に係る国際的な枠組み(PRSP、CDF)、又は国際機関との連携によるセクター会合における提言件数(注2)	18	26	53	63	42
評価結果			A	B	B	

A: 適切な取り組みがなされている。 B: 概ね適切な取り組みがなされている。 C: 取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。
- : 外部環境の変化等により評価不能。

(注1) 本行が国別に設定した調査テーマに対する日本国内の団体等からの提言に基づく調査です。

(注2) 2003年度より駐在員事務所の活用を図るため、本店を通じた提言実施に加え、駐在員事務所による提言を加えています。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

業務の企画立案、案件形成における国民参加の業務運営の推進

- ・ (指標1)の実績は計画を達成しました。具体的な取り組みとしては、フィリピン、スリランカ等で焼畑・不法森林伐採管理強化、農村復興開発等に関する「提案型調査・発掘型案件形成調査」を実施しました。
- ・ 国民の参加による開かれた業務運営を推進すべく、「提案型調査・発掘型案件形成調査」については、公示回数を年1回から2回に増やすとともに、国毎に具体的なテーマを設定し、円借款事業との関連性をより明確化するなど、調査スキームの改善を行いました。また、提案型調査については、大学、地方公共団体、NGO等からの提案を強く推奨し、評価にあたっては、この点を考慮するなど、より効果的な制度とする

ための取り組みを行いました。

現場における経験や知見を有する内外の NGO や CBO などの市民社会及び地域社会と協力・連携した支援の推進

- ・ (指標 2)については、インドでの植林案件、ウクライナでの空港案件等における取り組みがありますが計画を下回りました。これは NGO や CBO 等との協力・連携を進めていた案件が年度中に承諾に至らなかった等の理由によるものです。
- ・ なお、(指標 2)の対象とはなりません。案件の実施段階での NGO 等との連携として、例えば、1997 年度から数次にわたり円借款を供与しているインド「デリー-高速輸送システム建設事業」では、実施段階において現地 NGO と連携して現場における HIV/エイズ対策に取り組んでいます。
- ・ より幅広い層の国民の参加を得ると共に、国民の経験や知見を円借款業務に反映するため、「NGO - JBIC 協議会」や、我が国 NGO、地方公共団体、大学、民間企業等の参加によるベトナムにおける「国民参加型援助促進セミナー」を開催しました。

都市基盤整備、公害対策、地方行政サービス等の経験知見を有する我が国地方公共団体と協力・連携した支援の推進

- ・ (指標 3)については、計画を上回りました。具体的な取り組みとしては、中国の上下水道整備、環境対策、インドの仏跡観光整備や下水道整備の分野の事業の形成段階において、福岡市、四日市市、札幌市、大阪市、広島県、奈良県、岡山県等の専門家の協力を得て、公衆衛生等に関する日本の地方公共団体の経験・知見を提供するなどの連携を行いました。

< 事例紹介 > ウッタル・プラデシュ州仏跡観光開発事業(インド)

本事業はインドで最大の貧困人口を抱える同国北部ウッタル・プラデシュ州において、仏跡サーキットと呼ばれる観光・巡礼ルートにおけるインフラの整備や遺跡保護などの観光資源の有効活用や地域振興を通じて、貧困層を含む地域住民の雇用創出等に繋がる地方開発に貢献しようとするものです。地域の活性化により役立つ事業とするため、本行の事前調査において、世界的にも有数の仏跡観光地である奈良県と独立行政法人東京文化財研究所と連携し、地域住民主体の「道の駅」(注)設置の経緯や体験談を現地セミナーにて地域住民などに紹介しました。日本の「道の駅」システムが本事業の一部に導入されることになっているほか、村おこしや「道の駅」に関する専門家も派遣される予定です。

(注) 道の駅：日本独自の地域活性化への取り組みであり、道路利用者のための「休憩機能」、道路利用者や地域の方々のための「情報発信機能」、道の駅を契機に町と町が手を結びあう「地域の連携機能」を併せ持つ休憩施設です。

- ・ このほか、(指標 3)の対象にしていませんが、フィリピンの産業公害防止を支援する既往円借款案件の実施段階での取り組みとして、生産性を向上させると同時に、環境負荷も軽減する効果を持つクリーンプロダクション (CP) に関する優れた知識・経験を有する北九州市と連携し、フィリピンでの CP 普及のための説明会を開催するなど、日本の地方公共団体との連携を行いました。

我が国の他の援助形態(技術協力・無償資金協力)と一体となった支援の推進

- ・(指標 4)については、インドネシア、ベトナム、インド、スリランカ等で技術協力との連携を行いました。案件承諾の遅れ等の理由から計画を下回りました。実績としては、円借款承諾案件数の約 20%にあたる 10 件において、JICA の開発調査が行われたほか、連携 D/D(注)の対象となる円借款案件 2 件(インドネシアの道路案件、ベトナムの港湾案件)を承諾しました。
- ・(指標 4)の対象としていませんが、プロジェクトの形成・準備、実施・監理、完成後等の段階において、以下のとおり技術協力・無償資金協力と一体となった支援を推進しました。
 - イラクのインフラ整備緊急復興に係る円借款支援対象案件形成のための JICA 調査等との密接な連携
 - 円借款事業に対する必要な技術指導等のための専門家派遣(フィリピン、スリランカ、パキスタン、チュニジア等計 13 件)
 - プロジェクトの実施・監理段階での技術協力との連携(ベトナムの港湾案件における港湾管理制度の改善に関する技術協力)
 - 完成後の事後監理段階での連携として、円借款完成案件に対するリハビリ無償(インドネシアの火力発電所事業 1 件)
 - 連携 F/S(注)(インドネシア、スリランカ等で 6 件)
 - 開発途上国政府・政府機関等の職員を対象とした JICA との連携によるセミナーの開催(「環境改善・公害対策融資」、「灌漑・水管理」等 6 件)

(注) 連携 D/D: 円借款事業の実施を前提に、事業の詳細設計を JICA が実施するものです。

連携 F/S: 円借款事業の実施を前提に、経済面、社会面、技術面、環境面等の観点から事業の実施可能性を検討するための調査を JICA が実施するものです。

他の援助機関や国際機関が参加する国際的枠組みにおける知的協力の推進

- ・(指標 5)については、計画を下回りました。具体的な取り組みとしては、以下などがあります。
 - 米州開発銀行(IDB)、ADB と共に「開発援助と地域公共財に関する東京フォーラム」を開催し、国境を越えた「地域公共財」の供給に関し、戦略、優先順位、資金調達、計画実施後の検証や評価等の諸問題について活発な意見交換を行い、日本が貢献できる地域公共財の分野として防災を紹介しました。
 - 国際的な潮流となっている援助手続き調和化に関し、ベトナム、インドネシア、フィリピン等で世界銀行、ADB 等と連携し取り組むと共に、DAC ハイレベルフォーラムにおいて、東アジアにおける調和化の経験を紹介しました。
- ・(指標 5)の対象としていませんが、他の援助機関や国際機関が参加する国際的枠組みにおける知的協力の推進の一環として、以下の取り組みを行いました。
 - DAC 貧困削減ネットワークのインフラ・ワークショップにおいて、本行がチーム・リーダーの役割を果たし、経済社会インフラ整備による経済成長を通じた貧困削減及びミレニアム開発目標(MDGs)への貢献に関する議論のリード、取りまとめを行いました。
 - 2005 年 1 月の神戸での国連防災世界会議において、日本の地方公共団体の防災知見を活用した国際協力に関するシンポジウムを開催しました。

2. 追加的な取り組みに関する評価（年間事業計画に予め掲げていないもの）

- ・我が国の各種機関との連携強化の一環として、日本の大学の優れた知見・ノウハウを円借款業務に活用するため、6つの大学との協力協定を締結しました。これにより、協力協定を結んでいる大学数は、2003年度1大学とあわせ合計7大学となりました。また、大学との連携の一環として、インターンシップ制度を導入し、協力協定締結先の大学から学生(大学院生6名)を受け入れました。このほか、事後評価や人材育成等の分野に関する調査を大学に委託したほか、中国の人材育成事業では、日本の大学が研修生受け入れの協力を行う予定であるなど、日本の大学の知見を活用した業務を推進しました。
- ・他の援助形態・機関等との連携の一環として、世界遺産の保護を通じた貧困削減を実現すべくユネスコ世界遺産センターと、また、アフリカ地域の経済開発に効果的に取り組むことを目的にアフリカ開発銀行と、それぞれ業務協力協定を締結し、国際機関との連携を推進しました。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・上記に照らし、課題への概ね適切な取り組みがなされたものと評価されます。本評価の結果からは、今後、特にNGOやCBO等の市民社会及び地域社会との協力・連携を一層推進する必要があると考えられます。なお、NGO・CBO等の市民社会及び地域社会、地方公共団体等関係機関との連携については、本行だけの取り組みでなく、相手側のニーズや事情も踏まえた対応が必要であり、今後、より効果的な連携関係の構築に向けた戦略的な取り組みが必要と考えられます。
- ・なお、「平成14～16年度業務戦略評価報告書」においても、国民の参加と他の援助形態・機関等との連携は開発成果実現のために不可欠であり、ODA大綱でも謳われている重要課題であることから、本行としても、引き続き各々に取り組んでいく必要がある旨指摘しており、これらは下記(参考)のとおり、2005年度からの業務戦略の2つの課題に反映されています。

(参考)2005年度からの業務戦略

- 課題「開発パートナーシップの推進」
 取り組み例「現場における経験や知見を有する内外のNGOやCBO等の市民社会及び地域社会と協力・連携した支援の推進」
 「我が国地方公共団体や大学と協力・連携した支援の推進」
 「我が国のほかの援助形態(技術協力・無償資金協力)やODA以外の資金と一体となった支援の推進」
 「他の援助機関や国際援助機関が参加する国際的枠組みにおける知的協力の推進」
- 課題「国民の参加(開かれた円借款業務)」
 取り組み例「業務の企画立案、案件形成における国民参加の業務運営の推進」

課題 2-6

円借款業務の質の向上

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
債務状況に配慮した 支援の推進	(指標1) マクロ経済調査、債務負担能力調査 の実施件数	5	16	39	16	22
	(指標2) 開発途上国向けの債務管理能力向 上のためのセミナー・研修の実施国 数	11	15	7	20	22
評価の充実	(指標3) 全評価件数に対する第三者評価(第 三者の意見を徴求した評価を含む) の実施割合	79%	100%	100%	100%	100%
	(指標4) 事後評価の実施割合	100%	100%	100%	100%	100%
	(指標5) プログラムレベルの評価・テーマ別評 価の件数	4	5	7	4	4
	(指標6) 途上国の研究機関、NGO、国際機 関、大学関係者等との合同評価の件 数			2	3	7
評価結果			A	A	A	

A: 適切な取り組みがなされている。 B: 概ね適切な取り組みがなされている。 C: 取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。

-: 外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

債務状況に配慮した支援の推進

- ・ (指標1)については、ラオス、カンボジア、フィリピン、インド、トルコ、ウクライナ等において、本行の外国政府等信用力評価の分析を活用しつつ、円借款供与に際してのマクロ経済調査等を実施しました。また、(指標2)については、タイ、ラオス、ベトナム等開発途上国政府・政府機関の円借款業務担当者等を対象に、JICA との連携による債務管理能力向上のためのセミナー等を実施し、共に計画を上回りました。

評価の充実

- ・ 円借款業務の質の向上と対外的な説明責任の確保に向けて、評価の充実に取り組み、(指標3)から(指標6)の実績は全て計画を達成または上回りました。指標の対象にしていない取り組みも含め、評価の充実が進展していると評価されます。

➤ 第三者評価の実施割合(指標3)、事後評価のカバー率(指標4)はいずれも100%を達成しました。

- 個別案件の評価だけでなく、貧困削減、環境、水資源管理等特定の分野に関するテーマ別評価（プログラムレベル評価）を実施しました（指標 5）。
- 円借款事業の質的向上を図るためには、評価結果を開発途上国の様々な関係者と共有すると共に、彼ら自身の評価能力を高めていくことが重要であるとの認識から、インドネシア、タイ等において相手国政府、現地 NGO 等との合同評価を実施し、評価結果の共有を図ると共に、評価能力の向上を支援しました（指標 6）。

・上記の（指標 3）～（指標 6）の対象にしていない取り組みは以下の通りです。

- 2003 年度に事後評価を行った全ての結果（個別案件 52 件、テーマ別評価 6 件）を「円借款事業評価報告書 2004」として発行すると共に、本行ホームページに掲載しました。その際、評価結果をよりわかりやすく、かつ客観的なものとするため、個別案件の事後評価に新たにレーティング（A：非常に満足、B：満足、C：概ね満足、D：不満足からなる 4 段階評価）を導入しました。その結果、対象 52 事業の評価の内訳は、A が 20 件（38%）、B が 20 件（38%）、C が 10 件（20%）、D が 2 件（4%）となりました。
- 全ての評価結果について、開発途上国の有識者から「第三者意見」を取得・公表しました（指標 3 にも関連）。第三者意見書については、上記の「円借款事業評価報告書 2004」に、事業ごとにその要旨を第三者のプロフィールとともに公表しています。また、本文については、本行ホームページに掲載している個別評価報告書全文版に公表しています。
- 本行は 2001 年度から、事業の実施前にその成果目標をより定量的な指標を用いて設定する「事業事前評価表」を公表しており、事前から事後までの一貫した評価体制を確立しています。2004 年度の事前評価対象全案件について、事業事前評価表を公表しました。
- 評価制度の更なる拡充に向けて、円借款の貸付契約締結後 5 年目に事業の有効性・妥当性等を検証する「中間レビュー」、事業完成後 7 年目に有効性・インパクト・持続性等を検証する「事後モニタリング」を試行的に導入しました。
- 貧困削減効果の評価等での評価手法の開発や日本の大学の知見活用による評価の充実を図りました。
- 外部有識者の参加による「円借款事後評価フィードバック委員会」を 2 回開催し、評価結果の業務へのフィードバックを促進しました。

2. 課題への取り組み状況の評価結果

・上記に照らし、課題への適切な取り組みがなされたものと評価されます。

・なお、「平成 14～16 年度業務戦略評価報告書」では、開発成果をあげるため、円借款業務の質を一層向上させることが求められており、評価を通じて実施状況や効果を的確に把握すると同時に、評価から得られた経験・教訓をフィードバックすることが重要であるとの認識の下、これまでの間、本行は評価の充実に向けて鋭意取り組んできましたが、より効果的・効率的な ODA 実施に対する要請は益々高まっており、開発成果重視の取り組みを一層徹底すべく、評価の充実に継続して取り組んでいく必要がある旨指摘しており、これらは 2005 年度からの業務戦略に反映されています。

（参考）2005 年度からの業務戦略

- 課題 「円借款業務の質の向上」
取り組み例 「円借款対象案件における評価の充実」

事業分野

我が国の資源の安定確保

課題 3-1
我が国としてのエネルギー・鉱物資源の確保

課題 3-2
高リスク・巨額な資源案件への適切な対応

本事業分野における課題

中期の業務戦略(2002年3月策定)では、(1)資源小国であり主要エネルギー・資源の対外依存度が高い我が国にとって、我が国の産業活動維持と国民生活安定のためには、海外からの資源供給拡大を支援することが必要であり、また、(2)アジア地域で日本企業の事業活動が浸透しつつあることから、今後も旺盛なエネルギー需要が見込まれるアジア地域全体に対するエネルギー・資源供給拡大への支援が必要、更に、(3)資源開発プロジェクトは一般にリスクが高く、巨額の資金を必要とするため、民間金融機関のみでは対応困難なケースが多くあることから、国民負担にも十分配慮しつつこうした案件への支援が必要、との認識のもと、我が国の資源の安定確保に向けた以下2つの課題を設定しています。

- 我が国としてのエネルギー・鉱物資源の確保 (課題 3-1)
- 高リスク・巨額な資源案件への適切な対応 (課題 3-2)

上記課題へ取り組むにあたり、平成16年度年間事業計画(2004年3月策定)では、業務戦略の基本認識の補足として、エネルギー・資源の安定供給確保の重要性を掲げた「エネルギー基本計画」(2003年10月)を踏まえつつ、アジア地域のエネルギー需要増大・域外依存度上昇により地域全体の資源供給構造が脆弱化する可能性や、資源・素材価格高騰の影響顕在化に加え、世界の資源メジャーが合併・再編により競争力を強めていることを認識しています。また、その上で、我が国企業が資源メジャーに伍してビジネスを展開、ひいては我が国への資源の安定確保を実現するため、事業資金の円滑な調達、リスク軽減措置等が一層重要になっていることを重視しています。

平成16年度評価のサマリー

本事業分野の課題への取り組み状況については、2つの課題のうち、1つが「適切(A)」、1つが「概ね適切(B)」との評価結果となりました。各課題の評価で特筆すべき事項等は以下の通りです。

我が国としてのエネルギー・鉱物資源の確保 (課題 3-1)

評価 A

日本企業によるインドネシアのガス田権益取得、チリでの銅鉱山拡張事業等、我が国へのエネルギー・鉱物資源の供給量拡大に繋がる事業を引き続き支援しました。特に石油については、日本企業が参画するアゼルバイジャン、ロシア等での石油開発事業への支援を通じ、我が国の輸入原油の中東依存度低下や供給源多角化によるリスク分散に努めました。また、我が国へのエネルギー・鉱物資源供給を円滑化すべく、インドネシアからの天然ガス輸入用 LNG 船、豪州からの鉱石運搬船などのインフラ整備を支援したほか、域内資源の有効活用を含めたアジア地域へのエネルギー供給拡大を促進すべく、日本企業がインドネシアからの引取資源を日本以外にアジア向けにも一部販売する事業や、エネルギー・資源の効率的利用に繋がる中国での炭鉱・炭層メタンガス燃料化・都市ガス活用事業などにも、積極的に支援を行いました。但し、原油価格の高騰等、近年のエネルギー・鉱物資源の需給逼迫・価格高騰を踏まえ、我が国としてのエネルギー・鉱物資源の安定確保に向けて、今後とも一層注力していくことが必要です。

高リスク・巨額な資源案件への適切な対応 (課題 3-2)

評価 B

ブラジルにおいて資源関連の現地日系企業の信用リスクを取った形での新規与信を実現し、また、ストラクチャード・ファイナンス(SF)の手法を用いて同国の海上石油搬送設備リース事業や豪州の鉱石運搬船運航事業への新規与信を実現したほか、プロジェクト総額が数億ドルに上るインドネシア等での大規模案件に対し、適切な債権保全のもと支援を行いました。しかし、SF等の手法を用いた新規与信案件数が占める割合は計画を下回ったことから、業務戦略評価でも指摘のとおり、今後とも特に多様なリスク対応策の一層の活用に努めることが必要です。

課題 3-1

我が国としてのエネルギー・鉱物資源の確保

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)		
					計画	実績	
権益取得、長期引取 契約又は販売権取得 により我が国として確 実に確保できるエネル ギー(石油・天然ガス 等)・鉱物資源量など の拡大につながる事 業に対する支援	(指標1) 日本企業による新規権益取得・長期 引取・販売権取得が可能となった出融 資保証承諾案件数	37	39	39	36	27	
	(指標2) モニタリング指標 上記の支援対象案 件による我が国への エネルギー・鉱物資 源等の新規権益取 得・引取の増加量 (計画値)	石油 (百万バレル/年)	32	77	29	/	49
	ガス (万トン/年)	603	763	1,087	256		
	銅 (千トン/年)	245	428		500		
	(指標3) モニタリング指標 代表的資源の国内 需要量に占める本行 融資対象事業からの 本邦への輸入量の 割合	石油	15%	19%	18%	/	n.a.
ガス	97%	96%	95%	n.a.			
資源供給国の新規開 拓支援によるエネル ギー・鉱物資源の供給源 多角化につながる事 業に対する支援	(指標4) 石油開発案件における中東地域以外 の本行出融資保証承諾案件数の割合	100%	56%	63%	82%	91%	
	(指標5) 天然ガス案件・鉱物資源案件のうち、 新規対象国数	1		1	1	1	
新技術による天然ガス の有効利用推進につ ながる事業に対する支 援	(指標6) GTL (Gas to Liquid: 液体燃料化技 術)・DME (Dimethyl Ether) 等新技術 による天然ガス有効利用案件に対す る出融資保証承諾案件数				1	0	
我が国へのエネルギ ー・鉱物資源の供給拡 大に繋がる経済インフ ラ整備事業に対する 支援	(指標7) エネルギー・鉱物資源の我が国への 供給拡大に繋がる施設(道路、鉄道、 港湾、パイプライン、LNG 船、備蓄基 地)の整備案件に対する出融資保証 承諾案件数		7	9	6	10	
アジア地域へのエネル ギー供給の拡大に対 する支援	(指標8) アジア地域へのエネルギー供給に繋 がる資源関連出融資保証承諾案件 数	8	8	12	18	12	
評価結果		/	A	A	A		

A: 適切な取り組みがなされている。 B: 概ね適切な取り組みがなされている。 C: 取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。
-: 外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

権益取得、長期引取契約又は販売権取得により我が国として確実に確保できるエネルギー(石油・天然ガス等)・鉱物資源量などの拡大につながる事業に対する支援

- ・(指標1)の実績は計画値を下回りましたが、これは、資源産出国の国内情勢悪化による案件検討中止や、生産分与契約や環境影響評価に係る政府許認可手続等に伴う案件進捗遅延といった理由によるものです。実績の具体例としては、日本企業によるアゼルバイジャンでの油田開発事業、インドネシアでのガス田権益取得、チリでの銅鉱山拡張事業等への支援が挙げられます。

<事例紹介> カスピ海沖合の油田開発事業への支援(アゼルバイジャン)

膨大な埋蔵量が期待されるカスピ海において、アゼルバイジャンの首都バクーの沖で油ガス田(ACG油田)の探鉱・開発が進められており、国際コンソーシアムの一員として複数の日本企業が参画しています。本行は、ACG油田開発に関連して、既に2003年度に権益取得資金及びフェーズ2までの開発資金を融資してきましたが、2004年度にはフェーズ3開発資金の融資を行いました。カスピ海の油田開発・原油生産に日本企業が参画する初のケースであり、日本のエネルギー・資源の確保に大きく貢献することに加えて、日本の原油輸入における中東依存度の低下にも寄与することが期待されます。また、資源開発に当たっては採取した資源の加工・輸送等に関するインフラ整備が必要ですが、本行はACG油田開発の事業化を可能にするため、バクー～トビリシ(グルジア)～ジェイハン(トルコ)を繋ぐパイプライン建設事業に対して2003年度に融資を行っており、多様な金融ツールを用いて油田開発事業の実現のための周辺インフラ整備も支援しました。

- ・(指標2)の実績について、石油及び銅鉱石では昨今の原油及び非鉄金属の需給逼迫・価格高騰を踏まえて本行として積極的支援を実施したこともあり、過去3年間の平均を上回りました。天然ガス(LNG)では、大規模案件の減少等の理由により、過去の実績を下回りました。
- ・(指標3)については、石油、天然ガスとも例年並の水準となりました(統計入手可能な最新データである2003年度分)。

資源供給国の新規開拓支援によるエネルギー・鉱物資源の供給源多角化につながる事業に対する支援

- ・(指標4)の実績は計画値を上回り、具体的な実績の例としては、日本企業が参画したロシア、アゼルバイジャン、英国等での石油開発プロジェクトに対し支援を行いました。また、例年と比較しても高い実績となっており、上記取り組みが、我が国の輸入原油における中東依存度の低下、更には非中東地域での原油供給源多角化によるリスク分散にも資するものであったと考えられます。
- ・(指標5)の実績は計画値と同数であり、具体的には、米国において初めて、日本企業の天然ガス田権益取得への支援と、金鉱山開発事業への支援を行いました。

新技術による天然ガスの有効利用推進につながる事業に対する支援

- ・(指標6)は実績がなく、計画値に達しませんでした(理由としては、当初予定していたプロジェクトへの日本企業の参画可能性が無くなったため)。

我が国へのエネルギー・鉱物資源の供給拡大に繋がる経済インフラ整備事業に対する支援

- ・(指標7)の実績は計画値を上回り、具体的な実績の例としては、インドネシア等で日本企業が開発に参加した天然ガスをLNG船で日本へ輸入する事業といった、LNGサプライチェーンの強化に資するプロジェクトへの支援や、原料価格高騰に対応する鉄鋼原料(鉄鉱石・石炭)確保を目的とした豪州における鉱石運搬船運航事業への支援等が挙げられます。

アジア地域へのエネルギー供給の拡大に対する支援

- ・(指標8)の実績は計画値を下回りましたが、これは、資源産出国政府の生産分与契約承認の遅れや、環境影響評価に伴う案件進捗遅延といった理由によるものです。実績の具体例としては、日本企業がインドネシアでガス田権益を取得する事業や、豪州で油田権益取得・開発を行う事業等が挙げられ、これら事業では獲得資源の中国等アジア諸国への一部販売が見込まれています。また、中国において、炭鉱・炭層メタンガスの燃料化・都市ガスへの活用や、クリーン・コール・テクノロジー(注)を用いたアンモニア製造工場の生産ライン改善を支援していますが、これらは石炭関連資源の消費節減を通じて、アジア域内資源の有効活用・需給緩和ひいては同地域への実質的なエネルギー供給拡大をもたらすものです。

(注)クリーン・コール・テクノロジー：石炭の燃焼効率を上げると同時に、窒素酸化物や二酸化硫黄等の環境汚染物質の排出削減等を可能にする石炭利用技術。

2. 追加的な取り組みに関する評価（年間事業計画に予め掲げていないもの）

- ・「エネルギー基本計画」や「新産業創造戦略」といった我が国政府の施策を踏まえ、我が国のエネルギー・資源の安定確保に向けた海外の原料資源供給者との関係強化を図るべく、ブラジルの鉄鉱石供給会社であるリオドセ社やカザフスタンの国営石油・ガス会社であるカズムナイガス社との業務協力協定を締結しました。

<事例紹介> 世界最大の鉄鉱石供給会社、ブラジル・リオドセ社との業務協力協定締結

本行は、世界最大の鉄鉱石供給会社であり、我が国が輸入する鉄鉱石の約2割の調達先であるリオドセ社との関係強化のため、毎年の協議会開催を含む情報交換を目的とした業務協力協定を2004年10月に締結しました。本行はこれまでも、リオドセ社が実施するカラジャス鉄鉱山開発や資源関連周辺インフラ整備への融資を通じ、同社と良好な関係を築いてきました。本協定は、鉄鉱石を始めとする原料資源の世界的な需給逼迫・価格高騰の中、我が国の対外経済政策を担う政策金融機関としてリオドセ社との関係強化を図ることにより、同社の実施する資源開発および周辺インフラ整備事業等に対するプロジェクト実現に向けた本行の総合的な取り組みを可能にするものであり、我が国の原料資源の安定確保、及び同社と我が国企業の取引関係の維持強化に資することが期待されています。こうした取り組みは、2005年度以降の具体的なプロジェクト検討にも繋がっています。

- ・原料資源の需給逼迫に伴う価格高騰等、我が国資源関連企業を取り巻く様々な環境変化を踏まえつつ、現場のニーズを政策形成へフィードバックするよう努めました。例えば、原料資源等の安定確保へ向けた政策金融の一層の活用等が謳われた「新産業創造戦略」を始め、我が国政府の資源政策への提言を行ったほか、関係省庁や他の政府系機関の研究会に参加して、クリーン・コール・テクノロジー活用事業への支援等、本行の先駆的取り組みを紹介しました。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への適切な取り組みがなされたものと評価されます。但し、原油価格の高騰等、近年のエネルギー・鉱物資源の需給逼迫・価格高騰を踏まえ、我が国としてのエネルギー・鉱物資源の安定確保に向けて、今後とも一層注力していく必要があります。
- ・ なお、「平成 14～16 年度業務戦略報告書」では、主に以下の点を指摘しており、これらは下記(参考)のとおり、2005 年度からの業務戦略の 3 つの課題に反映されています。
 - (1) 世界的なエネルギー・資源需要の急増や、近年不安定化の様相を見せている中東地域など主要な資源産出国の政治情勢等を踏まえ、引き続き、権益取得・長期引取案件や大規模・高リスク案件への取り組み、供給源の多角化等を通じて、エネルギー・資源の確実な供給確保を図っていく必要があること。
 - (2) 中国等の急速な経済発展に伴いエネルギー・資源の需給逼迫がアジア地域で生じていることに対して、同地域へのエネルギー・資源の供給拡大や、域内での省エネ事業推進によるエネルギー・資源の有効活用促進等を通じて、需給緩和を図っていく必要があること。
 - (3) 資源産出国のインフラ未整備が我が国への資源安定供給に対するボトルネックとなっているケースがあり、これへの対応や資源産出国との協力関係強化により、我が国へのエネルギー・資源の供給維持・拡大を図っていく必要があること。

(参考)2005 年度からの業務戦略 (取り組み例については、本課題の評価結果に関連するもののみをあげています)

- 課題 「我が国として不可欠なエネルギー・鉱物資源の確実な供給確保」
 取り組み例 「我が国として確保可能なエネルギー・鉱物資源の維持・拡大支援」
 「エネルギー・鉱物資源の供給源多角化支援」
- 課題 「エネルギー・鉱物資源の安定確保のための供給量確保と消費節減の推進」
 取り組み例 「アジア地域へのエネルギー・鉱物資源の供給量確保支援」
 「エネルギー・鉱物資源の有効利用・生産効率化に対する支援」
- 課題 「我が国へのエネルギー・鉱物資源の供給維持・拡大に繋がる事業の推進」
 取り組み例 「我が国へのエネルギー・鉱物資源の供給拡大に繋がるインフラ整備事業等に対する支援」

課題 3-2

高リスク・巨額な資源案件への適切な対応

取 り 組 み 例	指 標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
多様なリスク対応策による与信対象の拡大及び円滑なファイナンス組成の推進	(指標1) 新規与信を実現した開発途上国政府・政府機関、地場企業・地場金融機関の数	2	2	-	1	1
	(指標2) 資源金融及びエネルギー・鉱物資源の我が国への供給拡大に資する案件のうち、ストラクチャード・ファイナンスやプロジェクト・ファイナンス等の手法により新規与信を実現した出融資保証承諾案件数の割合	8%	12%	13%	22%	7%
リスク負担軽減等のための国際機関・他国公的機関等との協調の推進	(指標3) モニタリング指標 国際機関・他国公的機関との協調融資を行った出融資保証承諾案件数	4	-	2		0
評価結果			B	B	B	

A: 適切な取り組みがなされている。 B: 概ね適切な取り組みがなされている。 C: 取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。
-: 外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

多様なリスク対応策による与信対象の拡大及び円滑なファイナンス組成の推進

- ・ (指標1)の実績は計画値と同数であり、具体的には、ブラジルにおいて資源関連の現地日系企業の信用リスクをとった新規与信を行いました。
- ・ (指標2)の実績は計画値を下回りましたが、これは、ストラクチャード・ファイナンス等の手法活用を想定していた案件について、内談の取り下げや、資源保有国政府の許認可手続の遅れが生じたこと等の理由によるものです。具体的な実績の例としては、ブラジルの海上石油搬送設備リース事業や豪州の鉱石運搬船運航事業におけるストラクチャード・ファイナンスの活用等が挙げられます。
- ・ 上記指標の対象とはしていませんが、日本企業が取得した油田権益等を担保の一部に活用した融資を行う等、今後の案件形成に資するストラクチャーの構築を実現しました。また、チリにおいて地場企業向け追加与信を行ったほか、上述のブラジルの現地日系企業向け与信では民間金融機関の協調融資部分に保証を供与する等の工夫を通じて、円滑なファイナンス組成に努めました。

リスク負担軽減等のための国際機関・他国公的機関等との協調の推進

- ・ (指標3)は実績がありませんでした。

2. 追加的な取り組みに関する評価（年間事業計画に予め掲げていないもの）

- ・ エネルギー・鉱物資源案件の高リスク化・大規模化が進む中で、インドネシア、ブラジル等において、プロジェクト総額が数億ドル規模となり民間金融機関のみでは適時に資金供与が困難な大規模案件についても、適切な債権保全スキームを構築した上で取り組みました。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への概ね適切な取り組みがなされたものと評価されます。本評価の結果からは、今後、特に多様なリスク対応策の一層の活用に努める必要があると考えられます。
- ・ なお、「平成 14～16 年度業務戦略評価報告書」においても、合併・再編を経て競争力を更に高めている世界の資源メジャーに伍して我が国の資源関連企業が国際的な事業展開を進める等、我が国の資源の安定確保を実現するためには、事業資金の円滑な調達やリスク軽減措置等が一層重要になっており、本行としても、高リスク・巨額な資源案件への適切な対応のため特にリスクテイク機能の活用に一層努める必要がある、と指摘しており、これは 2005 年度からの業務戦略に反映されています。

(参考)2005 年度からの業務戦略（取り組み例については、本課題の評価結果に関連するもののみをあげています）

- 課題「我が国として不可欠なエネルギー・鉱物資源の確実な供給確保」
取り組み例「高リスク・大規模案件に対する適切な対応」

事業分野

我が国の資本・技術
集約型輸出の支援

課題 4-1
日本企業の輸出競争力の確保

課題 4-2
日本企業の輸出機会の創出

課題 4-3
我が国が競争力を有するような公的輸出信用制度の構築

本事業分野における課題

中期の業務戦略(2002年3月策定)では、(1)プラント等輸出は規模の大きさから通常長期の金融を要することから他の先進諸国は公的輸出信用制度を有しており、輸出企業間の国際競争上、各国輸出信用機関(ECA)の提供するサービスが重要な要素となるため、本行としても他国ECAに劣らぬサービス向上が求められている、また、(2)「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」との原則の下、経済社会情勢の不安定性によって生じるカントリーリスクをはじめとする固有のリスクがある開発途上国向け案件に限定することが必要、等の認識のもと、我が国の資本・技術集約型輸出の支援に向けた以下3つの課題を設定しています。

- 日本企業の輸出競争力の確保 (課題 4-1)
- 日本企業の輸出機会の創出 (課題 4-2)
- 我が国が競争力を有するような公的輸出信用制度の構築 (課題 4-3)

上記課題に取り組むにあたり、平成16年度年間事業計画(2004年3月策定)では、業務戦略の基本認識の補足として、我が国のプラント成約実績は回復傾向にある一方で、我が国プラント産業と、有力欧米企業及び安価な労働力を武器にしたアジア企業との競争が熾烈化していることを踏まえて、日本企業の国際競争力確保のための支援を行うことを重視しています。

平成16年度評価のサマリー

本事業分野の課題への取り組み状況については、3つの課題のうち、2つで「適切(A)」、1つで「概ね適切(B)」との評価結果となりました。各課題の評価で特筆すべき事項等は以下の通りです。

「日本企業の輸出競争力の確保」(課題 4-1)

評価 B

欧米・アジア企業との競争熾烈化の中、新たなプラント輸出市場として注目される旧ソ連の資源産出国や、プラントビジネス機会拡大の傍ら政治的不安定性も懸念される中東地域等で、多様なリスク対応策及びリスクシェアリングを通じた質の高い金融サービス提供に努め、日本企業の輸出競争力確保に取り組みました。具体例としては、カザフスタンの商業銀行であるバンクトゥランアラム向けのクレジットラインの設定や、イラン国営石油化学会社(NPC)の信用リスクを取る形での融資実現等があります。但し、開発途上国の地場企業・地場金融機関等への新規与信先数は計画を下回ったため、業務戦略評価でも指摘のとおり、今後とも多様なリスク対応策の一層の活用に努める必要があります。

「日本企業の輸出機会の創出」(課題 4-2)

評価 A

案件発掘・形成調査業務活用により、引き続き、我が国からのプラント等の輸出に繋がりうる案件形成を初期段階から支援しており、こうした取り組みが、ブルガリアのマリツァ・イーストII火力発電所近代化プロジェクトでの本邦企業受注やその後の本行融資に結びつく等、輸出機会を創出する具体的な成果を挙げ始めたものと評価されます。上記業務以外についても、アゼルバイジャン国際銀行等と業務協力協定を締結するなど、日本からの将来の輸出機会創出に資する枠組み整備に取り組みました。

「我が国が競争力を有するような公的輸出信用制度の構築」(課題 4-3)

評価 A

公的輸出信用制度に関する OECD の各種部会、専門家会合等の国際会議に出席し、既存の取り決めや運用の見直し議論を適時フォローし、また、日本企業のニーズを踏まえつつ議論に参画しました。なお、評価対象年度である 2004 年度ではありませんが、こうした取り組みの結果、2005 年 4 月の OECD 会合で非プロジェクト・ファイナンス案件に関する不均等償還規律の導入等についての合意がなされ、これらを反映する形で公的輸出信用アレンジメントが 2005 年 7 月に改訂されました。

課題 4-1

日本企業の輸出競争力の確保

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
多様なリスク対応策による与信対象の拡大及び円滑なファイナンス組成の推進	(指標1) 新規与信を実現した開発途上国政府・政府機関、地場企業・地場金融機関の数	4	4	5	17	4
	(指標2) 輸出案件のうち、ストラクチャード・ファイナンスやプロジェクトファイナンス等の手法により新規与信を実現した出融資保証承諾案件数の割合		6%	14%	8%	10%
国際コンソーシアムによる輸出商談を支援するための他国輸出信用機関(ECA)との協力関係強化	(指標3) モニタリング指標 輸出案件のうち、他国 ECA と協調融資を行った出融資保証承諾案件数の割合	2%	3%	9%		3%
評価結果			B	A	B	

A: 適切な取り組みがなされている。 B: 概ね適切な取り組みがなされている。 C: 取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。
- : 外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

多様なリスク対応策による与信対象の拡大及び円滑なファイナンス組成の推進

- ・ (指標 1)の実績は計画値を下回りましたが、これは融資要請取り下げや案件遅延等の理由によるものです。他方で、実績としては、新たなプラント輸出市場として期待される旧ソ連諸国等の地域で、地場金融機関であるロシアのズベルバンク、カザフスタンのバンクトゥランアレムなどの信用リスクを初めて取って、輸出用クレジットラインを設定しました。また、近年大型プラントビジネス機会が多いものの政治的不安定性が懸念される中東地域向け輸出案件で新たなリスクテイクを行い、日本企業による新規市場開拓への一層円滑な金融支援に努めました。特に、イランに関しては、イラン国営石油化学会社(NPC)向け輸出案件での日本企業の受注機会拡大を積極的に支援すべく、従来のようにイラン政府保証を求めず、NPCの信用力に依拠した形での直接与信を初めて実現したところ、画期的取り組みとして評価されました。
- ・ このほか、過去に与信実績はあるものの、中米の地域開発金融機関である中米経済統合銀行や、トルコの地場金融機関であるイシュバンクに対しても、これら金融機関の信用リスクを取って日本からの輸出を支援するクレジットラインを設定しました。

<事例紹介> バンクトゥランアラム向け輸出クレジットライン（カザフスタン）

中国、東南アジアなど世界の主要市場において、日本企業と欧米勢・アジア勢とのプラント輸出競争が熾烈化する中、中央アジア諸国は新たな市場として日本企業の注目を集めています。そのうちの一国、カザフスタンでは、近年、豊富な石油・天然ガス等の天然資源の開発、市場経済への取組等により目覚ましい経済発展が続いており、機械設備等への需要が見込まれることから、本行は、日本企業からの要望を受け、地場金融機関であるバンクトゥランアラムの信用リスクを初めて取って輸出用クレジットラインを設定しました。また、本行はその後、バンクトゥランアラムと連携して、中央アジア地域内諸国全体へ同クレジットラインにおける本行融資を転貸できる仕組みを構築しました。このような金融面での取り組みが、日本企業による中央アジア地域向け輸出案件形成を円滑化し、今後の日本からの輸出拡大に繋がっていくことが期待されます。なお、クレジットラインのこうした効果に着目し、本行は2004年度にロシアやトルコ等に対してもクレジットラインを設置、その積極的活用を図りました。

- ・（指標2）の実績は計画値を上回り、具体的な実績の例としては、本行初のバーレーン向け融資案件である石油化学関連プロジェクトや、イランにおける世界有数の肥料プラントの建設事業等におけるストラクチャー・ファイナンス供与が挙げられます。

国際コンソーシアムによる輸出商談を支援するための他国輸出信用機関（ECA）との協力関係強化

- ・（指標3）の実績は過去3年間の平均をやや下回りましたが、ベトナム向けセメント製造プラント輸出案件でドイツ、スイスのECAと協調融資を行いました。なお、ECAではありませんが、本邦民間金融機関に加え、イスラム金融機関との協調融資をバーレーン向け案件で行うなど、柔軟かつ多様なリスク・シェアリングに努めています。

2. 追加的な取り組みに関する評価（年間事業計画に予め掲げていないもの）

- ・ 日本企業にとっての海外競合企業との対等な融資条件を確保すべく、欧米金融機関と同様に、事前に融資契約の雛形を定めた融資枠組み設定についてアルジェリアの国営石油・ガス関連企業であるソナトラック社と合意したほか、通貨の面でもイラン向け案件にて本行初のユーロ建輸出金融を供与するなど、日本企業の輸出競争力確保のために、柔軟なファイナンス・スキームを実現しました。
- ・ 本行融資の利便性向上を通じて日本企業の競争力確保に貢献すべく、新たに各種輸出クレジットライン（トルコの地場金融機関向け、中米の地域開発金融機関向け、既存発電設備改修等を目的としたインドネシア政府向け等）を設定して、迅速に融資対応できる体制を拡充しました。クレジットラインの設定によってファイナンス条件を予め固められることにより、日本企業が案件組成の初期段階から競争力のある案件提案を行うことが可能となり、競争力の向上にも繋がると考えられます。
- ・ 「日本・ASEAN 行動計画」（2003年12月の日本・ASEAN 特別首脳会議にて採択）に、「ASEAN 輸出信用当局との間の貿易金融面における情報交換・ネットワーク作り及び協力」が施策として盛り込まれたことを踏まえ、引き続き、アジア ECA フォーラム等を活用した域内輸出信用機関との連携を強化しました。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への概ね適切な取り組みがなされたものと評価されます。本評価の結果からは、今後、特に多様なリスク対応策の一層の活用に努める必要があると考えられます。
- ・ なお、「平成 14～16 年度業務戦略評価報告書」においても、近年の欧米・アジア諸国との輸出競争が熾烈化する中で、本行として民間金融機関では特に対応困難な海外リスクへの多様な対応策をより一層充実させ、日本の輸出企業にとっての海外競合企業との対等な融資条件確保・日本企業の輸出競争力確保に取り組むことが必要であると指摘しており、これらは、2005 年度からの業務戦略に反映されています。

(参考)2005 年度からの業務戦略

- 課題 「日本企業の輸出競争力確保」
取り組み例 「他国企業との競合案件における日本企業の支援強化」
「多様なリスク対応策による円滑なファイナンス組成の推進」

課題 4-2

日本企業の輸出機会の創出

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
案件発掘・形成調査業務の活用による日本企業の入札機会の拡大に対する支援	(指標1) モニタリング指標 案件発掘・形成調査業務実施案件のうち、プロジェクト実施主体が実施を決定し、日本企業が入札機会を得た案件数の割合	100%	100%	100%		100%
評価結果			A	A	A	

A: 適切な取り組みがなされている。 B: 概ね適切な取り組みがなされている。 C: 取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。
- : 外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

案件発掘・形成調査業務の活用による日本企業の入札機会の拡大に対する支援

- ・ (指標1)については、いずれも日本企業が入札機会を得ました。
- ・ 案件発掘・形成調査業務においては、プロジェクト実施主体との関係を重視するとともに、案件毎のフォローアップを強化して、より効果的な輸出機会の創出に努めてきましたが、過去に実施した調査がプロジェクト実現や日本企業の受注に結びつく事例も出るなど、こうした努力が徐々に成果を挙げ始めています。

<事例紹介> マリツァ・イーストII 火力発電会社の発電所近代化プロジェクト (ブルガリア)

本行は、ブルガリア政府からの要請を受け、案件発掘・形成調査業務の一環として、同国最大の発電所であるマリツァ・イーストII 火力発電所のリハビリの可能性につき日本企業と共に調査を行いました。その結果、同国電力セクターが抱える EU 環境基準への適合との課題に対し、タービン・発電機を入れ替えて発電効率を高めつつ排煙脱硫装置を新設する本プロジェクトの企画・提案が実現、日本企業の受注に繋がりました。なお、本行が民間金融機関と協調しつつマリツァ・イーストII 火力発電会社向けに融資を供与することにより、受注後の輸出取引についても日本企業を金融面から支援しました。

2. 追加的な取り組みに関する評価 (年間事業計画に予め掲げていないもの)

- ・ 日本企業の輸出促進につながる枠組み整備の一環として、本行の公的ステータスを十分に活用しつつ海外機関との戦略的なネットワーク構築に努めました。具体的には、2003年度のカザフスタン開発銀行に引き続き、中央アジア地域の諸機関(アゼルバイジャン国際銀行、カズムナイガス社(カザフスタンの国営石油・ガス会社)、トルクメニスタン国立対外経済関係銀行)との間で、プロジェクトや業務戦略等の情報交換及び相互連携等を通じた貿易促進を目的として、業務協力協定を締結しました。
- ・ 円借款においても、日本の優れた技術・ノウハウを活用し、途上国への技術移転を通じて「顔の見える援助」を促進すべく創設された「本邦技術活用条件」を、ウズベキスタンの鉄道新線建設事業(日本の橋梁建

設等の技術・ノウハウ)や、インドネシアの幹線道路渋滞緩和事業(交通量の多い地域で交通への影響を最小化しつつ施工する日本の技術・ノウハウ)等で適用しました。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への適切な取り組みがなされたものと評価されます。
- ・ なお、「平成 14～16 年度業務戦略評価報告書」では、日本企業の輸出促進につながる枠組み整備といった観点からのアプローチ等、案件発掘・形成調査業務に止まらない、より幅広く積極的な取り組みが必要であることや、円借款においても「本邦技術活用条件」適用案件の着実な実施が必要である、と指摘しており、これらは、2005 年度からの業務戦略に反映されています。

(参考)2005 年度からの業務戦略

- 課題 「日本企業の輸出機会創出」
取り組み例 「案件発掘・形成調査業務の活用による日本企業の入札機会の拡大支援」
「開発途上国政府・機関等との日本企業の輸出促進に繋がる枠組み整備」
「本邦技術活用条件(STEP)の円借款案件における日本企業の有する技術の活用」

課題 4-3

我が国が競争力を有するような公的輸出信用制度の構築

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
OECD アレンジメント会合をはじめとする国際会議における積極的提言及び日本企業に対する関連情報の提供						
評価結果			A	A	A	

A: 適切な取り組みがなされている。 B: 概ね適切な取り組みがなされている。 C: 取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。
 -: 外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

OECD アレンジメント会合をはじめとする国際会議における積極的提言及び日本企業に対する関連情報の提供

- 国際的な公的輸出信用の取り決めとして OECD で合意している「公的輸出信用アレンジメント」や「環境と公的輸出信用に関する共通アプローチ」等について、本行は、OECD の各種部会、専門家会合等に出席し、これら取り決めの運用や見直しの議論を適時フォローしました。そして、その上で、日本企業のニーズを踏まえつつ、我が国からの輸出に対して公正で、また輸出者間の適正な国際競争の促進に資する枠組みとなるよう、会合での議論に参画し、提言等を行いました(注)。

(注)上記取り組みの結果、2005年4月のOECD会合において、非プロジェクト・ファイナンス(PF)案件に関する不均等償還規律の導入や、従来は暫定措置であったPF案件に関する緩和条件の恒久化等が合意され、これらを反映する形で、2005年7月に公的輸出信用アレンジメントが改訂されました。

2. 課題への取り組み状況の評価結果

- 上記に照らし、課題への適切な取り組みがなされたものと評価されます。
- なお、「平成14～16年度業務戦略評価報告書」においても、OECD公的輸出信用アレンジメントにつき、日本企業の競争力確保や公平な競争条件の維持といった観点から、他国ECAとも協調しつつ、引き続き日本企業のニーズを十分に踏まえた制度の運用改善等が必要であると指摘しており、これは、2005年度からの業務戦略に反映されています。

(参考)2005年度からの業務戦略

- 課題 「我が国輸出産業に配慮した公的輸出信用制度改善」
 取り組み例 「公的輸出信用制度の見直しにあたっての、我が国輸出産業に配慮した改善の実現」
 「他国輸出信用機関(ECA)との協力関係強化」

事業分野

我が国産業の
国際的事業展開の支援

本事業分野における課題

中期の業務戦略(2002年3月策定)では、(1)我が国は他の主要先進国と比べ「投資後進国」の状況にあり、国内産業の空洞化に留意しつつも、日本企業が国際競争に対応するために行う海外直接投資を支援することが我が国の産業構造高度化を図る観点からも必要、また、(2)「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」との原則の下、民間金融機関のみでは対応困難なリスクの高い分野・案件に貸付業務を限定しつつも、開発途上国との緊密な関係に基づく各種投資環境整備等を通じた間接的支援を行うことが必要、更に、(3)日本企業の事業展開の制約要因の一つであるデフレ問題に対処するため、民間金融機関の業務を補完し、日本企業に対する円滑な資金供給を確保することが重要、との認識のもと、我が国産業の国際的事業展開の支援に向けた以下4つの課題を設定しています。

- 開発途上国における日本企業の事業機会の創出 (課題5-1)
- 日本企業のニーズを反映した開発途上国における経済・社会インフラ整備および投資関連諸制度の整備支援 (課題5-2)
- 日本企業のニーズを反映した開発途上国における裾野産業の育成 (課題5-3)
- 開発途上国の経済情勢等の環境変化への機動的対応 (課題5-4)

上記課題へ取り組むにあたり、平成16年度年間事業計画(2004年3月策定)では、業務戦略の基本認識の補足として、「日本・ASEAN行動計画」(2003年12月)において、経済連携・地域金融協力等が我が国とASEAN諸国共通の政策課題として掲げられると共に、ASEAN加盟国で本行の投資金融の供与等を通して日本企業の投資活動を促進することが期待されているなど、本行の豊富な情報、政府・他機関とのネットワーク、支援実績、交渉力等を活かしつつ、公的機関としての役割を果たし、開発途上国における日本企業の事業展開を支援することが求められていることを重視しています。

課題5-1
開発途上国における日本企業の事業機会の創出

課題5-2
日本企業のニーズを反映した開発途上国における経済・社会インフラ整備および投資関連諸制度の整備支援

課題5-3
日本企業のニーズを反映した開発途上国における裾野産業の育成

課題5-4
開発途上国の経済情勢等の環境変化への機動的対応

平成 16 年度評価のサマリー

本事業分野の課題への取り組み状況については、4つの課題のうち、2つが「適切(A)」、2つが「概ね適切(B)」との評価結果となりました。各課題の評価で特筆すべき事項等は以下の通りです。

開発途上国における日本企業の事業機会の創出（課題 5-1）

評価 A

開発途上国政府機関・地場企業等に対する新規与信の実績はありませんでした。また、プロジェクト・ファイナンス手法等を用いた案件の割合も計画値をやや下回ったものの、具体的な実績として、日本企業が参画したアラブ首長国連邦での発電・淡水化事業、フィリピンでの既設 IPP(独立系発電事業者)の事業権益取得など大型インフラ案件に対し、プロジェクト・ファイナンス手法で新規与信する等、本行のリスクテイク機能を活用して積極的な支援を行いました(なお、本行が支援したメキシコの IPP 案件は業界誌にて「ディール・オブ・ザ・イヤー賞」(中南米地域の電力部門)を受賞しました)。また、こうした取り組み以外にも、日本の投資促進等を目的とした業務協力協定をカザフスタンのカズムナイガス社等と締結するなど、日本企業の事業機会創出、拡大に繋がる間接的支援や枠組み整備に向けた取り組みがなされたと評価されます。

日本企業のニーズを反映した開発途上国政府による経済・社会インフラ整備及び投資関連諸制度の整備支援（課題 5-2）

評価 B

経済・社会インフラ整備では、「日本・ASEAN 行動計画」や「日越共同イニシアティブ」等に則ったインフラ整備支援に加え、「東アジアのインフラ整備に向けた新たな枠組み」に関する調査報告を通じた各国関係者の意識喚起にも努めました。日本企業のニーズを踏まえたインフラ整備案件支援については、ロシアの通信インフラ、オマーンの高速道路案件などの実績を挙げたものの計画を下回りました。また、投資関連諸制度の整備支援についても、インドネシアの電力部門改革や、カンボジアとラオスへの投資環境改善等に関して日本企業など民間投資家のニーズを踏まえた提言を実施しましたが、実績は計画を下回りました。業務戦略評価でも指摘のとおり、今後、日本企業のニーズを一層踏まえた経済社会インフラ整備や開発途上国の投資環境等諸制度の改善を支援することが必要です。

日本企業のニーズを反映した開発途上国における裾野産業の育成（課題 5-3）

評価 A

ベトナムの地場中小企業向けやインドネシア進出日系企業向けなど、仲介金融機関を通じたツーステップローン供与を実現したほか、マレーシアの地場産業競争力強化のための調査・フィードバックを実施するなど、多様なアプローチにより、日本企業のニーズを踏まえつつ、アジアを中心に地場裾野産業育成に取り組んだものと評価されます。

開発途上国の経済情勢等の環境変化への機動的対応（課題 5-4）

評価 B

本課題は日本企業の事業活動等に悪影響を及ぼすアジア通貨危機のような信用収縮等を念頭に置いたものですが、2004年度はアジア地域のマクロ経済が全般に堅調に推移したこと等を反映し、現地日系企業の業況を一定数ヒアリングした国数は計画を下回りました。但し、業務戦略評価でも指摘のとおり、今後とも、信用収縮等への機動的対応を可能とする備えは重要であり、現地日系企業の業況等、实体经济の状況把握に努める必要があります。

課題 5-1

開発途上国における日本企業の事業機会の創出

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
多様なリスク対応策による与信対象の拡大及び円滑なファイナンス組成の推進	(指標1) 新規与信を実現した開発途上国政府機関、地場企業・地場金融機関の数	4	2	4	4	0
	(指標2) 一般投資金融、海外日系企業が利用可能なアンタイドローンのうち、ストラクチャード・ファイナンスやプロジェクトファイナンス等の手法により新規与信を実現した出融資保証承諾案件数の割合	3%	8%	5%	12%	9%
リスク負担軽減等のための国際機関・他国公的機関との協調の推進	(指標3) モニタリング指標 国際機関・他国公的機関との協調融資を行った出融資保証承諾案件数	1	2	6		8
評価結果			A	A	A	

A: 適切な取り組みがなされている。 B: 概ね適切な取り組みがなされている。 C: 取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。
- : 外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

多様なリスク対応策による与信対象の拡大、および円滑なファイナンス組成の推進

- ・ (指標1)は実績がなく、計画値に達しませんでした(理由としては、案件進捗遅延に伴う資金需要の後ろ倒し、内談取り下げ等)。
- ・ (指標2)の実績は計画値を若干下回りましたが、該当案件数は2003年度と比べ増加となりました(5件11件)。内容的にも、本行初となるアラブ首長国連邦・アブダビ首長国でのIWPP(注1)事業やフィリピンでの既設IPP(注2)事業の権益取得へのプロジェクトファイナンス供与など、本行のリスクテイク機能を十分活用しつつ、日本企業の海外事業参画を積極的に支援しました。また、メキシコの民活型発電事業では、本行が保証供与によりポリティカル・リスクを取ることを通じて民間金融機関の協調融資参加を円滑化し、迅速に案件を実現したところ(内談受付から約4ヶ月で関連諸契約書に合意)、借入人から高い評価を得たほか、国際的に権威ある「プロジェクトファイナンス・マガジン」誌からも「ディール・オブ・ザ・イヤー賞」(中南米地域の電力部門)を受賞しました。
- ・ なお、ストラクチャード・ファイナンス等の手法を伴わない通常案件においても、民間金融機関では対応が難しい海外におけるポリティカル・リスクの一部引き受け(ポリティカル・リスク・デファール)(注3)といった手法を用い、日本企業の海外進出を支援しました。

(注1) IWPP(Independent Water and Power Producer): 自前で発電・淡水化設備を建設・運営し、電力・水を販売する独立系発電・淡水化事業者のこと。

(注2) IPP(Independent Power Producer): 自前で発電設備を建設・運営し、電力を電力会社に売る独立系発電事業者のこと。

(注3) ポリティカル・リスク・デファール: 借入人所在国政府による外貨交換・送金規制により借入人が債務を弁済できない場合、当該規制が解除されるまで(但し、最終期限を猶予期限とする)借入人に対して期限の喪失および保証人に対し保証債務履行の請求を行わない措置。

< 事例紹介 > CBK 発電プロジェクトへのプロジェクトファイナンス供与（フィリピン）

本件は、日本の電力事業者と総合商社が共同出資法人を通じ、フィリピンでの CBK 発電プロジェクトの事業権益を取得し事業参画するための資金を、本行と民間金融機関が協調しつつ、プロジェクトファイナンスにて供与したものです。近年、欧米等 IPP ディベロッパーの海外事業縮小に伴い海外 IPP の権益取得商談が増加している中、本件融資は、こうしたブラウンフィールド案件（注：既存案件の拡張・買収等を行う案件のこと）へのプロジェクトファイナンスを供与した本行初のケースであり、日本企業の海外 IPP 事業における新たなビジネスチャンス獲得への支援となるとともに、高い技術力を有する日本企業が事業に参画することを通じ、フィリピンの安定的な電力供給への貢献に繋がることが期待されます。

リスク負担軽減等のための国際機関・他国公的機関との協調の推進

- ・（指標 3）の実績は過去 3 年間の平均をやや上回りました。具体的には、アジア開発銀行やフランス経済協力開発振興公社との協調によるアジア ESCO（注 4）ファンドへの出資や、アラブ首長国連邦向け案件でのドイツ復興金融公庫との協調融資等を行いました。

（注 4）ESCO とは、Energy Service Company の略です。「ESCO 事業」とは、顧客（工場・ビル・ホテル等）に対し設備改善によるエネルギー効率化サービスを提供、効率化を保証し、顧客の光熱費削減分から収益を受け取る事業。

2. 追加的な取り組みに関する評価（年間事業計画に予め掲げていないもの）

- ・ 投資金融によって、引き続き、開発途上国における日本企業のマーケット拡大に資する案件を支援しました。特に、日本企業のアジアにおける生産体制の拡充・再編が進む中、ASEAN 諸国における日本企業の投資活動促進へ本行投資金融を活用すること等が謳われた、「日本・ASEAN 行動計画」の趣旨等を踏まえつつ、インドネシア、タイ、ベトナム等において日本企業の海外投資案件を迅速に支援しました。
- ・ 直接的な資金供与やリスク補完のほか、海外投資環境に関する情報提供や投融資の相談を通じて、日本企業の海外進出を積極的に支援しました。例えば、太田商工会議所を事務局とする「太田-国際銀ものづくり支援懇談会」（群馬県太田市）に協力して投融資に関する相談や情報提供を行う等、協力のあり方の多様化・革新を図りつつ、既に海外進出済若しくは進出検討中の地方企業への支援を強化しました。
- ・ 日本企業の事業機会の拡大に繋がるような枠組み整備の一環として、中央アジア諸国において当該国政府系機関と業務協力協定を締結し、日本からの投資促進等を目的としたプロジェクトや業務戦略等の情報交換及び相互連携を強化しました（相手先としては、アゼルバイジャン国際銀行、カズムナイガス社（カザフスタンの国営石油・ガス会社）等）。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への適切な取り組みがなされたものと評価されます。
- ・ なお、「平成 14～16 年度業務戦略評価報告書」においても、グローバルな最適生産・分業体制の構築及び成長市場等でのマーケット維持・拡大といった、日本企業の国際的事業展開を支援していくためには、海外分野における民間金融機能の状況も踏まえながら、これらの事業に付随する海外リスクのコントロール・引き受けに引き続き努める必要があるとともに、環境社会配慮等の投資先国との調和的關係構築にも一層留意しつつ、日本企業のグローバルな事業展開を支援することが必要、と指摘しており、これらは、2005 年度からの業務戦略に反映されています。

(参考)2005年度からの業務戦略

- 課題 「開発途上国における日本企業の円滑かつ国際調和的な事業展開支援」
取り組み例 「多様なリスク対応策による円滑なファイナンス組成の推進」
「日本企業の国際市場拡大への取り組み支援」
「開発途上国における日本企業の調和的な事業展開支援」
「開発途上国において事業を行う日本企業による環境配慮・改善に対する支援強化」

課題 5-2

日本企業のニーズを反映した開発途上国における経済・社会インフラ整備
及び投資関連諸制度の整備支援

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
開発途上国の経済・社会 インフラ整備の推進	(指標1) 開発途上国の経済・社会インフラ整備 案件に対する出融資保証承諾案件 数	14	11	26	32	16
	(指標2) 上記取り組み(本行の開発途上国に おける経済・社会インフラ整備案件 への取り組み)に対する現地日系企 業のニーズの把握とその結果を踏ま えた対応(注:2002年度にアンケート調 査実施)					
開発途上国における円滑 な事業運営のための諸 制度の整備・改善の推進	(指標3) 外資受入政策等の投資環境の改善 に関する提言数	3	14	33	18	12
	(指標4) 上記取り組み(外資受入政策等の投 資環境の改善に関する提言)に対す るニーズの把握とその結果を踏ま えた対応(注:2002年度にアンケート調 査実施)					
評価結果			B	A	B	

A: 適切な取り組みがなされている。 B: 概ね適切な取り組みがなされている。 C: 取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。
-: 外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

開発途上国の経済・社会インフラ整備の推進

- ・ (指標1)の実績は計画値を下回りましたが、これは借入国側の経済金融情勢の変化、資金需要の時期が遅れたこと等の理由によるものです。具体的な実績としては、ロシアの通信インフラ、オマーンの高速道路、インドネシアの送電・発電所や既存発電設備改修といった案件等が挙げられます。なお、現時点での日本企業ニーズを主眼に置いたこれらの取り組みに加え、日本企業の将来的な投資促進に繋げるべく、「日本・ASEAN 行動計画」を踏まえてカンボジアの通信インフラやラオスの送電線建設・変電所増強等のインフラ整備案件や、「日越共同イニシアティブ」に則ってベトナムの国際港開発案件等に対しても支援を実施しました。
- ・ このほか、2003年に開始した世界銀行、アジア開発銀行との「東アジアのインフラ整備に向けた新たな枠組み」に関する共同調査を完了して調査結果を発表し、政策決定者や開発パートナーの間でのインフラの役割についての対話を促しました。同調査では、東アジアで経済・社会インフラ整備が経済成長と貧困削減に貢献したことを改めて示しつつ、今後2006年～2010年の同地域のインフラ整備資金需要を1兆ドル以上と推計し、また、日本企業を含む様々な関係者との協議・インタビューを通じてインフラ整備への課題を多面的に整理しました。

＜事例紹介＞ 老朽化した発電設備改修等を目的とした日本からの輸出を包括的に支援するクレジットラインの設定(インドネシア)

インドネシアは、安定的な経済成長を支える国内外投資促進のために投資環境を整備する上で、安定的な電力供給確保を必要としています。同国における電力需要の伸びは著しく、首都ジャカルタを含むジャワ・バリ系統では、2010年までに年平均6.8%の伸び率が見込まれ、深刻な電力不足に陥ることが懸念されています。このような状況のもと、本クレジットラインの資金は、その資金が同国にて必要性の高い、老朽化した既存発電設備の改修等のために日本から輸出される発電設備の購入資金として利用され、インドネシアにおける電力の安定供給確保に貢献するとともに、同国に多数進出している日本企業の現地における事業活動やビジネス機会拡大を支援しています。

開発途上国における円滑な事業運営のための諸制度の整備・改善の推進

- ・ (指標3)の実績は計画値を下回りましたが、これは、相手国政府の経済政策策定が予定よりも遅れたために提言を必要とする状況になかったことや、事前調査を前提に提言を予定していたものの現地事情に合わなくなり取り止めたものがあったこと等の理由によるものです。具体的な実績の例としては、フィリピンのエネルギー部門やインドネシアの電力部門の改革について、民間投資家の意向を踏まえた提言を相手国政府に対して行ったほか、メコン地域への投資促進協力を謳った「日本・ASEAN 行動計画」(2003年12月)を踏まえ、国連貿易開発会議(UNCTAD)と共に、カンボジアとラオスに対し、海外直接投資促進に必要な関係法令の整備、情報提供機能の強化、機構・組織の改善等に関する提言書(通称 Blue Book)を作成・手交しました。

2. 追加的な取り組みに関する評価 (年間事業計画に予め掲げていないもの)

- ・ 中国税務当局と本行融資先企業との協議に際し、本行が当該企業の要請を受け本行融資の租税条約上の扱い等につき説明し、融資先企業に適正な税務上の措置が与えられるよう要請する等、本行融資利用企業の負担軽減や円滑な事業展開のため現地政府と積極的な対話を行いました。
- ・ アフリカ地域での貧困削減戦略実施・推進に加え、日本企業のアフリカ諸国向け貿易・投資拡大に資する投資環境整備等、経済・制度改革の設計・推進のための対話を促進すべく、アフリカ開発銀行と業務協力協定を締結し、今後へ向けた連携を強化しました。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への概ね適切な取り組みがなされたものと評価されます。本課題の評価からは、今後、特に経済社会インフラ整備に対する日本企業からのニーズ把握により一層努める必要があると考えられます。また、開発途上国の諸制度整備・改善の一環としての投資環境改善への提言について、相手国側事情やニーズ等に見合った方法を工夫する等、より効果的な取り組みの推進が必要と考えられます。
- ・ なお、「平成14～16年度業務戦略評価報告書」においても、開発途上国における日本企業の国際事業展開の前提となる基盤整備を経済・社会インフラ等ハード面と諸制度等ソフト面との両面で支援することが、今後とも引き続き必要であると指摘しており、これは、下記(参考)のとおり、2005年度からの業務戦略の2つの課題に反映されています。

(参考)2005年度からの業務戦略 (取り組み例については、本課題の評価結果に関連するもののみをあげています)

- 課題 「開発途上国における日本企業の事業運営に必要な基盤整備支援」
取り組み例 「開発途上国の経済・社会インフラ整備の推進」
- 課題 「開発途上国における日本企業の事業運営に必要な諸制度の整備・改善支援」
取り組み例 「開発途上国における投資・事業環境整備に向けた制度面の改善推進」

課題 5-3

日本企業のニーズを反映した開発途上国における裾野産業の育成

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
地場裾野産業育成のための現地企業(日系企業含む)向け支援の積極化	(指標1) 開発途上国の現地企業(日系企業含む)育成を目的とした TSL 案件数	7	17	8	8	12
	(指標2) モニタリング指標 既承諾 TSL(開発途上国の現地企業(日系企業含む)育成を目的とした TSL)を利用した現地企業数	63	965	156		285
評価結果			A	B	A	

A: 適切な取り組みがなされている。 B: 概ね適切な取り組みがなされている。 C: 取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。
- : 外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

地場裾野産業育成のための現地企業(日系企業含む)向け支援の積極化

- ・ (指標1)の実績は計画値を上回り、例えば、ベトナムでは地場中小企業向け、ブラジル、タイ、中国では現地日系企業向けツーステップローンを供与しました。また、インドネシアでは、小口化・オフバランス化が可能ゆえ利便性が高いリーススキームを活用した現地日系企業向けツーステップローンを実現しました。

<事例紹介> 市場経済移行国における中小企業支援事業へのツーステップローン (ベトナム)

ベトナムでは、WTO加盟を視野に国営企業改革や民間部門育成が推進される中、民間企業数が増加しており、特に民間企業の95%以上を占める中小企業は経済の牽引役として期待されています。しかし、民間企業の取り扱いが国営企業と比べ依然不平等との課題も指摘されており、特に、設備投資に必要な中長期資金への民間中小企業によるアクセスが困難との点は、企業側(会計情報の不備等)、金融機関側(中長期資金調達能力の不足・審査能力の不備等)各々の問題も合わせ、民間セクター発展の障害となっていました。そこで本行は、1999年度に続き第2期となる本事業へのツーステップローン供与により、参加金融機関を通じた中小企業への中長期資金供給による資金アクセス改善を図るとともに、参加金融機関の中小企業金融に係る能力強化への支援を拡充し、ベトナムの事情を踏まえた地場裾野産業育成を支援しました。こうした支援は、裾野産業の育成等を掲げる「日越共同イニシアティブ」に則った取り組みであり、ベトナムへ進出する日本企業等、現地進出企業の部材現地調達ニーズにも応えるものです。

- ・ (指標2)の実績は、2002年度の特異要因(同年度に調印したツーステップローンの利用企業数が多数に上ったこと)による影響を除くと、例年並以上の水準を達成したものと判断されます。
- ・ なお、ツーステップローン以外でも、地場裾野産業の育成に資する以下のような取り組みを行いました。
 - 引き続き、中小企業を含む日本の部品メーカーの開発途上国での生産体制確立・拡充に対する支援を個別融資の形で実施しました。

- 加えて、マレーシアにおいて、日系企業のニーズを踏まえた地場産業の競争力強化を念頭に、地場裾野産業育成・強化の方向性にかかる調査を実施し、現地政府・日系企業関係者・地場企業へのフィードバックを行う等、非金融的側面からの地場裾野産業支援も行いました。

2. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への適切な取り組みがなされたものと評価されます。
- ・ なお、「平成 14～16 年度業務戦略評価報告書」では、開発途上国における日本企業の国際事業展開の前提となる基盤整備を支援することが、今後とも引き続き必要であり、特に未発達な現地裾野産業が円滑な事業運営上の懸念材料となるケースにおいては、ツーステップローン等を通じた裾野産業育成への支援をより強化する必要があると指摘しており、これらは、2005 年度からの業務戦略に反映されています。

(参考)2005 年度からの業務戦略(取り組み例については、本課題の評価結果に関連するもののみをあげています)

- 課題 「開発途上国における日本企業の事業運営に必要な基盤整備支援」
取り組み例 「開発途上国の裾野産業育成・日本企業の地場取引安定化に対する支援」

課題 5-4

開発途上国の経済情勢等の環境変化への機動的対応

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
信用収縮等への機動的対応のための現地日系企業の業況把握の充実	(指標1) 現地日系企業の業況ヒアリングの実施対象国数	n.a.	10	7	24	13
評価結果			A	B	B	

A：適切な取り組みがなされている。 B：概ね適切な取り組みがなされている。 C：取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。

-：外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

信用収縮等への機動的対応のための現地日系企業の業況把握の充実

- ・(指標1)の実績は計画値を下回りましたが、主な理由としては、本指標は信用収縮等への機動的対応を念頭に置いているところ、アジア地域のマクロ経済が全般に堅調であったこと等を反映して業況ヒアリングの必要性が乏しかったことが挙げられます。

2. 追加的な取り組みに関する評価 (年間事業計画に予め掲げていないもの)

- ・2004年12月のスマトラ沖地震・インド洋津波災害の際には、その後にパリクラブ(注)において、インドネシア等津波被災国への支援措置として債務返済に係る支払猶予を決定したこともあり、被災国の経済情勢の急激な変化には至らなかったものの、被災地の現地事情調査に加え、現地進出日系企業への影響等についても現地法人や日本国内の親会社経由で適宜状況をフォローする等、迅速な対応に努めました。

(注) パリクラブ：パリで開かれる主要債権国会議のこと。特定債務国の公的債務救済を協議します。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・上記に照らし、課題への概ね適切な取り組みがなされたものと評価されます。2004年度には、開発途上国の経済情勢等に大きな環境変化は顕在化しませんでした。今後とも、信用収縮等への機動的対応を可能とする備えは重要であり、現地日系企業の業況等、实体经济の状況把握に努める必要があると考えられます。
- ・なお、「平成14～16年度業務戦略評価報告書」においても、同期間中のアジアの経済・金融情勢の改善を主要因として、現地日系企業の業況ヒアリングに関する指標の実績が低下したと分析していますが、2005年度からの業務戦略では、引き続き、開発途上国の経済情勢の変化等に機動的に対応することの重要性を認識の上、現地日系企業の業況把握等を常時行っていくことが必要としています。

(参考)2005年度からの業務戦略(取り組み例については、本課題の評価結果に関連するもののみをあげています)

- 課題 「開発途上国における日本企業の事業運営に必要な諸制度の整備・改善支援」
取り組み例 「開発途上国における事業環境変化への機動的対応・業況把握の拡充」

事業分野

開発途上国の
地球規模問題への対応支援

本事業分野における課題

中期の業務戦略(2002年3月策定)では、(1) 開発途上国における二酸化炭素及び硫黄酸化物・窒素酸化物の排出量の増加は、開発途上国のみならず、地球温暖化、酸性雨といった現象を通じ、我が国にも重大な影響をもたらすものであり、これらの排出の抑制につながる事業への支援等を通じ、地球温暖化・我が国における酸性雨問題の影響の緩和を目指す必要がある、(2)感染症、人口問題等の地球温暖化と酸性雨対策以外の地球規模問題についても、今後、我が国としての積極的な貢献が求められると考えられることから、これらへの対応を強化していく必要がある、等の認識のもと、開発途上国の地球規模問題への対応支援に向けた以下4つの課題を設定しています。

- 開発途上国政府による地球温暖化対策と我が国の酸性雨問題を軽減する対策への支援の拡充(課題6-1)
- 日本企業を通じた地球温暖化対策への支援の拡充(課題6-2)
- 地球温暖化と酸性雨対策以外の地球規模問題への対応の強化(課題6-3)
- 地球規模問題に関する技術・知見を有する我が国内外の研究機関・国際機関・企業・NGO等との知的連携の強化(課題6-4)

上記課題に取り組むにあたり、平成16年度年間事業計画(2004年3月策定)では、業務戦略の基本認識の補足として、2002年6月に我が国が京都議定書を批准したこと等を踏まえ、地球温暖化防止及び我が国の産業活動維持のために重要な排出権確保等のためにクリーン開発メカニズム(CDM)活用案件及び共同実施(JI)活用案件等への積極的な取り組みが必要であることを重視しています。

平成16年度評価のサマリー

本事業分野の課題への取り組み状況については、4つの課題のうち、3つが「適切(A)」、1つが「概ね適切(B)」との評価結果になりました。各課題の評価で特筆すべき事項等は以下のとおりです。

課題1
開発途上国政府による地球温暖化対策と我が国の酸性雨問題を軽減する対策への支援の拡充

課題2
日本企業を通じた地球温暖化対策への支援の拡充

課題6-3
地球温暖化と酸性雨対策以外の地球規模問題への対応の強化

課題4
地球規模問題に関する技術・知見を有する我が国内外の研究機関・国際機関・企業・NGO等の関係機関との知的連携の強化

開発途上国政府による地球温暖化対策と我が国の酸性雨問題を軽減する対策への支援の拡充(課題 6-1)

評価 A

中国における炭鉱メタンガスの有効利用事業、植林事業、エネルギー転換事業、インドネシアにおける地熱発電所建設事業等への融資を行い、地球温暖化対策としての温室効果ガスの排出量削減・吸収に資する案件への支援を拡充しました。なお、中国の炭鉱メタンガス有効利用事業はクリーン開発メカニズム(CDM)候補案件として中国政府も期待しており、また、インドネシアの地熱発電事業はCDM適用に向けた手続きを取っています。このほか、中国、タイ等における京都メカニズム等に関するセミナー、中東欧における共同実施(JI)に関する新たなビジネスモデルを作るための研究会を開催するなど、開発途上国での地球温暖化対策等に関する知的支援を行いました。一方、日本の公害防止等のクリーン・テクノロジーの普及を伴う案件への支援については、計画を下回っており、業務戦略評価でも指摘のとおり、課題への取り組みの成果をより高めるため、今後、一層の推進が必要です。

日本企業を通じた地球温暖化対策への支援の拡充(課題 6-2)

評価 A

京都議定書の発効を見据え、同議定書における日本の温室効果ガス削減目標の達成のために、温暖化ガス削減基金(「日本温暖化ガス削減基金」)への出資を民間企業等と共同で行いました。また、京都メカニズム関連以外での地球温暖化対策への支援として、アジアにおけるエネルギー効率化を支援すべく、日本企業やADB等と共同でESCO事業や再生可能エネルギー事業向け投資ファンドへの出資を行ったほか、日本企業がハンガリーで実施する太陽電池モジュール(注:新エネルギーとして期待されている太陽光発電に使用)製造事業や、クリーンエネルギーである天然ガス利用促進につながる事業への融資を行いました。

地球温暖化と酸性雨対策以外の地球規模問題への対応の強化(課題 6-3)

評価 B

水資源、感染症対策(HIV/エイズ、マラリア)、人口問題への支援については、計画の水準が高めであったこともあり、実績は計画を下回りました。一方、ODA大綱の重点課題に新たに加えられた平和構築への貢献として、イラク復興に向けた円借款案件の形成準備を行うと共に、スリランカにおいて、日本政府が新たに導入した「平和の構築支援のための優遇金利」を初めて適用した環境対策、小企業育成、小規模インフラ整備への円借款案件を承諾しました。これらは、約20年に及んだ内戦で開発が遅れている同国北部・東部を事業の対象地域として含むものです。また、2004年12月のスマトラ沖大地震・インド洋津波災害に対しては、インドネシア、スリランカ、モルディブにおいて世界銀行等とも連携し、災害直後から被害状況把握や今後の支援ニーズ分析のための緊急ニーズ調査を実施するなど迅速かつ機動的に対応しました(参考:スリランカについては、ニーズ調査を踏まえ2005年6月、円借款による復興支援を実施)。業務戦略評価でも指摘のとおり、平和構築、防災については、今後も我が国政府の政策や国際社会の要請を踏まえた取り組みを継続していくことが必要です。

地球規模問題に関する技術・知見を有する我が国内外の研究機関・国際機関・企業・NGO等との知的連携の強化(課題 6-4)

評価 A

京都議定書の発効を見据え、温室効果ガス削減事業の実施促進、日本企業の排出権獲得への支援を目的に中南米、中東欧諸国を中心に計 7 政府・政府機関及び地域開発金融機関と業務協力協定を締結したほか、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP-FI)に参画しました。また、防災への対応として、国連防災世界会議(2005年1月、於:神戸)において、地方公共団体の防災知見を生かした国際協力に関するシンポジウムを開催するなど、地球規模問題に関する内外の関係機関との知的連携を強化しました。

課題 6-1

開発途上国政府による地球温暖化対策と 我が国の酸性雨問題を軽減する対策への支援の拡充

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
地球温暖化対策としての二酸化炭素(CO ₂)等温室効果ガスの排出量削減・吸収につながる事業に対する支援	(指標1) 温室効果ガス排出抑制に資する案件に対する出融資保証承諾案件数(森林保全・植林事業を含む)	8	14	26	18	33
	(指標2) モニタリング指標 上記支援対象案件により削減される温室効果ガス排出量(計画値)	1.1 百万トン	0.9 百万トン	n.a. (注1)		n.a. (注1)
我が国の公害防止等のクリーン・テクノロジーの普及を伴う案件に対する支援	(指標3) 我が国のクリーン・テクノロジーが導入された本行出融資保証承諾案件数	11	10	4	11	2
開発途上国における地球温暖化・酸性雨対策への意識と対応能力の向上、及び制度の構築に対する支援	(指標4) 地球温暖化・酸性雨対策への意識と対応能力の向上、制度構築のためのセミナーの実施件数	1	2	10	6	19
評価結果			A	A	A	

A: 適切な取り組みがなされている。 B: 概ね適切な取り組みがなされている。 C: 取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。
-: 外部環境の変化等により評価不能。

(注1) CO₂ 排出量の具体的な数値の算定は、CDM/JI 関連案件以外は系統的に把握していないことから n.a.としています。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

地球温暖化対策としての二酸化炭素(CO₂)等温室効果ガスの排出量削減・吸収につながる事業に対する支援

- ・ (指標1) の実績は計画を上回りました。温室効果ガスの排出量削減・吸収につながる事業への取り組みが強化されたと評価されます。具体的な取り組みとしては、中国における炭鉱メタンガスの有効利用、植林、エネルギー転換、インドネシアにおける地熱発電所等の事業への支援があります。

<事例紹介> 中国の炭鉱メタンガスプロジェクト、インドネシアの地熱発電プロジェクト

- ・事業開発等金融により支援した中国山西省の炭鉱メタンガス事業は、炭鉱から大気中に放出されている炭鉱メタンガスの回収による発電及び都市ガス供給を行うものですが、未利用エネルギーの有効活用を推進し、中国におけるエネルギー資源の需給逼迫の緩和を通じ、日本のエネルギー安定供給確保に貢献すると同時に、石炭使用量の減少により二酸化硫黄、窒素酸化物等の大気汚染物質の排出を削減することで、環境改善にも貢献するものです。本プロジェクトはクリーン開発メカニズム(CDM(注2))候補案件として中国政府から期待されており、本行も出資する世銀炭素基金が中国側実施主体との間で排出権買取り契約を締結しています。
- ・円借款で支援したインドネシアのウルブル地熱発電所建設事業は、再生可能エネルギーである地熱資源を活用し、大気汚染物質及び二酸化炭素の排出抑制に貢献するものですが、2003年度に承諾したラヘンドン地熱発電所拡張事業と共に、インドネシア政府とも協議の上、CDM適用に向けた手続きを取っています。

(注2) クリーン開発メカニズム(CDM)：温室効果ガス排出量削減の数値目標が設定されている先進国が、数値目標が設定されていない開発途上国内において排出削減(又は吸収増大)のプロジェクトを実施し、その結果生じた排出削減量(又は吸収増大量)に基づいて得たクレジットを自国の排出量削減に用いる制度

我が国の公害防止等のクリーン・テクノロジーの普及を伴う案件に対する支援

- ・(指標3)については、ブルガリアの火力発電所やバーレーンの製油所に脱硫装置を設置する案件を支援しましたが、内談案件の進捗遅延等の理由により、実績は計画を下回りました。

開発途上国における地球温暖化・酸性雨対策への意識と対応能力の向上、及び制度の構築に対する支援

- ・(指標4)については、計画を上回りました。具体的な取り組みとしては、タイにおける世銀等との連携によるCDM促進セミナー、フィリピンにおけるクリーナー・プロダクションに関するセミナー、中国、メキシコ等における京都メカニズムに関するセミナー、本邦企業及び政府関係者からなる中東欧における共同実施(JI)(注3)に関する新たなビジネスモデルを作るための研究会等を開催しました。中東欧における研究会については、有力なJI候補案件に加え、グリーン投資スキーム(GIS)(注4)等の新しい枠組みに関する議論も行われており、先駆的な取り組みと評価されます。

(注3) 共同実施(JI)：温室効果ガス排出量削減の数値目標が設定されている先進国同士が協力して、先進国内において排出削減(又は吸収増大)のプロジェクトを実施し、その結果生じた排出削減量(又は吸収増大量)に基づいて得たクレジットを自国の排出量削減に用いる制度。

(注4) グリーン投資スキーム(GIS)：温暖化ガス排出量が目標排出量を下回ると見込まれる国が、余剰枠を売却し、対価を温暖化ガス削減プロジェクト等に投資する仕組み

- ・(指標4)の対象としていませんが、公害も含めたより広範な環境問題に関する知的支援の一環として、日本の環境改善・公害対策に関する経験・知見等を深めることを目的に、JICAと連携し、開発途上国政府・政府機関、地方政府において環境政策・公害対策に携わっている中堅幹部職員を対象に「環境改善・公害対策融資セミナー」を開催しました。

2. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への適切な取り組みがなされたものと評価されます。引き続き、地球温暖化対策と我が国の酸性雨問題を軽減する対策への支援を拡充していくことが重要ですが、その際、課題への取り組みの成果をより高めるため、今後、我が国の公害防止等のクリーン・テクノロジーの普及を伴う案件に対する支援を一層推進する必要があると考えられます。
- ・ なお、「平成 14～16 年度業務戦略評価報告書」においても、2005 年 2 月の京都議定書の発効を踏まえ、日本政府・民間企業等との連携を強化し、京都メカニズム活用案件への支援の拡充と共に、引き続き京都メカニズム活用以外の温室効果ガスの排出量削減・吸収につながる案件への支援を行っていく必要がある旨指摘しており、これらは 2005 年度からの業務戦略に反映されています。

(参考)2005 年度からの業務戦略 (取り組み例については、本課題の評価結果に関連するもののみをあげています)

- 課題「地球温暖化問題への支援の拡充」
取り組み例「京都メカニズムの活用を通じた、地球温暖化問題への貢献」
「京都メカニズムの活用案件以外で温室効果ガスの排出量削減・吸収につながる事業に対する支援」(指標「我が国のクリーン・テクノロジー等が活用された出融資保証承諾案件数」を含む)

課題 6-2

日本企業を通じた地球温暖化対策への支援の拡充

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
CDM、JI 等を通じた日本企業の排出権獲得に資する地球温暖化対策への支援						
評価結果			B	A	A	

A: 適切な取り組みがなされている。 B: 概ね適切な取り組みがなされている。 C: 取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。
 -: 外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

CDM、JI 等を通じた日本企業の排出権獲得に資する地球温暖化対策への支援

- 京都議定書における日本の温室効果ガス削減目標の達成のために、開発途上国や体制移行国で行われる温暖化ガス削減プロジェクトからの排出クレジット購入を目的としたファンドである「日本温暖化ガス削減基金(JGRF)」向けの出資を民間企業等と共同で行いました(注1)。JGRFは京都メカニズムを活用し、京都議定書における削減目標や産業界の環境自主行動計画の達成に貢献することが期待されているアジア初の温暖化ガス削減基金です。本行には、日本の対外経済政策を担う政策金融機関として、これまでの海外プロジェクト向け融資・保証等の業務及び京都メカニズムに関する業務協力協定を通じて培われた途上国政府等との関係や駐在員事務所を通じた海外ネットワーク、世界銀行炭素基金への出資を通じたノウハウを最大限に活用して、JGRFを支援することが期待されています。

(注1) JGRFは、途上国や体制移行国で行われる温暖化ガスの排出削減プロジェクトから生じる排出権をクレジットという形で購入し、それを出資者間で配分することを目的としたファンドであり、別途設立された「日本カーボンファイナンス株式会社(JCF)」が先ずクレジット購入を行い、その後 JGRF に転売するという枠組みを採用しています。

- また、本行が出資参加する世銀炭素基金において、CDM/JI 候補事業5件について、排出権購入契約を締結しました。

2. 追加的な取り組みに関する評価 (年間事業計画に予め掲げていないもの)

- 京都メカニズムの活用を想定したものではありませんが、日本企業を通じた地球温暖化対策への支援の一環として、以下の取り組みを行いました。
 - 日本の電力会社や ADB 等と共同で、アジア地域を主な投資対象地域とする ESCO 事業(注2)や再生可能エネルギー事業向けの投資ファンドに出資を行いました。昨今の省エネルギー及び地球温暖化への関心の高まりを背景に、世界的に注目されているエネルギー効率化事業である ESCO 事業や再生可能エネルギー発電事業は、近年アジア地域においても積極的な導入の気運が高まりつつありますが、本ファンドは、こうしたエネルギー効率化事業に投資を行う同地域での初のファンドです。

(注2) ESCO とは、Energy Service Company の略です。「ESCO 事業」とは、顧客(工場・ビル・ホテル等)に対し設備改善によるエネルギー効率化サービスを提供、効率化を保証し、顧客の光熱費削減分から収益を受け取る事業です。

- 日本企業がインドネシア、オマーン、アラブ首長国連邦、メキシコ等において実施する LNG の輸入事業、LNG 船の保有・運航事業、天然ガス焚きコンバインドサイクル発電事業、LNG ターミナルの建設事業に融資を行い、クリーン・エネルギーである天然ガス活用による環境負荷の低減を支援しました。
- 日本企業がハンガリーにおいて実施する太陽電池モジュール製造事業への支援を行いました。太陽電池は、太陽光発電に使われるもので、新エネルギーとして期待されており、日本企業 4 社で世界生産量の約半分のシェアを占め、各社とも海外展開に力を入れている分野です。同事業は、今後太陽光発電に対する需要が高まると予測されるドイツ、イギリス、スペイン等欧州市場向けの太陽電池モジュール製造を行うもので、欧州市場においても高い評価が期待されます。
- 日本の温室効果ガス削減目標達成に向け、温室効果ガス削減事業の実施促進、日本企業の排出権獲得への支援を目的に、2004 年 4 月のメキシコを皮切りにチリ、ブルガリア、モロッコ、ベトナム、ルーマニアの政府・政府機関、中米経済統合銀行と京都メカニズムに関する業務協力協定を締結しました。こうした個別国の政府機関等との京都メカニズムに関する業務協力協定の締結は、本行としても初めてのケースであり、京都メカニズムの積極的・効果的な活用を目指した時宜にかなった先駆的な取り組みと評価されます。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への適切な取り組みがなされたものと評価されます。
- ・ なお、課題 6-1(110 頁)で述べたとおり、「平成 14～16 年度業務戦略評価報告書」で指摘した京都メカニズム活用案件への支援の拡充について 2005 年度からの業務戦略に反映しています。

(参考)2005 年度からの業務戦略

- 課題「地球温暖化問題への支援の拡充」
取り組み例「京都メカニズムの活用を通じた、地球温暖化問題への貢献」
「京都メカニズムの活用案件以外で温室効果ガスの排出量削減・吸収につながる事業に対する支援」

課題 6-3

地球温暖化と酸性雨対策以外の地球規模問題への対応の強化

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
水資源・感染症・人口問題への支援	(指標1) 水資源・感染症・人口問題に対応する円借款対象案件数(新規承諾案件数及び調査業務(SAF・SADEP及び委託調査等)を通じた支援を行っている既往案件数)(注)	2		13	62	24
本行としての支援のあり方を定めるための、地球規模問題に関する国際的枠組み(国際会議・フォーラム等)への参加を通じた積極的な情報・意見交換の推進						
評価結果			B	A	B	

A: 適切な取り組みがなされている。 B: 概ね適切な取り組みがなされている。 C: 取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。
- : 外部環境の変化等により評価不能。

(注) 地球規模問題としての水資源問題の認識の高まりを受け、2004年度より指標対象分野に水資源分野を加えています。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

水資源・感染症・人口問題への支援

- ・ (指標1) については、下記のような取り組みを行いました。年度中に承諾に至らなかった案件や調査準備の遅延があったこと、計画値の水準をやや高めに設定したこと等の理由から計画を下回りました。
- ・ 水資源分野への支援については、以下のとおりです。
 - インドでの河川の水質浄化事業や中国、カザフスタン、ブラジル等での上下水道整備事業などの案件を支援しました。これらの支援にあたっては、事業効果を高めるため、上水道の節水・漏水対策や水質浄化等に関する日本の地方公共団体、大学等の優れた知見・経験を活用するなど、連携を推進したのも含まれています。

< 事例紹介 > ガンジス川流域都市衛生環境改善事業 (インド)

本事業は下水処理場や下水管の建設・改修を行うと共に、スラム街や沐浴場に公衆トイレを設置し、ガンジス川の水質浄化をはじめ、包括的な衛生環境改善を支援するものです。プロジェクトの準備段階では、岡山県と連携し、同県が実施している児島湖の環境保全に関する学校教育や住民への啓蒙活動等をインド側に紹介するなど、日本の地方公共団体の知見を活かした支援を行いました。

- 米国の援助機関である米国国際開発庁 (USAID) との間で、フィリピン、インドネシア、インド、ジャマイカのパイロット 4 カ国について、水分野への民間資金導入や水系管理等での連携について協議を実施しました。これは、2002 年の持続可能な開発に関する世界首脳会議 (ヨハネスブルグ・サミット; WSSD) において発表された「日米水協力イニシアティブ」に基づく米国との連携であり、特にフィリピンにおいては 2004 年 10 月に、本行、USAID 及びフィリピン実施機関との間で覚書を締結し、民間資金の活用を含めた円借款と USAID の援助スキームを組み合わせた協力に関し、検討を進めています。
- ・ 感染症への対応としては、カンボジア、ベトナム、ウクライナにおける港湾、道路、空港のインフラ整備案件の中に建設労働者に対する HIV/エイズ対策を組み込む支援を行いました。具体的には、実施機関とコントラクターとの間の工事契約書類等に HIV/エイズの予防に関する取り決めを織り込んで貰うべく、本行の円借款標準入札書類(土木)に HIV/エイズ予防条項を挿入しています。これは、雇用機会を求めて地域を移動する建設労働者の HIV 感染リスクが高いため、労働者を対象に本行支援事業の実施にあわせ予防活動・啓蒙活動を行うものです。また、インドでの灌漑案件にマラリア対策を組み込む支援を行いました(下記事例紹介参照)。

<事例紹介> ラジャスタン州小規模灌漑事業 (インド)

本事業は小規模灌漑施設の改修、水管理体制の構築と農業技術の普及等を行うことにより、インドの中でも降雨量が極端に少ない同州の農業生産の増加を図り、農業所得の向上を通じた貧困削減を目的としており、水資源の対応にも合致する案件です。灌漑用水が蚊の発生源となり、マラリア感染が拡大することを防ぐため、マラリア予防対策をあわせて実施するなど、感染症対策含め地域住民の総合的な生活向上に配慮しています。

- ・ 人口問題については、食糧対策、女性の地位向上など、多様な取組による対応が重要ですが、インド等における灌漑事業を支援することで農業生産の増加を図り、また、上下水道整備事業において女性が上下水道管理委員会に参加して維持管理を行う制度を導入するなど、女性の地位向上に対して支援を行いました。

本行としての支援のあり方を定めるための、地球規模問題に関する国際的枠組み (国際会議・フォーラム等) への参加を通じた積極的な情報・意見交換の推進

- ・ 国際水管理研究所 (IWMI) 主催「アジアの灌漑農業における貧困緩和戦略」ワークショップに参加し、灌漑システムのパフォーマンスと貧困の関係等に関し、情報・意見交換、提言を行ったほか、第 15 回国際エイズ会議に日本政府、JICA と共に参加し、円借款によるインフラ整備の中での HIV/エイズ予防活動を紹介するなど、国際会議・フォーラム等での積極的な情報・意見交換を行いました。

2. 追加的な取り組みに関する評価 (年間事業計画に予め掲げていないもの)

平和構築

- ・ ODA 大綱の重点課題に新たに加えられた平和構築については、スリランカにおいて、日本政府が新たに導入した「平和の構築支援のための優遇金利」を初めて適用した環境対策、小企業育成、小規模インフラ整備への円借款案件を承諾しました。これらは、約 20 年に及んだ内戦で開発が遅れている同国北部及び東部を事業の対象地域として含むものです。

- ・ イラクに対しては、UNDPと共同による「イラク電力マスタープラン策定事前調査」を実施しているほか(2003年度からの継続)、イラク政府や他の援助機関と協議を重ねつつ、JICAとも連携してイラク復興に向けた円借款の案件形成に取り組みました。

■ 防災

- ・ 2004年12月のスマトラ沖地震・インド洋津波災害に対しては、インドネシア、スリランカ、モルディブにおいて災害直後から本行、世銀及びADB等が中心となり、被害状況把握と今後の支援ニーズ分析のための緊急ニーズ調査を実施するなど、迅速かつ機動的に対応しました。インドネシアについては、引き続き、復旧・復興計画策定に関与したほか、スリランカに対し、短期のインフラ復興と被災した民間セクターへの緊急資金支援のための支援の準備を行いました。

(参考) 本行は2005年6月、インド洋津波災害からの緊急復興支援として、上記のニーズ調査の結果、スリランカにおいて支援ニーズが大きいことが判明した道路、上水道、電力等の経済インフラの復興、及び漁業や観光業等の民間セクターに対し、円借款による「スリランカ津波被災地域復興事業」を供与しました。

- ・ 2005年1月の神戸での国連防災世界会議において、日本の地方公共団体の防災知見を活用した国際協力に関するシンポジウムを開催しました。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への概ね適切な取り組みがなされたものと評価されます。水資源・感染症・人口問題への支援については、今後とも推進していく必要があります。他方、平和構築、防災については機動的な対応がなされており、今後も我が国政府の政策や国際社会の要請を踏まえた取り組みを継続していくことが必要です。
- ・ なお、「平成14～16年度業務戦略評価報告書」においても、水資源・感染症・人口問題への対応に加え、国際社会の新しい課題となってきた平和構築や甚大な被害をもたらす災害への取り組みが必要である旨指摘しており、これらは下記(参考)のとおり、2005年度からの業務戦略の3つの課題に反映されています。

(参考)2005年度からの業務戦略

- 課題 「地球温暖化問題以外の地球規模問題への対応の強化」
取り組み例 「水資源・感染症・人口問題への支援」
「酸性雨問題軽減に資する対策への支援」
- 課題 「平和構築への貢献」
取り組み例 「紛争予防や、周辺国を含めた紛争地域における復興・再発防止への多様な支援」
- 課題 「災害への対応」
取り組み例 「災害予防を含む災害対応の各段階における多様な支援」

課題 6-4

地球規模問題に関する技術・知見を有する我が国内外の研究機関・国際機関・企業・NGO 等の関係機関との知的連携の強化

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
関係機関との意見・情報交換を通じた地球規模問題への対処に必要な知見獲得・情報収集の積極化						
評価結果			A	A	A	

A: 適切な取り組みがなされている。 B: 概ね適切な取り組みがなされている。 C: 取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。
- : 外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

関係機関との意見・情報交換を通じた地球規模問題への対処に必要な知見獲得・情報収集の積極化

地球規模問題に関し、以下のとおり、関係機関との知的連携の強化に取り組みました。

■ 地球環境問題

- ・ 京都メカニズム等に関する内外のセミナー、ワークショップや各種委員会、研究会への参加等を通じ、本行の京都メカニズムにかかる取り組み等を説明するなど、関係機関との知的連携を促進しました。また、有償資金協力促進調査(SAF)を活用し、世界銀行等と共に円借款等を活用した CDM/JI 推進のためのセミナーをタイで開催しました。
- ・ 世界銀行、中米経済統合銀行、ベトナム、ブルガリア、メキシコ、チリ等開発途上国政府・政府機関と京都メカニズムに関する業務協力協定を締結し、温室効果ガス削減事業の実施促進に向けた連携を強化しました。
- ・ 国連環境計画(UNEP)の「金融団体による環境及び持続可能な開発に関する国連環境計画宣言」に署名し、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP-FI)に参加、アジアを中心とする開発途上国の環境改善の取り組みに関する経験とノウハウの世界の参加金融機関との共有を図っています。特に、本行は、アジア太平洋タスクフォース・アウトリーチグループ(注1)のチェアとして、民間金融機関等との環境配慮や持続可能な開発等に関するノウハウの共有と連携強化に取り組んでいます。

(注1) UNEP-FI は、2005年1月にアジア太平洋タスクフォースを正式に立ち上げ、同地域での活動を本格化しました。地域タスクフォースとしては、北米、ラテンアメリカ、中東欧、アフリカに次ぐもので、各地域のニーズにあった形で UNEP-FI の活動を推進する役割を担っています。

- ・ 中東欧地域では、今後、排出権ビジネスが活発化していくことが予想されること、この分野での日系企業の取り組みを支援すべく、本邦企業が参加する JI 研究会を中東欧諸国において開催しました。

■ 平和構築

- ・ イラク復興支援の目的で UNDP と共同で「電力マスタープラン策定事前調査」を実施しました。

■ 防災

- ・ スマトラ沖大地震・インド洋津波被害等への対応として、世界銀行、ADB 等とともに被災国のニーズ調査を実施しました。
- ・ 2005 年 1 月に開催された神戸での国連防災世界会議において、開発途上国の実務者の参加を得て、我が国地方公共団体の防災知見を生かした国際協力、というテーマでシンポジウムを開催し、神戸市の阪神淡路大震災における教訓の共有、フィリピンのピナツボ火山噴火災害に対する本行の取り組み、同様の災害経験を有する島原市の雲仙普賢岳噴火災害からの復興への取り組みを紹介すると共に、我が国が有する防災ノウハウの開発途上国での活用のあり方など、開発途上国への災害復興・災害予防のための効率的な支援についての議論を実施しました。

2. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への適切な取り組みがなされたものと評価されます。
- ・ なお、2005 年度からの業務戦略では、本課題「地球規模問題に関する技術・知見を有する我が国内外の研究機関・国際機関・企業・NGO 等の関係機関との知的連携の強化」を課題としていませんが、効率的な業務の遂行を確保するため、今後も関係機関との連携強化が必要であることは言うまでもありません。特に、京都議定書が発効したことを踏まえ、今後は、京都メカニズム活用案件の具体的な実施促進に向けた各種機関との連携を強化することが重要となり、この点については、2005 年度からの業務戦略に反映しています。

(参考)2005 年度からの業務戦略 (取り組み例については、本課題の評価結果に関連するもののみをあげています)

- 課題「地球温暖化問題への支援の拡充」
取り組み例「京都メカニズムの活用を通じた、地球温暖化問題への貢献」(指標「相手国の指定国家機関等との業務協力協定の締結件数」を含む)

本行は、平成 14～16 年度業務戦略(参考 1)の評価を既に実施、「平成 14～16 年度業務戦略評価報告書」を公表し、その結果等を反映して改定した業務戦略(参考 2)の下で 2005 年 4 月から業務運営を行っています。業務戦略評価では、2004 年度上期までの取り組み状況等に基づいて評価を行っていますが、本評価では、2004 年度が終了したことを受け、業務戦略評価で指摘した事項に照らし、改めて指摘すべきものや、その内容を修正すべきものがないか等の観点から、業務戦略評価の内容について事後的なレビューを行いました。その結果、業務戦略評価の内容に相反し、その内容の修正を要する事項は特になくとも考えられます。

(参考 1) 当初の業務戦略(2002～2004 年度)における「課題」・「取り組み例」

(1) 基本分野 (2002～2004 年度)

【事業に関する課題】

課題	取り組み例
事業課題 1 民間金融機関の補完・奨励の徹底及び民間資金との役割分担の明確化	民間金融機関のニーズの把握、民間金融機関との協調融資及び保証機能の活用を通じた民間資金の積極的動員 開発事業における民間資金との役割分担の明確化
事業課題 2 効果的な政策実現を図るための多様な金融手段の有機的な活用	相互に関連する日本企業と開発途上国政府・企業による各種事業(例：民生活発電事業と開発途上国政府による送配電事業)に対する総合的支援の強化
事業課題 3 国際機関・他国公的機関との積極的連携	開発途上国向け支援に関する効果向上や日本企業の事業活動に資する国際機関・他国公的機関との連携の推進
事業課題 4 環境問題に対する配慮の徹底及び環境改善案件への積極的取り組み	環境問題に懸念がある案件における、NGO や地域住民等からの意見聴取の確認の徹底 開発途上国の環境改善に貢献する案件への支援の積極化
事業課題 5 中堅・中小企業向け支援内容の充実	中堅・中小企業向け情報提供の充実 中堅・中小企業向け支援の充実

【財務に関する課題】

課題	取り組み例
財務課題 1 適正な損益水準の確保	調達コスト・期待損失勘案後の適正な損益水準の確保
財務課題 2 出融資の実行に伴う各種リスクの適切な把握及び管理	政策金融機関として構造的に抱える長期・固定の貸付による金利リスクの適切な把握及び管理 財務の健全性に影響を及ぼし得る信用リスクの適切な把握及び管理

【組織能力に関する課題】

課題	取り組み例
組織能力 課題 1 オペレーションの機動的・効率的な実施	事業環境、顧客ニーズ、政府政策等の変化があった場合の機動的対応 コストの適切な管理 案件管理の効率的実施
組織能力 課題 2 我が国国民の意見・要請の適切な反映	我が国国民、非政府団体(NGO)、地方公共団体、大学関係者の意見・参加を求める機会の拡大
組織能力 課題 3 利用者の視点に立った業務の改善	出融資利用手続きの軽減等による利便性の向上 開発途上国におけるニーズの適切な把握
組織能力 課題 4 情報公開・広報活動の推進	積極的な情報公開の推進 開発途上国における本行業務に関する広報活動の積極化 開発教育を通じた国民の本行活動への理解の増進及び国際協力分野での人材の養成

(2) 事業分野 (2002～2004年度)

【国際金融秩序安定への貢献】

課題	取り組み例
課題 1-1 アジア地域における市場の信認回復のための健全な経済運営に対する支援強化	アジア地域における市場の信認回復の観点からのマクロ経済運営改善に資する知的協力の推進
課題 1-2 アジア各国のマクロ経済動向に関するモニタリング強化	マクロ経済動向を定期的にモニタリングするアジア地域の国数の拡充
課題 1-3 アジア各国の国際金融市場における資金調達支援	アジア地域向け民間資本フローの拡充につながる案件に対する支援
課題 1-4 効果的・効率的な危機収拾支援のための国際機関等との連携強化	危機収拾のための国際機関等との協調融資の活用
課題 1-5 早期危機収拾のための積極的貢献	早期危機収拾のための財政・金融政策等に関する開発途上国政府、我が国政府、国際機関等に対する提言発信
課題 1-6 社会的弱者への配慮の強化	社会的弱者の救済を目的とする融資の提供
課題 1-7 危機収拾のための民間資金の活用	開発途上国向け民間資本フローに対する保証の提供
課題 1-8 危機収拾支援の迅速な実施	危機発生後、融資実行までの期間の短縮

【開発途上国の経済社会開発支援】

課題	取り組み例
課題 2-1 アジアを中心とした各国の多様な開発ニーズを踏まえた選択的な支援の推進	アジア地域を中心とした支援
	各国の多様なニーズの適切な把握
	多様な開発ニーズを踏まえた優先分野への重点的・選択的な支援
	地域住民のニーズの適切な把握
課題 2-2 貧困削減への対応の強化	貧困層への支援を直接の目的とする案件(「貧困対策案件」)への支援
	貧困層による開発プロセスへの参加促進への支援
課題 2-3 開発途上国の経済的自立に必要な民間経済活動を推進する支援	開発途上国の民間活動の拡充に対する支援
	民間経済活動に必要な人材育成の拡充に対する支援
	開発途上国のIT化の促進に対する支援
	地方への産業の分散化を進めるための地方開発促進に対する支援
課題 2-4 知的協力の推進	開発政策の立案、案件形成から完成後の運営・維持管理に至る、あらゆる段階における知的協力の推進
	問題解決、優良案件形成における経験・教訓の途上国との共有の強化
	日本の知見・ノウハウ・技術を活用した支援の強化
課題 2-5 我が国国民の参加と他の援助形態・機関等との連携による開かれた円借款業務の推進	業務の企画立案、案件形成における国民参加の業務運営の推進
	現場における経験や知見を有する内外のNGOやCBOなどの市民社会及び地域社会と協力・連携した支援の推進
	都市基盤整備、公害対策、地方行政サービス等の経験・知見を有する我が国地方公共団体と協力・連携した支援の推進
	我が国の他の援助形態(技術協力・無償資金協力)と一体となった支援の推進
	他の援助機関や国際機関が参加する国際的枠組みにおける知的協力の推進
課題 2-6 円借款業務の質の向上	債務状況に配慮した支援の推進
	評価の充実

【我が国の資源の安定確保】

課 題	取り組み例
課題 3-1 我が国としてのエネルギー・鉱物資源の確保	権益取得、長期引取契約又は販売権取得により我が国として確実に確保できるエネルギー（石油・天然ガス等）・鉱物資源量などの拡大につながる事業に対する支援
	資源供給国の新規開拓支援によるエネルギー・鉱物資源の供給源多角化につながる事業に対する支援
	新技術による天然ガスの有効利用推進につながる事業に対する支援
	我が国へのエネルギー・鉱物資源の供給拡大に繋がる経済インフラ整備事業に対する支援
	アジア地域へのエネルギー供給の拡大に対する支援
課題 3-2 高リスク・巨額な資源案件への適切な対応	多様なリスク対応策による与信対象の拡大及び円滑なファイナンス組成の推進
	リスク負担軽減等のための国際機関・他国公的機関等との協調の推進

【我が国の資本・技術集約型輸出の支援】

課 題	取り組み例
課題 4-1 日本企業の輸出競争力の確保	多様なリスク対応策による与信対象の拡大及び円滑なファイナンス組成の推進
	国際コンソーシアムによる輸出商談を支援するための他国輸出信用機関（ECA）との協力関係強化
課題 4-2 日本企業の輸出機会の創出	案件発掘・形成調査業務の活用による日本企業の入札機会の拡大に対する支援
課題 4-3 我が国が競争力を有するような公的輸出信用制度の構築	OECD アレンジメント会合をはじめとする国際会議における積極的提言及び日本企業に対する関連情報の提供

【我が国産業の国際的事業展開の支援】

課 題	取り組み例
課題 5-1 開発途上国における日本企業の事業機会の創出	多様なリスク対応策による与信対象の拡大及び円滑なファイナンス組成の推進
	リスク負担軽減等のための国際機関・他国公的機関との協調の推進
課題 5-2 日本企業のニーズを反映した開発途上国政府による経済・社会インフラ整備及び投資関連諸制度の整備支援	開発途上国の経済・社会インフラ整備の推進
	開発途上国における円滑な事業運営のための諸制度の整備・改善の推進
課題 5-3 日本企業のニーズを反映した開発途上国における裾野産業の育成	地場裾野産業育成のための現地企業（日系企業含む）向け支援の積極化
課題 5-4 開発途上国の経済情勢等の環境変化への機動的対応	信用収縮等への機動的対応のための現地日系企業の業況把握の充実

【開発途上国における地球規模問題への対応支援】

課 題	取り組み例
課題 6-1 開発途上国政府による地球温暖化対策と我が国の酸性雨問題を軽減する対策への支援の拡充	地球温暖化対策としての二酸化炭素（CO ₂ ）等温室効果ガスの排出量削減・吸収につながる事業に対する支援
	我が国の公害防止等のクリーン・テクノロジーの普及を伴う案件に対する支援
	開発途上国における地球温暖化・酸性雨対策への意識と対応能力の向上、及び制度の構築に対する支援
課題 6-2 日本企業を通じた地球温暖化対策への支援の拡充	CDM、JI 等を通じた日本企業の排出権獲得に資する地球温暖化対策への支援
課題 6-3 地球温暖化と酸性雨対策以外の地球規模問題への対応の強化	水資源・感染症・人口問題への支援
	本行としての支援のあり方を定めるための、地球規模問題に関する国際的枠組み（国際会議・フォーラム等）への参加を通じた積極的な情報・意見交換の推進
課題 6-4 地球規模問題に関する技術・知見を有する我が国内外の研究機関・国際機関・企業・NGO等の関係機関との知的連携の強化	関係機関との意見・情報交換を通じた地球規模問題への対処に必要な知見獲得・情報収集の積極化

(参考2) 2005年度以降の業務戦略における「課題」・「取り組み例」

(1) 基本分野 (2005年度～)

【事業に関する課題】

課題	取り組み例
事業課題1 民間金融機関の補完・奨励の徹底及び民間資金との役割分担の明確化	民間金融機関との協調融資及び保証機能の活用
	民間金融機関の状況を踏まえた運用の見直し・新たなアプローチの導入
	民間金融機関の環境審査への協力
	開発事業における民間資金との役割分担の明確化
事業課題2 効果的な政策実現を図るための多様な金融手段の有機的な活用	日本企業・開発途上国政府・企業による事業に対する総合的支援の強化
事業課題3 国際機関・海外公的機関との積極的連携	開発途上国向け支援に関する効果向上や日本企業の事業活動に資する国際機関・海外公的機関との連携推進
事業課題4 環境問題への配慮の徹底および環境問題対応への積極的貢献	開発途上国における環境保全・改善プロジェクトの促進 出融資保証案件における環境配慮の徹底および環境保全・改善を目的とした外部への働きかけ
事業課題5 中堅・中小企業の海外事業運営支援	中堅・中小企業向け情報提供の充実
	地域金融機関の国際業務補完を通じた支援

【財務に関する課題】

課題	取り組み例
財務課題1 適正な損益水準の確保および安定的な財務体質の維持	調達コスト・期待損失勘案後の適正な損益水準の確保
	財務的安定性の維持
財務課題2 出融資の実行に伴う各種リスクの適切な把握及び管理	政策金融機関として構造的に抱える長期・固定の貸付による金利リスクの適切な把握及び管理
	財務の健全性に影響を及ぼし得る信用リスクの適切な把握及び管理

【組織能力に関する課題】

課題	取り組み例
組織能力課題1 オペレーションの機動的・効率的な実施	事業環境、顧客ニーズ、政府政策等の変化があった場合の機動的対応
	適切なコスト管理
	案件管理の効率的実施
組織能力課題2 我が国国民・利用者の意見・要請の適切な反映	我が国国民、利用者及び非政府団体(NGO)等の意見を聴取する機会の拡大
	出融資利用手続きの軽減等による利便性向上
組織能力課題3 情報公開・広報活動の推進	積極的な情報公開の推進
	開発途上国における本行業務に関する理解の促進
	開発教育を通じた国民の国際協力への理解の増進及び国際協力分野での人材の養成
組織能力課題4 対外経済分野における政策金融機関としての現地機能の活用強化	現地における動向把握・政策対話とそれに基づく迅速柔軟な対応
	開発途上国における適切なニーズ把握

(2) 事業分野 (2005 年度～)

【国際金融秩序安定への貢献】

課 題	取り組み例
課題 1-1 アジア地域における金融・資本市場の構造改善・市場育成支援	アジア地域における債券市場の育成支援
	アジア地域向け中長期民間資本フローの拡充支援
課題 1-2 新興・体制移行国発の国際金融危機未然防止への対応強化	市場からの信認維持に不可欠な健全な経済運営改善に対する知的協力
	国際金融危機再発に備えたマクロ経済動向の定期モニタリングの徹底
課題 1-3 国際金融危機発生時の機動的・効果的な危機収拾	国際金融危機収拾のための機動的・効果的な支援の実施

【開発途上国の経済社会開発支援】

課 題	取り組み例
課題 2-1 開発途上国の貧困削減への直接対応	貧困層への支援を直接の目的とする案件(「貧困対策案件」)への支援
	貧困層による開発プロセスへの参加促進への支援
課題 2-2 開発途上国の持続的な経済成長を推進する支援	開発途上国の貧困削減に貢献する経済社会インフラ整備の推進
	開発途上国の民間経済活動の拡充に対する支援
	開発途上国の人材育成に対する支援
	開発途上国のIT化の促進に対する支援
	地域格差の是正に対する支援
課題 2-3 知的協力・技術支援の推進	各国の多様な開発ニーズの適切な把握
	開発途上国の政策立案、案件形成から完成後の運営・維持管理に至る、あらゆる段階における知的協力・技術支援の推進
	問題解決、優良案件形成における経験・教訓の開発途上国との共有の強化
	支援対象国の事業管理・債務管理能力向上に対する支援
課題 2-4 開発パートナーシップの推進	現場における経験や知見を有する内外の NGO や CBO 等の市民社会及び地域社会と協力・連携した支援の推進
	我が国地方公共団体や大学と協力・連携した支援の推進
	我が国のほかの援助形態(技術協力・無償資金協力)や ODA 以外の資金と一体となった支援の推進
課題 2-5 国民の参加 (開かれた円借款業務)	他の援助機関や国際援助機関が参加する国際的枠組みにおける知的協力の推進
課題 2-6 円借款業務の質の向上	業務の企画立案、案件形成における国民参加の業務運営の推進
	円借款対象案件における評価の充実

【我が国にとっての資源の確保】

課 題	取り組み例
課題 3-1 我が国として不可欠なエネルギー・鉱物資源の確実な供給確保	我が国として確保可能なエネルギー・鉱物資源の維持・拡大支援
	高リスク・大規模案件に対する適切な対応
	エネルギー・鉱物資源の供給源多角化支援
課題 3-2 エネルギー・鉱物資源の安定確保のための供給量確保と消費節減の推進	アジア地域へのエネルギー・鉱物資源の供給量確保支援
	エネルギー・鉱物資源の有効利用・生産効率化に対する支援
課題 3-3 我が国へのエネルギー・鉱物資源の供給維持・拡大に繋がる事業の推進	我が国へのエネルギー・鉱物資源の供給拡大に繋がるインフラ整備事業等に対する支援

【我が国の資本・技術集約型輸出の支援】

課 題	取り組み例
課題 4-1 日本企業の輸出競争力確保	他国企業との競合案件における日本企業の支援強化
	多様なリスク対応策による円滑なファイナンス組成の推進
課題 4-2 日本企業の輸出機会創出	案件発掘・形成調査業務の活用による日本企業の入札機会の拡大支援
	開発途上国政府・機関等との日本企業の輸出促進に繋がる枠組み整備
	本邦技術活用条件 (STEP) の円借款案件における日本企業の有する技術の活用
課題 4-3 我が国輸出産業に配慮した公的輸出信用制度改善	公的輸出信用制度の見直しにあたっての、我が国輸出産業に配慮した改善の実現
	他国輸出信用機関 (ECA) との協力関係強化

【我が国産業の国際的事業展開の支援】

課 題	取り組み例
課題 5-1 開発途上国における日本企業の円滑かつ国際調和的な事業展開支援	多様なリスク対応策による円滑なファイナンス組成の推進
	日本企業の国際市場拡大への取り組み支援
	開発途上国における日本企業の調和的な事業展開支援
	開発途上国において事業を行う日本企業による環境配慮・改善に対する支援強化
課題 5-2 開発途上国における日本企業の事業運営に必要な基盤整備支援	開発途上国の経済・社会インフラ整備の推進
	開発途上国の裾野産業育成・日本企業の地場取引安定化に対する支援
課題 5-3 開発途上国における日本企業の事業運営に必要な諸制度の整備・改善支援	開発途上国における投資・事業環境整備に向けた制度面の改善推進
	開発途上国における事業環境変化への機動的対応・業況把握の拡充

【開発途上国における地球規模問題・平和構築への対応支援】

課 題	取り組み例
課題 6-1 地球温暖化問題への支援の拡充	京都メカニズムの活用を通じた、地球温暖化問題への貢献
	京都メカニズム活用案件以外で温室効果ガスの排出量削減・吸収につながる事業に対する支援
課題 6-2 地球温暖化問題以外の地球規模問題への対応の強化	水資源・感染症・人口問題への支援
	酸性雨問題軽減に資する対策への支援
課題 6-3 平和構築への貢献	紛争予防や、周辺国を含めた紛争地域における復興・再発防止への多様な支援
課題 6-4 災害への対応	災害予防を含む災害対応の各段階における多様な支援

平成 16 年度年間事業評価に係る外部有識者委員会の意見書

意見書

本意見書は、「平成 16 年度年間事業評価に係る外部有識者委員会」(構成委員は別紙の通り。)第 2 回会合(平成 17 年 10 月 4 日開催)での議論を踏まえ、評価結果の妥当性及び業務運営評価制度の今後の運用改善に向けた意見を取り纏めたものである。今回の議論の前提となる、第 1 回会合(平成 17 年 7 月 1 日開催)における評価手法等に関する意見は別添の通り。

1. 評価書の妥当性について

評価手法は適切に適用されており、評価書は妥当である。その他、改善が見られる点、また留意すべき点は以下の通り。

- (1) 評価の手法や基準の適用について、従来と比べ明確になっており、前進が見られる。
- (2) 構成・表現振り等について、15 年度評価にあたり指摘した当委員会意見も踏まえ、序文(「はじめに」)の中で総括評価的な内容を端的に纏めている点は、特に有意義である。また、過去の評価結果の一覧表示や事例紹介の囲み記事を新たに加えた他、紙面が全体的に見やすく、分かりやすくなっている。
- (3) 但し、「計画値の水準をやや高めに設定したこと」を、実績が計画を下回った要因として挙げた指標があるが、敢えて高めに設定した背景についても説明がなされた方が良かった。

2. 制度運用の改善点について

本制度導入後丸 3 年を経過し、平成 17 年 3 月に改定した業務戦略の下、新たな中期の業務運営サイクルに入った平成 17 年度以降においては、本制度の更なる効果的・効率的な運用が期待される。今後の制度運用の改善に向け、以下を指摘したい。

- (1) 評価にあたっては、業務運営の改善に向けて、「自省的」かつ「建設的」な視点から取り組むことが重要である。同時に、国民への「説明責任」を果たしていく必要があり、具体的なアウトカム(取り組みの成果)をより意識した記述に努めることを期待する。また、事例紹介に現地の生の声を盛り込む等の工夫も、成果を分かりやすく示すことにつながり有益であろう。
- (2) 国際協力銀行は対外経済政策を担う政策金融機関であり、海外を相手にしているという特殊性から、同行を取り巻く事業環境や顧客のニーズの変化の度合いが特に大きい。同行がこれらの変化に対応し、マネジメントサイクルの中で取り組むべき課題を絶えず的確に認識し、再設定していくために本制度を活用していく意義は大きい。このような理解の下、年間事業評価における段階評価のあり方やその基準の見直しについても、評価を活用して、取り組むべき課題を適切に認識し、再設定に結びつけていくとの観点から検討が望まれる。

- (3) 計画値の設定にあたっては、意欲的かつ努力することにより達成可能な水準にすることを基本として、逆に低めの目標設定に繋がらないよう留意する必要がある。他方、現場の意欲だけでなく、課題の政策的な重要性等も踏まえて、トップマネジメントとしての戦略的判断を加味することも重要となろう。
- (4) 公的機関のあり方が今後一層問われていく中で、国際協力銀行としても、本制度において、国民の関心を踏まえた内容の評価とするよう更に心がけ、また同行が政策的に求められる課題への取り組み状況を適切に示せるよう、引き続き目標と指標の設計等を工夫することが求められる。

平成 17 年 10 月 12 日

国際協力銀行業務運営評価制度
平成 16 年度年間事業評価に係る
外部有識者委員会
座長 高木 勇三

業務運営評価制度：平成 16 年度年間事業評価に係る外部有識者委員会
第 1 回委員会議事要旨（平成 17 年 7 月 1 日開催）

評価手法については、委員会より妥当との判断を得た。ただし、評価手法及び制度運用、その他の点について、以下の意見があった。

1. 評価手法について

- (1) 平成 16 年度評価は、改定前の業務戦略に基づく中期の業務運営サイクルの最終年度の評価にあたることから、同サイクルにおける継続性の観点からも、従来同様の評価手法とすることは理解できる。
- (2) 他方、段階評価の見直しについては、平成 15 年度年間事業評価に係る当委員会意見書でも指摘しているところ、変化する環境条件の中で革新的なことを行った場合など、特に取り組みが良好なものを従来の「A」から区別して、新たに上位段階として加えることや、業務改善につなげる前向きな意味での「C」活用を促進するとの考えのもと「C」の基準の考え方を見直すこと、などを含め、新たな中期サイクルの下での平成 17 年度評価に向けて、評価の段階の在り方を検討するよう期待する。

2. 制度運用、その他について

- (1) 業務運営評価制度は、常に自己改革・改善しうる自律性のあるマネジメントへの転換と定着のためのツールであるとの認識のもと、本制度とマネジメントシステムとの連携強化について、制度自体の有効性を高めていくとの観点から検討が望まれる。また、例えば現場におけるグッドプラクティスといった情報共有への活用など、現場の自己改革・改善を促す仕組みとしての更なる活用も望まれる。
- (2) トップマネジメントには、外部環境の変化に対応した組織のミッションの明確化・見直しを期待されるところ、制度導入後 3 年となる平成 17 年 3 月での業務戦略改定は、自律的に目標の再設定を行った例として評価される。
- (3) 国民により分かりやすい評価書とするためには、例えば評価の意義付けをもっと書くとか、前年度と比べての変更点や特徴をまとめてみるなど、引き続き工夫が求められる。特に要約については、将来の業務戦略改定への活用も視野に入れて、想定外の新たな展開などを、毎年度の評価にもきちんと折り込んでいくことが有益である。また、取り組むべき「課題」の重点化も、評価の分かりやすさ向上に資する一つのアプローチとして、参考となる。

以上

委員一覧（座長を除き 50 音順）

高木勇三 日本公認会計士協会常務理事（座長）

岩崎慶市 株式会社産業経済新聞社論説副委員長

大住莊四郎 関東学院大学経済学部教授

角田 博 社団法人日本経済団体連合会参与

城山英明 東京大学大学院法学政治学研究科助教授